

全国こども政策主管部局長会議

令和6年1月
こども家庭庁支援局

《 目 次 》

1. 「加速化プラン」における支援強化【貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児】	3
2. 児童虐待防止対策の強化等について	8
3. こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援の強化	17
4. 家庭養育環境の確保や虐待等を受けたこどもの自立支援等の強化	22
5. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について	25
6. 令和6年度障害児支援関係予算案等について	27
7. こども家庭庁が実施するいじめ防止に係る取組について	31
8. こどもの自殺対策の推進について	36
9. 参考資料	41

1. 「加速化プラン」における支援強化 【貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児】

貧困・ひとり親、児童虐待防止、障害児・医療的ケア児への支援を強化・拡充し、多様なニーズを持つ子どもを含め、すべての子どもと家庭に対する包括的な支援体制を構築

<課題>

子どもの貧困対策

- ◆ひとり親家庭等の子どもの大学等進学率が低い
- ◆ひとり親の手当が減ったり止まったりすることが心配で、働き控えを考える人がいる。多子ひとり親世帯は、特に生活に困窮
- ◆手当が止まると、手当と連動した支援策からも外れてしまう

<加速化プランでの対応>

子どもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの生活・学習支援を強化するとともに、ひとり親家庭への経済的支援、就業支援、養育費確保支援を多面的に強化。

<目指す姿>

経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジ出来る

働き控えに対応し、児童扶養手当が自立を下支えする

多子のひとり親家庭の生活が安定する

●子どもの学習支援・生活支援の強化



- ▶地域で**学習をサポートする場**を増やし、新たに、子どもの**大学受験料等を補助**

●児童扶養手当の拡充



▶ **所得制限の見直し**

- ✓ 満額を受給できる所得 年収160万円 → 190万円
- ✓ 所得に応じた一部額を受給できる所得 年収365万円 → 385万円

▶ **多子加算の増額（第3子以降の額を第2子と同額に）**

●児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和

- ▶所得が上がって手当の受給対象から外れた場合は、給付金や貸付が利用できなかったが、**1年間をめどに利用可能**に

児童虐待防止

包括的な相談支援体制を構築・強化し、虐待防止の取組みを強化。子ども・若者視点での新たなニーズに応じたアウトリーチ型支援などを強化

- ◆子ども・若者が自分の意思で選択できる支援が少ない

●虐待等で家庭等から孤立した子ども・若者のための安全な居場所

（子ども若者シェルター）を確保し、相談支援等を実施



●学生等に対して、食事や相談支援を行うアウトリーチ支援

困難を抱える子ども・若者が自ら選択しながら活用できる支援も用意

- ◆相談対応件数の増加を踏まえ、迅速・的確な対応が可能となる体制の整備が必要

●児童相談所の職員体制強化と業務効率化（ICT化等）の推進



児童虐待等への相談支援を確実に行う人材の確保・育成等を行い、子どもと家庭を支援

障害児支援・医療的ケア児

子どもと家族に寄り添いながら、個々の特性や状況に応じた質の高い支援を提供するとともに、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進

- ◆子どもの育ちに不安、どこで誰に相談すればよいかわからない、支援につなげられない
- ◆障害があっても、みんなといっしょに遊び、学びたい

●早期からの切れ目のない支援とインクルージョンの推進



- ▶乳幼児健診、親子教室、保育所などの**身近な機会・場所での発達相談を充実**
- ▶児童発達支援センターによる**専門人材の巡回支援**や**看護師等の配置促進**により、**保育所等の受入体制を強化**

様々な機会・場所での「気づき」を、専門的支援に早くつなげる
地域の様々な場で、ともに過ごし・育つことができる

- ◆成長に応じて補装具を頻繁に買い替えられない（経済的な負担が大きい）

●子どもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

- ▶障害児の日常生活と成長に欠かせない**補装具費支給制度の所得制限を撤廃**



子どもの成長にあった補装具を使うことができる

「加速化プラン」による施策の充実 【貧困】

こどもの貧困（食事、学び等）を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化。子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

課題

- ◆ ひとり親家庭等のこどもの大学等進学率が低い

ひとり親世帯65.3%（子育て世帯83.8%）

- ◆ 食料が買えなかったことがある、頼れる人がいないという子育て家庭がある

食料が買えない経験 ひとり親世帯34.9%
子育て世帯16.9%

- ◆ ひとり親の就業率は9割近く、母子世帯の母の正規雇用割合も上昇しているが、所得が低い。

- ◆ ひとり親の就労収入は上昇しているが、手当が減ったり止まったりすることが心配で、働き控えを考える人がいる

母子世帯の母の年収中央値
208万円（平成28年）→ 240万円（令和3年）

- ◆ 多子ひとり親世帯は、特に生活に困窮

- ◆ 手当が止まると、手当と連動した支援策からも外れてしまう

- ◆ 養育費の受領率は、母子世帯の3割弱で非常に低い

加速化プランでの対応

こどもの貧困対策

●こどもの学習支援・生活支援の強化

- 地域で**学習をサポートする場**を増やし、新たに、こどもの**大学受験料等の補助**を開始



●こどもの生活支援の強化

- **子ども食堂や学び体験**などの場を増やす
- アウトリーチ型の**訪問支援**の展開（宅食・おむつ）



ひとり親家庭への支援

●ひとり親の就業支援・自立支援の強化

- **資格取得**を目指すひとり親家庭に対する**給付金の対象資格の拡大・給付割合の拡充**



●児童扶養手当の拡充

- **所得制限の見直し**
 - ✓ 満額を受給できる所得 年収160万円 → 190万円
 - ✓ 所得に応じた一部額を受給できる所得 年収365万円 → 385万円
 - **多子加算の増額**
 - ✓ **第3子以降の額**（6,250円）を第2子と同額（10,420円）に増額
- * R5年度の額。額は物価スライドによって変化。

●児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和

- 所得が上がって手当の受給対象から外れた場合は、給付金や貸付が利用できなかったが、**1年間をめどに利用可能**に

●養育費確保支援の強化

- 養育費の取り決め等の相談にのる **弁護士報酬への補助**



目指す姿

経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジ出来る

食事や生活に困ったときに頼れる場所が身近にあり、必要な支援が受けられる

手に職をつけて、安定的な収入を得られる

働き控えに対応し、児童扶養手当が自立を下支えする

多子のひとり親家庭の生活が安定する

養育費をしっかりと受け取れるひとり親家庭を増やす

「加速化プラン」による施策の充実 【児童虐待防止】

包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。

課題

加速化プランでの対応

目指す姿

◆ どこに相談したらよいか分からない、相談したいけど躊躇してしまう

◆ 子育てをする中での困難や、予期せぬ妊娠をした方などに対応する支援策が少ない



◆ こども・若者が自分の意思で選択できる支援が少ない



◆ 相談対応件数の増加を踏まえ、迅速・的確な対応が可能となる体制の整備が必要

◆ 一時保護や施設入所後も、こどもがより家庭的な環境で生活できることが重要

◆ 自立に向けたきめ細かな支援が必要

虐待の未然防止（プッシュ型・アウトリーチ型支援の強化）

●市町村の「こども家庭センター」の全国展開

- 母子保健と児童福祉の一体的な相談支援機関（こども家庭センター）で必要な支援につなげる
- こども家庭センターに学校や保育所等との「つなぎ役」を配置



●子育てに困難を抱えるこどもや家庭へのアウトリーチ支援

- 子育てに困難を抱える家庭を訪問し、宅食などを通じて、支援につなげる
- 困難な状況にある妊産婦への包括的な支援（一時的な居住支援、食事の提供、相談・助言等）の実施



待ちの姿勢から、予防的な関わりを強化し、子育て家庭やこども自身からのSOSを早期に把握・支援を届ける

支援の方法や種類を増やし、個々の困りごとに直接、手が届く支援を行う

こども・若者視点からの新たなニーズへの対応

●虐待等で家庭等から孤立したこども・若者のための安全な居場所（こども若者シェルター）を確保し、相談支援等を実施

●虐待・貧困等に苦しむ学生等に対して、食事や相談支援を行うアウトリーチ支援の実施



困難を抱えるこども・若者が自ら選択しながら活用できる支援も用意

児童虐待への支援現場の体制強化

●児童相談所の職員体制強化と業務効率化（ICT化等）の推進

児童虐待等への相談支援を確実にを行う人材の確保・育成等を行い、こどもと家庭をしっかりと支援

虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備

●一時保護施設や児童養護施設等の環境改善

- 人員体制の充実やユニットケアの推進、学習支援の強化

●家庭養育環境を確保するための里親委託等を推進

- 里親等支援や養子縁組支援の体制強化



こども・若者が個々の状況に応じて健やかに生活できる環境や、自立に向けたサポートを受けられる体制を整備

●支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援

- 相互交流や情報提供、相談・助言、一時的な居住支援等の実施

「加速化プラン」による施策の充実 【障害児・医療的ケア児】

障害児と医療的ケア児への支援を強化し、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが地域で安心して共に育ち暮らすことができる包摂的な社会づくりを強力に進める。

課題

- ◆ こどもの育ちに不安、どこで誰に相談すればよいかわからない、支援につなげられない
- ◆ 専門的な発達支援を受けたい

- ◆ 医療的ケアの必要なこどもを預かってくれる場所が少ない

- ◆ 成長に応じて補装具を頻繁に買い替えられない（経済的な負担が大きい）

- ◆ 障害があっても、みんなと一緒遊び、学びたい
- ◆ いろいろなイベントにも参加したい

- ◆ 住んでいる地域で支援に差がある（隣の地域で受けられる支援が自分の地域では受けられない）

加速化プランでの対応

本人支援・家族支援の充実

●早期からの切れ目のない支援の推進

- 乳幼児健診、親子教室、保育所などの**身近な機会・場所での発達相談を充実**
- 支援**人材の育成促進**により地域の障害児支援事業所の支援技術を向上



●医療的ケア児等の預かり環境の整備

- 医療的ケア児や重度心身障害児を一時的に**預かる環境を整備**



●こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

- 障害のあるこどもの日常生活と成長に欠かせない**補装具費支給制度の所得制限を撤廃**



地域社会の参加・包摂（インクルージョン）の推進

●障害児・医療的ケア児の地域での受入環境の整備

- 児童発達支援センターによる**専門人材の巡回支援**や**看護師等の配置促進**により、**保育所等の受入体制を強化**
- 習い事や地域のイベントなどに専門人材を派遣し、様々な場での受入環境の整備を促進

地域の支援体制の強化

●児童発達支援センター等の強化

- 地域の障害児支援の中核となる児童発達支援センターや医療的ケア児支援センター等の体制や支援機能を強化



目指す姿

様々な機会・場所での「気づき」を、**専門的支援に早くつなげる**

休息やきょうだいと過ごす時間が**確保**される



こどもの**成長にあつた補装具**を使うことができる

保育所、習いごと、イベントなどの**地域の様々な場で、ともに過ごし・育つ**ことができる

全国どの地域でも、必要な支援が受けられ、ともに育ち暮らせる社会を実現

2. 児童虐待防止対策の強化等について

施行に向けた準備（実施要綱等に盛り込むべき事項、スケジュール）

施行	改正事項	政省令、告示、通知等に反映する 必要のある論点	R4	R5			R6	R7	
				春～夏	秋	冬～春	夏～秋		
R6.4	こども家庭センターサポートプラン	人員配置基準、運営要領、サポートプランの記載事項・作成対象者 等	調査研究事業等	こども家庭審議会関係部会における議論	児相長会議・自治体説明会（運用イメージの提示）	府令公布	通知等発出	施行	第3期子ども子育て支援計画
	地域子育て相談機関	担い手・区域、情報発信・提供、子育て世帯とつながる工夫、関係機関との連携 等							
	家庭支援事業	支援対象者、事業内容、費用負担 等							
	こどもの権利擁護	意見聴取等措置・意見表明等支援事業の実施方法・体制等							
	親子再統合支援事業	事業内容、外部機関との協働方法 等							
	一時保護所基準	居室・人員等の基準、第三者評価の受審 等							
	自立支援	事業内容、対象者、実施場所、人員等の基準、届出事項 等							
	里親支援センター	事業内容、人員等の基準、第三者評価の受審、実施場所 等							
	妊産婦等生活援助事業	届出事項、対象者、実施場所 等							
	認定資格	研修課程、試験の頻度 等	検討会とりまとめ (研修加付1/16等)				認定機関の発足		
R7.6	司法審査	一時保護の要件、一時保護状の請求手続 等		実務者作業チーム	府令改正・マニュアル検討	マニュアル案とりまとめ	確定・マニュアル公表	施行 (令和7年6月1日)	

※ 令和6年4月に向け、令和4・5年度は、令和3年度補正予算(安心こども基金)等を活用し先行的な取組を実施。

令和4年改正児童福祉法の施行について

令和6年4月1日（一時保護時の司法審査については令和7年6月1日）の施行に向けた、各改正事項の検討状況と今後自治体にご対応をお願いしたい主な事項は以下のとおり。

改正事項	施行に向けた検討状況とご対応をお願いしたい主な事項
こども家庭センター 【虐待防止対策課・母子保健課】	<ul style="list-style-type: none">○ こども家庭センターのガイドラインについては、<u>昨年12月に自治体に案をお示し</u>しており、自治体からのご意見等を踏まえ、<u>令和6年3月に確定版を通知予定</u>。○ 令和8年度中にこども家庭センターの全国展開が図られるよう、<u>令和9年度以降は、こども家庭センターの要件を満たしていない場合、旧子育て世代包括支援センターの運営費及び旧子ども家庭総合支援拠点の運営費については補助対象外とする予定</u>。○ 各市区町村においては、<u>令和8年度までにこども家庭センターの整備を進めていただくようお願いしたい</u>。（※） <p>※ 既にこども家庭センターの機能を有している自治体が12.2%、令和6年度からの整備に向けて準備している自治体が53.1%、令和7年度以降の整備を検討している自治体が23.0%と、<u>約9割の自治体が既に対応を進めている</u>。（令和5年10月虐待防止対策課調べ）</p>
地域子育て相談機関 【成育環境課】	<ul style="list-style-type: none">○ 地域子育て相談機関の<u>設置運営要領案</u>を、<u>1月25日の自治体説明会でお示し予定</u>。<u>令和6年3月に確定版を通知予定</u>。○ 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点などの地域資源を活用し、第三期市町村子ども・子育て支援計画の期間内のできる限り早期に<u>地域子育て相談機関を管内中学校区に一つの設置</u>できるように、<u>計画の策定をお願いしたい</u>。
家庭支援事業（※）の利用勧奨・措置 【成育環境課】 ※子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の6事業	<ul style="list-style-type: none">○ 利用勧奨・措置の運用については<u>こども家庭センターのガイドラインに記載する</u>。上述の通り、<u>昨年12月に自治体に案をお示し</u>しており、自治体からのご意見等を踏まえ、<u>令和6年3月に確定版を通知予定</u>。○ 利用勧奨・措置は、支援の必要性があるものの契約では利用につながらない家庭に対して支援を届けるために重要な制度であり、<u>令和6年4月から運用できるように、準備をお願いしたい</u>。

令和4年改正児童福祉法の施行について

改正事項

施行に向けた検討状況とご対応のお願い

家庭支援事業 (新設・拡充分) 【成育環境課】

- (子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業)
- 実施要綱案及びガイドライン案を、昨年12月に自治体へ送付。その後、自治体からのご意見等を踏まえ、令和6年3月に確定版を通知予定。
 - また、子育て世帯訪問支援事業の施行に伴い、養育支援訪問事業における育児・家事援助が、子育て世帯訪問支援事業に移行することにご留意いただきたい。

- (親子関係形成支援事業・子育て短期支援事業)
- 実施要綱案／実施要綱改正案を、1月25日の自治体説明会でお示し予定。その後、自治体からのご意見等を踏まえ、令和6年3月に確定版を通知予定。

※これらの家庭支援事業は、子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられることから、昨年9月にお示した『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(初版)』を参考に、「量の見込み」を適切に算出し、計画的に整備を進めていただきたい。

一時保護施設の設備・ 運営基準等 【虐待防止対策課】

- 一時保護施設の設備・運営基準については、令和6年1月よりパブリックコメントを実施し、3月に公布予定。併せて一時保護ガイドラインの見直しも行う予定であり、1月25日の自治体説明会で概要案をお示し予定。各自治体においては、府令を踏まえて令和6年度中に条例の制定を行うとともに、一時保護施設のこどもの権利擁護や適切なケアが可能となるよう、基準やガイドラインに沿った対応をお願いしたい。
- 令和6年度予算案において、一時保護施設の職員配置等の環境改善のための予算も盛り込んだところであり、積極的な活用をお願いしたい。

権利擁護 親子関係再構築支援 【虐待防止対策課】

- こどもの権利擁護・親子関係再構築支援については、先行自治体等の取組事例なども含む運用マニュアルやガイドラインを昨年12月に発出。
- 安心子ども基金を活用する形で関係予算も確保しているところであり、各運用マニュアル・ガイドラインを踏まえて積極的かつ適切に取組を推進願いたい。

令和4年改正児童福祉法の施行について

改正事項	施行に向けた検討状況とご対応のお願い
<p>こども家庭ソーシャルワーカー【虐待防止対策課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭ソーシャルワーカーの認定機関として、<u>昨年12月に一般財団法人日本ソーシャルワークセンターを認定。令和5年度中に資格取得に向けた研修の対象者の具体的な受講要件（研修対象者の実務経験や保有資格等）を定める通知を发出</u>予定。 ○ 令和6年2月以降、認定機関により研修実施機関の募集等が行われ、<u>令和6年度早期より研修実施機関による受講者の募集・講習が開始</u>され、<u>令和6年度末に試験が実施</u>される予定。令和6年度予算案には、<u>児童相談所やこども家庭センター、保育所、児童養護施設等の職員の資格取得支援等のための新たな補助</u>を盛り込んだところであり、<u>積極的な活用</u>をお願いしたい。
<p>児童自立生活援助事業【家庭福祉課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童自立生活援助事業の支援対象者を定める関係法令については、<u>令和5年度末に公布</u>予定。また、<u>実施要綱</u>については<u>令和5年度末を目途に发出</u>予定。 ○ 本事業の<u>ガイドライン</u>については、<u>令和5年度末を目途に发出</u>予定。
<p>社会的養護自立支援拠点事業【家庭福祉課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的養護自立支援拠点事業については、<u>実施要綱案を1月25日の自治体説明会</u>でお示しし、自治体からのご意見等を踏まえ、<u>令和5年度末を目途に確定版を发出</u>予定。 ○ 本事業の<u>ガイドライン</u>については、<u>令和5年度末を目途に发出</u>予定。
<p>里親支援センター【家庭福祉課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 里親支援センターの<u>実施要綱案</u>を<u>1月25日の自治体説明会</u>でお示しし、自治体からのご意見等を踏まえ、<u>令和5年度末を目途に確定版を发出</u>予定。 ○ 本センターの<u>ガイドライン</u>については、<u>令和5年度末を目途に发出</u>予定。
<p>妊産婦等生活援助事業【家庭福祉課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊産婦等生活援助事業の<u>実施要綱案</u>を<u>1月25日の自治体説明会</u>でお示しし、自治体からのご意見等を踏まえ、<u>令和5年度末を目途に確定版を通知</u>予定。 ○ 本事業の<u>ガイドライン</u>については、<u>令和5年度末を目途に发出</u>予定。
<p>司法審査【虐待防止対策課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本年1月に「<u>一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル案</u>」をとりまとめ。今後、令和7年6月1日の施行に向け、<u>令和6年春頃までにかけて10か所程度の自治体に協力を得て、司法審査の試行運用</u>を行う予定。その結果を踏まえて、<u>児童相談所の人員体制の強化に係る検討を進めるとともに、マニュアル案について更なる検討</u>を行い、<u>令和6年の夏～秋頃にマニュアルの確定、一時保護の要件の府令の公布</u>を行う予定。

ヤングケアラーに関する制度改正について

資料4

制度の現状・背景

- ヤングケアラーについては、支援体制の強化等の対策を進めてきているが、ヤングケアラーへの支援について法律上明確な根拠規定が設けられていない。
- こども大綱においても、「要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる」とされているように、ヤングケアラー等の子ども・若者への効果的な支援を行うためには、両協議会の連携を推進していくことが重要。



改正のイメージ（案）

- 子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国及び地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記することとしてはどうか。
- また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものと規定してはどうか。

（公布日施行を想定）

社会生活上の困難を抱えるこども・若者支援について

(子供・若者育成支援推進法関係)

- 子供・若者育成支援推進法は、困難を抱えるこども・若者支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、「子ども・若者支援地域協議会」及び「子ども・若者総合相談センター」の設置に努めることを各地方公共団体に求めている。
- こども大綱においても、地域の関係機関の連携や相談体制の充実、それらを基にした切れ目のない支援の実施等に向け、「子若協議会・センターの活用や機能向上の重要性」について記載がされている。
- これらの法や大綱の趣旨を踏まえ、各地方公共団体においては、国による支援制度も活用しつつ、協議会・センターの設置等に取り組んでいただきたい。

〔国による支援制度〕

地域における子供・若者支援のための体制整備、人材育成（令和6年度予算案額0.8億円）

①子若協議会・センターの設置促進等に向けた支援事業

アドバイザーの派遣や先進自治体の視察、都道府県が基礎自治体を対象に開催する講習会の開催支援等を実施。

②相談業務従事者の資質向上等を目的とした研修事業

- ・子若センター等の公的機関や民間団体で相談業務に携わる職員向けの研修
- ・アウトリーチ（訪問支援）を実践する現場の支援員を対象とした研修 等を実施。



加速化プランに基づき、包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。

このため、改正児童福祉法の円滑な施行に係る各種事業に加え、以下のような新規事業を推進する。

【主な内容】

○アウトリーチ支援・宅食事業（※）7.5億円

支援ニーズの高いこどもに対し宅食等アウトリーチ型の支援を強化する（おむつ等の消耗品配布をはじめとした巡回活動費の強化、都道府県を介した中間支援法人の活用、こども自身が申請できる仕組み）ことで、こどもの状況把握を継続的に行い、必要な支援につなげる。

○こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備（※）2.2億円

こどもや保育所・学校等の職員からの相談に対応し、適切な支援を提供するため、こども家庭センター等における「こども担当相談員」や専門人材の配置を支援。

○こども若者シェルター・相談支援事業 177億円の内数

こども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

○虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援（※）2.7億円

生活困窮等の様々な困難に直面する学生等に対し、寄付等に基づく生活物資をアウトリーチ型で届けるとともに、必要な相談支援につなげる。

○児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業（※）2.5億円

国において全国の児童相談所職員の採用・人材育成・定着に向けた取組、VR等を活用した研修システムの作成等を実施する。また、児童相談所職員の燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザーの配置を支援する。

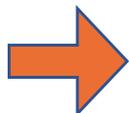
○児童相談所等における業務効率化・ICT化推進事業（※）20億円

児童相談所の職員が外出先から相談システムへのアクセスを可能とする等のシステムの高度化等業務軽減に向けたICT化を行うとともに、児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報連携を図るシステムを構築する。

（※）令和5年度補正予算において計上

児童相談所の設置基準の概要

- 各児童相談所の管轄人口は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとしており、政令において「**管轄区域における人口が、基本としておおむね50万人以下であること**」等を規定している。
- また、「**「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令**」の公布について（令和3年7月21日子発0721第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）」において次の内容を周知している。
 - 管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安となる趣旨であること
 - 管轄人口20万人を下回る児童相談所の設置を妨げるものではないこと
 - **管轄人口100万人以下の児童相談所が存する地域についても、政令の趣旨を踏まえた管轄区域の見直しを積極的に検討されたいこと**



上記の設置基準を踏まえ、管轄人口が50万人を超える児童相談所を設置している自治体又は管轄人口が50万人を超える自治体においては、児童相談所の新規設置を積極的にご検討いただきたい。

現時点で把握している各自治体における児童相談所の新規設置計画等

①都道府県・指定都市

- | | |
|-------|----------------------------|
| 令和6年度 | 東京都（1カ所）、滋賀県（1カ所） |
| 令和7年度 | 埼玉県（1カ所）、広島県（2カ所）、札幌市（1カ所） |
| 令和8年度 | 千葉県（2カ所）、横浜市（1カ所）、大阪市（1カ所） |
| 時期未定 | 東京都（3カ所） |

②中核市・特別区（*は具体的な設置時期を公表している中核市・特別区）

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 令和6年度 | 品川区*(10月) |
| 令和7年度 | 高崎市、豊中市*(4月)、文京区*(4月) |
| 令和8年度 | 船橋市*(4月)、柏市、尼崎市、大田区、杉並区*(11月)、北区 |

※1 上記のほか、2市が「設置予定」、5市が「設置の方向」で検討中。

※2 中核市・特別区が児童相談所設置市に移行するためには政令改正による指定が必要であることから、令和6年1月発出の「児童相談所設置市の指定に係る手続きについて（事務連絡）」でお示しした手続き・スケジュールをよくご確認ください。

3. こどもの貧困・ひとり親家庭の自立支援 の強化

令和6年度予算案の概要 (こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援関係)

こども家庭庁支援局 家庭福祉課

【令和6年度予算案】
1,673億円

【令和5年度予算】
(1,665億円)

こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

【主な内容】

- 児童扶養手当について、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の加算額を拡充する。
- 児童扶養手当の受給に連動した就労支援等について、自立への後押しが途切れないよう、所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても支援策の利用を継続できるように支援策の要件緩和を行う。
- 看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金（高等職業訓練促進給付金）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大する。
- 主体的な能力開発の取組みを支援するため教育訓練講座の受講費用の助成を行う給付金（自立支援教育訓練給付金）について、支給割合の引上げ等を行う。
- 養育費の履行確保に取り組む自治体を支援する事業（離婚前後親支援事業）により、養育費の取り決め等に関する相談支援や養育費の受け取りに係る弁護士への成功報酬の支援を行う。
- 離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた、家庭・生活環境を整える支援を行う（ひとり親家庭等生活支援事業）。
- 親子交流の支援について、所得要件を撤廃し、支援の強化を図る（親子交流支援事業）。

【主な内訳】

◇ 児童扶養手当給付費負担金	1,493億円
◇ 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	163億円
◇ 養育費確保支援事業委託費	0.8億円
◇ 母子父子寡婦福祉貸付金	14億円

ひとり親の経済的支援（児童扶養手当）の拡充等

①所得制限の見直し

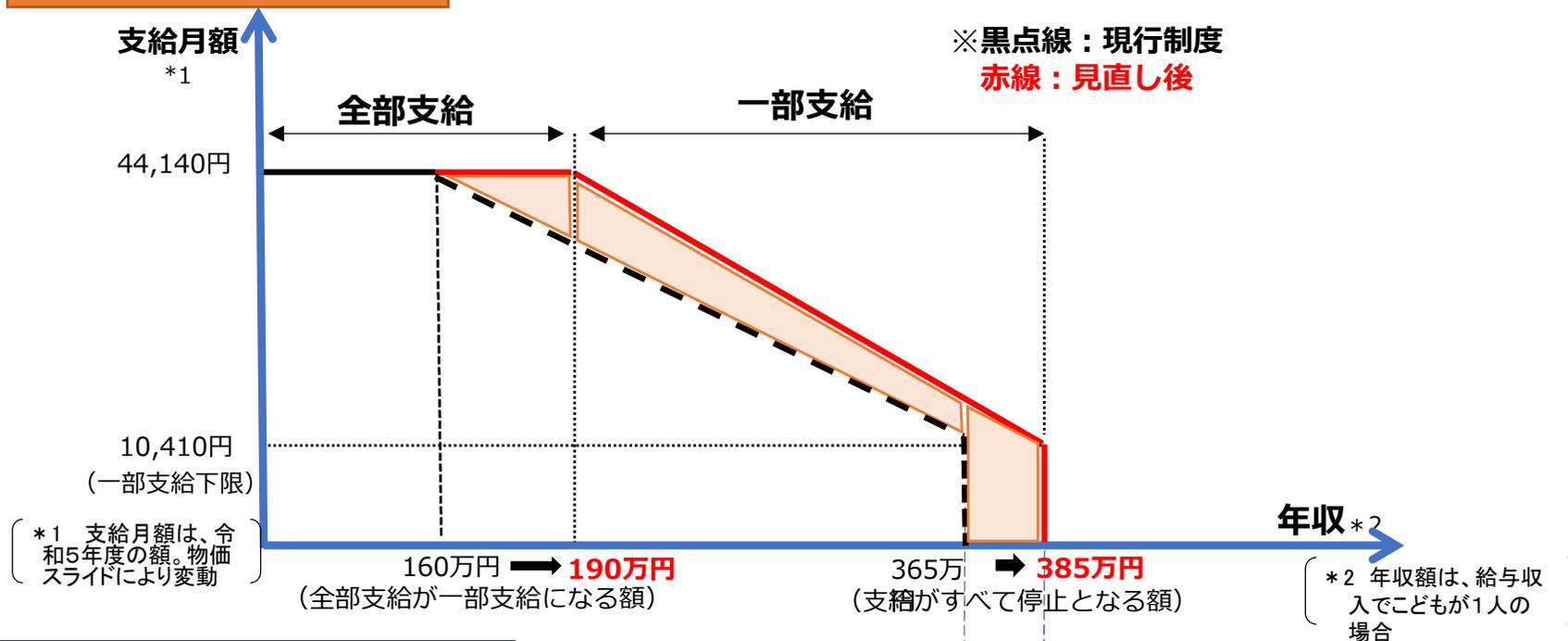
- ・全部支給の所得限度額（全部支給が一部支給になる額） **160万円** → **190万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）
- ・一部支給の所得限度額（支給がすべて停止となる額） **365万円** → **385万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）

②多子加算の見直し

- ・第3子以降の加算額（6,250円）を第2子の加算（10,420円）と同額まで引き上げる。 *加算額は、令和5年度の全部支給の場合の額。物価スライドにより変動

※①②とも、令和6年11月分（令和7年1月支給）からの実施を想定

所得制限の見直し（イメージ）



就労支援事業の対象者要件の拡充

児童扶養手当の受給に連動した就労支援等の要件緩和を行う

高等職業訓練促進給付金等(注)の支援策
(= 児童扶養手当の受給と連動)

上イメージ図と連動

所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても、**1年間をめぐりに利用可能に**

(注) 対象となる就労支援事業

- ・ 自立支援プログラム
- ・ 高等職業訓練促進給付金
- ・ 自立支援教育訓練給付金
- ・ ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

- ひとり親支援にかかる事業の対象者要件(児童扶養手当受給相当の所得要件)を見直し、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することで、より一層ひとり親の自立促進を図る。
(対象者要件見直し事業の令和6年度予算案は、いずれも「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」(163億円の内数)に計上)

対象者要件見直し事業	支援内容	見直し内容
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母又は父に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 撤廃
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 撤廃(※)
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給し、ひとり親家庭の母又は父の学び直しを支援する。	(※) 自立を図るための活動を行うこと(自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等)を要件として追加
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 緩和(※)
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母又は父に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。	(※) 児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行う。	

令和5年度補正予算の概要

(ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策、社会的養護関係)

令和5年11月29日 子ども家庭庁支援局家庭福祉課

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策、社会的養護に関する取組の推進を図るため、以下の施策を令和5年度補正予算に計上している。

<ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係>

- 既存の福祉・教育施設などにおいて、気軽に立ち寄れる食事や体験等の場所を提供し、支援が必要なこどもの早期発見、早期対応につなげる。（地域こどもの生活支援強化事業：13億円）
- ひとり親家庭等のこどもに対する学習支援を行う中で、大学の受験料等についても支援することで、進学へのチャレンジを後押し。（こどもの生活・学習支援事業の拡充：3.7億円）
- こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。（ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業：25億円）
- ひとり親家庭等が必要な支援にたどりつけるよう、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内など相談機能の強化を図る。（ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業：1.8億円）

<社会的養護関係>

- 児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいないこと等により、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付等を行う。（児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業：3.0億円）
- 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所（里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所）に対して、開設準備経費等の支援を行う。（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業：4.2億円）
- 児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。（児童入所施設措置費等国庫負担金：40億円）

4. 家庭養育環境の確保や虐待等を受けた こどもの自立支援等の強化

【令和6年度予算案】 1,754億円
【令和5年度予算】 (1,691億円)

里親等の支援や、社会的養護を経験した若者の自立支援の強化等の改正児童福祉法に基づく支援を着実に実施するとともに、こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援等を強化する。

【主な内容】

- 家庭養育環境を確保するため、「里親支援センター」による里親等への支援や特別養子縁組等への支援を推進する。併せて、里親支援センターにおける人材育成のため、里親支援センター等の職員に対する研修や全国フォーラムの開催、第三者評価機関職員研修を実施する。
また、里親に対する研修受講費用の支援範囲を広げるほか、養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けた地域ブロックごとの研修等を実施する。
- 社会的養護を経験した若者等が自立した社会生活を送ることができるよう、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助等を行う児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限を弾力化する。
また、課題に応じた個別対応の強化を図るため、ケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム及びファミリーホームへの個別対応職員の配置を支援するほか、自立援助ホームにおける生活の質の向上を図るため、生活費の単価を改善する。
- 児童養護施設等入所児童の学習支援の強化を図るため、大学等受験費用の支援や、スマートフォンを用いた学習環境の整備等を行う。
- 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の支援のため、相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う社会的養護自立支援拠点事業を実施し、自立に向けたサポートを受けられる体制を整備する。
また、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者を社会的養護自立支援拠点等で受け入れ、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所を提供する事業を実施する。
- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦等の支援のため、一時的な住まいの提供や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を実施する。

【主な内訳】

◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,485億円
◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	177億円
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	67億円

令和5年度補正予算の概要

(ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策、社会的養護関係)

令和5年11月29日 こども家庭庁支援局家庭福祉課

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策、社会的養護に関する取組の推進を図るため、以下の施策を令和5年度補正予算に計上している。

<ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係>

- 既存の福祉・教育施設などにおいて、気軽に立ち寄れる食事や体験等の場所を提供し、支援が必要なこどもの早期発見、早期対応につなげる。（地域こどもの生活支援強化事業：13億円）
- ひとり親家庭等のこどもに対する学習支援を行う中で、大学の受験料等についても支援することで、進学へのチャレンジを後押し。（こどもの生活・学習支援事業の拡充：3.7億円）
- こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。（ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業：25億円）
- ひとり親家庭等が必要な支援にたどりつけるよう、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内など相談機能の強化を図る。（ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業：1.8億円）

<社会的養護関係>

- 児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいないこと等により、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付等を行う。（児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業：3.0億円）
- 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所（里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所）に対して、開設準備経費等の支援を行う。（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業：4.2億円）
- 児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。（児童入所施設措置費等国庫負担金：40億円）

5. 令和6年度障害福祉サービス等報酬 改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について(概要)

障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおけるこれまでの議論を踏まえ、以下の主要事項に沿って、基本的な方向性を取りまとめた。障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である。【改定率：+1.12%】

I 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

1. 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- ・ 障害者支援施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
- ・ 施設から地域移行した者がいる場合に加算で評価
- ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、障害者の緊急時の受入れや地域移行の推進に取り組む相談支援事業者を評価
- ・ グループホームにおける食材料費等の適切な管理の徹底、外部の目を定期的に入れる取組
- ・ 居宅介護及び重度訪問介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分の追加や単位の見直しを実施
- ・ 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
- ・ 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価

2. 医療と福祉の連携の推進

- ・ 医療的ケアが必要な者への喀痰吸引や入浴支援等の促進
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
- ・ 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化

3. 精神障害者の地域生活の包括的な支援

- ・ 多職種による包括的支援を中心とした、回復期の入院患者に対する医療や入退院の支援等を含めた医療提供体制の評価

※ 診療報酬改定については、中医協において議論

II 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1. 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける総合的な支援の推進、時間区分創設、関係機関との連携強化
- ・ 支援ニーズの高い児への支援や家族支援の評価拡充
- ・ インクルージョンの取組や保育所等訪問支援の評価拡充
- ・ 障害児入所施設の家庭的な環境確保や移行支援の充実

2. 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

- ・ 就労継続支援A型の生産活動収支の改善等を評価
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額の上昇を評価
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための人員配置基準等の設定

III 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

- ・ 処遇改善加算の一本化。必要な水準とあわせ、処遇改善に構造的につながる仕組みを構築
- ・ 障害者支援施設における見守り機器導入による加算要件の緩和
- ・ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化
- ・ 経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し
- ・ 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間毎の区分を追加
- ・ 補足給付の基準費用額について経営実態調査等の結果を踏まえた見直し

6. 令和6年度障害児支援関係予算案等 について

令和5年度障害児支援課補正予算の概要

こども家庭庁支援局障害児支援課

- **地域障害児支援体制強化事業の拡充** **15億円**
 - ・ 児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。
- **医療的ケア児等総合支援事業の拡充** **8億円**
 - ・ 医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備し、家族の負担軽減等を実現。
- **医療的ケア児保育支援事業の拡充** **5億円**
 - ・ 医療的ケア児の受入れ体制整備として、効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を支援するほか、災害時における確実な電源確保や医療的ケア児の個別性に着目した備品整備等の支援を行う。
- **地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業** **1億円**
 - ・ 地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもの発達相談や家族支援を行い、必要な支援につなげる。
- **地域支援体制整備サポート事業** **1億円**
 - ・ 国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることで地域の障害児支援体制の整備を促進する。
- **障害児支援事業所における福祉・介護職員の処遇改善** **42億円**
 - ・ 必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害児支援事業所に従事する職員の更なる処遇改善を行う。
- **地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業** **5億円**
 - ・ 障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を図るため、障害児支援事業所・施設等におけるICT導入に係るモデル事業を実施するとともに、児童発達支援センター等におけるオンライン環境の整備を進める。

令和6年度予算案における障害児支援関係の主な事項

こども家庭庁支援局障害児支援課

4,989億円の内数（4,813億円の内数）

（1）質の高い支援の提供【拡充】

- ・ 児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。
- ・ 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。また、障害福祉サービス等報酬改定について、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な改定率を確保する。（障害福祉サービス等報酬：+1.12%）

【令和5年度補正予算】

- 地域障害児支援体制強化事業の拡充 15億円
児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域の子ども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。
- 地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業 1億円
地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもの発達相談や家族支援を行い、必要な支援につなげる。
- 障害児支援事業所における福祉・介護職員の処遇改善 42億円
必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害児支援事業所に従事する職員の更なる処遇改善を行う。
- 医療的ケア児等総合支援事業の拡充 8億円
医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備し、家族の負担軽減等を実現。

(2) 地域社会の参加・包摂の推進【拡充】

- ・児童発達支援センターの機能を強化し、地域のインクルージョンの推進のための取組への支援を行う。

【令和5年度補正予算】

○ 地域障害児支援体制強化事業の拡充

15億円

児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域の子ども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。(再掲)

(3) 地域の支援体制の強化【拡充】

- ・児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。
- ・医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援等を総合的に実施する。
- ・聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。
- ・児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

【令和5年度補正予算】

○ 地域支援体制整備サポート事業

1億円

児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

7. こども家庭庁が実施するいじめ防止に係る取組について

学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証

令和5年度補正予算額：4.1億円

1. 施策の目的

いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。なお、文部科学省の最新の調査では、いじめの認知件数・重大事態件数は引き続き過去最多を更新しており、令和5年度から開始した本取組について、さらに成果を求めるテーマ・課題を整理の上追加し、思い切った対策を早急に講じていく必要がある。

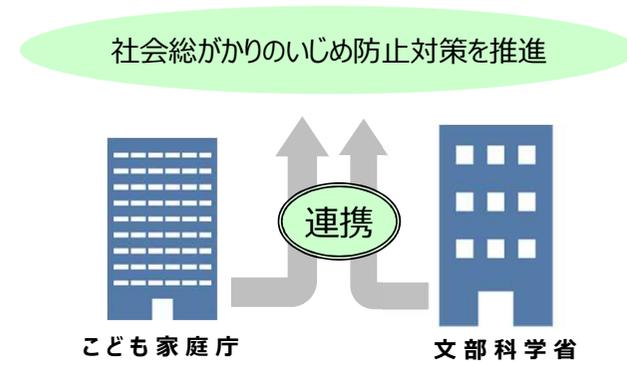
2. 施策の内容

①実証地域での開発・実証【自治体(首長部局)対象】

自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほかに、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を②と連携して行う。

【令和5年度補正事業での開発・実証イメージ】

- 相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与すること、関係部局等との連携体制を構築することを前提
- いじめの認知件数・重大事態件数が大幅に増加していることや、複雑・困難な事案も生じていることを踏まえれば、よりきめ細かく多様なテーマを設定し、モデルを構築する必要があるため、以下のテーマ等に重点的に取り組む。
 - ✓ 学校以外の集団におけるいじめに対応するための体制構築（認知時の情報共有、指導者等への研修など）
 - ✓ 独立性の高い組織等による、より第三者性を高めた相談・解決体制の構築
 - ✓ 被害児童生徒・保護者支援のための体制構築（首長部局側が提供する適切な支援者が被害児童生徒・保護者の思いの整理や、教育委員会等との調整にあたるなど）



いじめの長期化・重大化防止に資する首長部局における取組をモデル化

②実証地域への専門的助言や効果検証及び重大事態報告書の分析等【民間団体対象】

①の実証地域における取組への専門的助言や効果検証の伴走支援及び重大事態の報告書分析を通じた運用改善策等の検討（民間団体等に委託）

3. 実施主体・補助率等

- | | | |
|--------------------|--------|-------------|
| ①実証地域（首長部局）での開発・実証 | 【委託先】 | 都道府県、市区町村 |
| | 【補助率等】 | 委託費（国10/10） |
| ②実証地域への専門的助言や効果検証等 | 【委託先】 | 民間団体等（1団体） |
| | 【補助率等】 | 委託費（国10/10） |

①実証地域	R5当初予算	R5補正予算案
予算箇所数	8か所	35か所
補助率等	委託費（国10/10）	委託費（国10/10）

* 委託事業としては、令和7年度を目途に終了させる想定

令和5年度「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」各自治体の事業計画（主な取組）

団体名	主な取組
北海道 旭川市	令和5年4月に市長部局に創設された「いじめ防止対策推進部」において、相談窓口を設置し、こどもや保護者からの相談に直接対応。
千葉県 松戸市	市長部局にいじめ相談専用窓口を開設し、専門職による相談体制を構築。SNSを活用し、休日夜間も相談対応。
三重県 伊勢市	市長部局に「こどもいじめ相談窓口」を開設。被害（加害）者の背景（家庭環境・複合的課題）を踏まえ、関係機関と連携。
大阪府 堺市	臨床心理士等の専門職がこども本人を訪問し、意向や意見を直接聞くとともに、特性等にあった対応を実施。
大阪府 八尾市	1人1台端末にいじめ報告相談用アプリを導入。福祉部門等の関係部局を始め、教育委員会とも連携。
大阪府 箕面市	市長部局に「いじめ相談支援センター(仮称)」を新設し、いじめの初期段階から相談・調査を行う「行政的アプローチ」等を実施。
福岡県	知事部局にこどもいじめ専用窓口を開設し、県内の小・中・高等学校等の相談対応。県内市町と連携して対応。
熊本県 熊本市	市長部局に、こどもの権利に関する課題解決を図る組織を設置。こども食堂など地域の居場所の主任児童委員等と連携していじめ事案を早期把握。

社会総がかりで考える 地域におけるいじめ防止 シンポジウム

こどもみんな
こども家庭庁

本シンポジウムでは、こども家庭庁が進める、首長部局でいじめ防止対策事業に取り組む自治体からの発表等を通して、こどもみんなが社会の実現に向けて必要ないじめ防止対策を考えます。



日時 **2024年1月25日(木)**
13:15~15:30

実施方法 ・オンライン(YouTube配信)・手話通訳あり

オンライン視聴方法 当日は下記のリンクから配信を予定しています。動画は配信後も視聴いただくことができます。
<https://youtube.com/live/YgsZKgYvrHE>



プログラム

13:15	開会	こども家庭庁次長 加藤 純子
13:20	基調講演「地域において必要ないじめ防止対策」	(公社)子どもの発達科学研究所所長 塩田 孝
13:50	令和5年度地域におけるいじめ防止モデル事業の事例発表	堀川市教育委員会
14:30	パネルディスカッション 「こどもみんなが社会の実現に向けて必要ないじめ防止対策を考える」	
	モデレーター (公社)子どもの発達科学研究所所長 主任研究員 大津智 優子	
	パネリスト	
	こども家庭庁/文部科学省 堀川市、国分市(事務局兼自治体)	
	(公社)子どもの発達科学研究所所長 塩田 孝 和久田 孝(基調講演者)	
	西林大学教育実践部 第三高市高 渡辺 優子	
	新潟市教育委員会 教育次長 池田 真	
	東京都立大学スクールカウンセラー 山本 友貴	
15:30	閉会	

*こども家庭庁は公募について、公募開始の時点で応募の受付が終了する場合があります。プログラムおよび発表者は各自により発表される場合があります。

事前申込受付 下記のリンク又は右の二次元コードから事前の質問を受付いたします。
受付期間は2024年1月22日(月)17:00まで。
<https://forms.gle/AEVEfcV2sgmubeSx5>



こども家庭庁 (担当: 支援情報課) 参加申し込みの問い合わせ先 株式会社オーエムシー E-mail:kodomo@omc2.net TEL:03-6818-1032 受付時間:10:00-17:00

いじめ調査アドバイザーの概要

相談方法につきましては
令和5年9月5日付け
事務連絡を御参照ください。

1. 業務内容

【重大事態に係る調査の「第三者性の確保」の観点からの助言】

○いじめ防止対策推進法（以下「いじめ防対法」という）第28条に基づく調査又は第29条から第32条に基づく再調査について、学校設置者や自治体からの直接の要請に応じて「第三者性の確保」の観点から助言を行う。

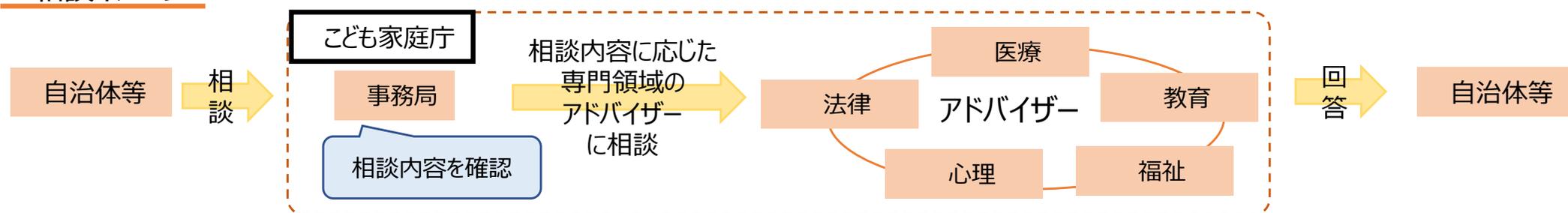
主な助言内容は以下を想定。

- ① 人選に係るアドバイスに関すること
 - ・事案に応じた職能団体の紹介
 - ・職能団体への適切な当たり方の助言
 - ※ その他、多様な職能団体との関係構築も含む
- ② 調査方法に関すること
 - ・中立・公平性のある調査方法の実施に関する相談対応

2. 運用方法

○法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識を有する者を「いじめ調査アドバイザー」として委嘱し、「1. 業務内容」の助言業務を行う。

～相談イメージ～



※ 自治体等のニーズがあれば、アドバイザーとの直接の相談も柔軟に対応。

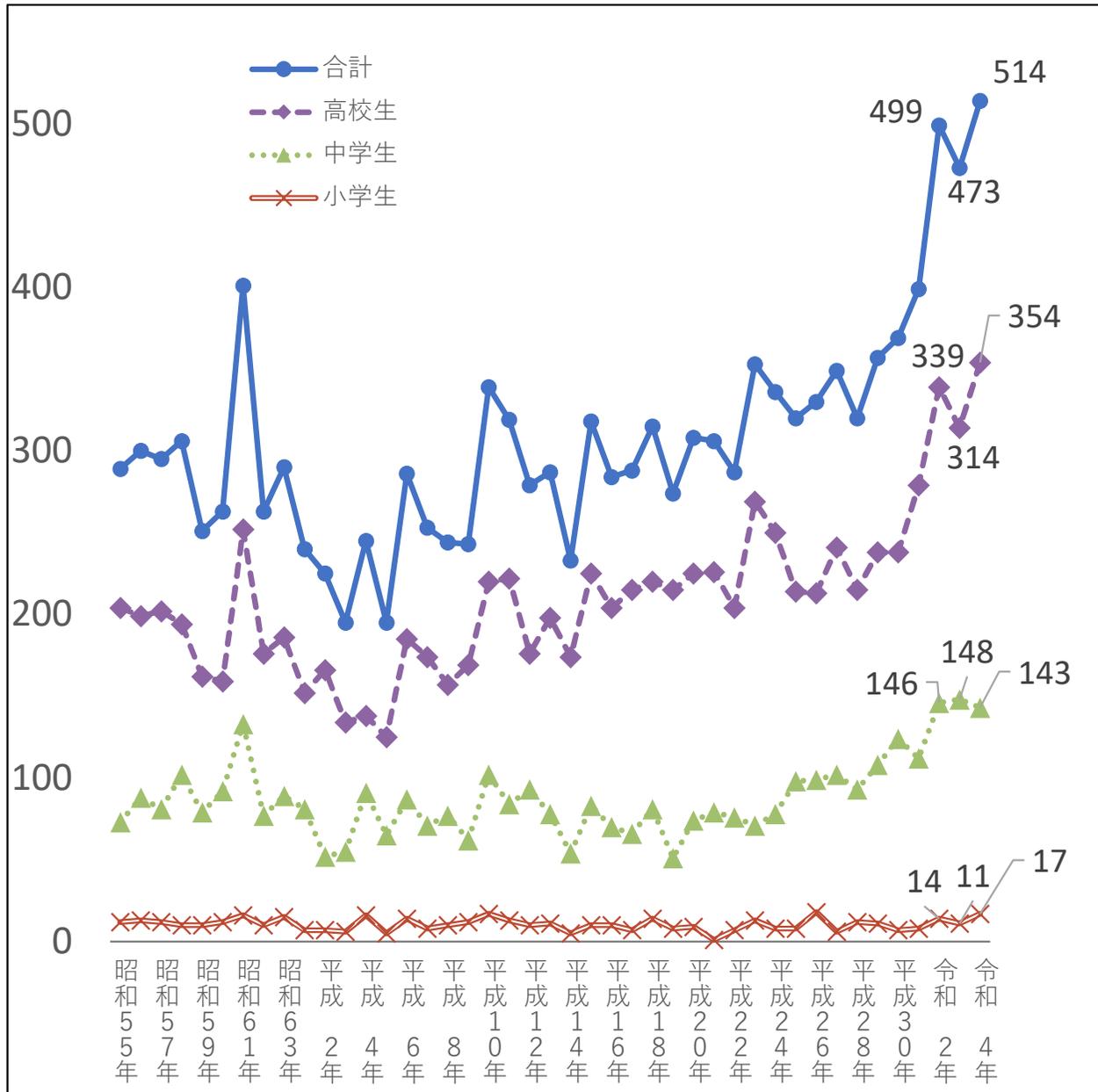
※ 調査委員会の人選や調査方法に係る助言を行うもので、アドバイザーが調査委員会に代わって直接事案の調査や調停等を行うものではない。

8. こどもの自殺対策の推進について

【令和4年確定値】小中高生の自殺者数年次推移

令和5年3月14日現在

○小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和4年では、514人と令和2年の499人を超え過去最多となっている。



【令和3年、令和4年】
小中高生の自殺者数年次比較

	令和3年 (確定値)	令和4年 (確定値)	対前年増減数 (R4 - R3)
合計	473人	514人	41
小学生	11人	17人	6
中学生	148人	143人	-5
高校生	314人	354人	40

資料: 警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等 38

こどもの自殺対策緊急強化プランに関する令和6年度予算案等のポイント

リスクの早期発見

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進
(文部科学省)



10億円 (新規)

※ 令和5年度補正予算

的確な対応

こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の更なる推進
(厚生労働省)

37億円の内数 (35億円の内数)

(参考) 令和5年度補正予算：
地域自殺対策強化交付金 20.7億円の内数



※ 地域自殺対策強化交付金及び調査研究等業務交付金
36.5億円 (34.7億円) の内数

要因分析

こどもの自殺に関する情報を集約し、多角的に分析するための
調査研究の実施 (こども家庭庁) 0.2億円 (新規)



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

- 調査研究等業務交付金による自殺対策に関する調査研究等の体制強化 (厚生労働省) 6.0億円 (4.9億円)
- こども家庭庁の自殺対策室の体制強化 (こども家庭庁) 3名の増員

ゲートキーパーの推進について

「ゲートキーパー」とは...

悩んでいる人に**気づき**、**声をかけ**、**話を聞いて**、**必要な支援につなげ**、**見守る**人のことです。

気づき・声かけ

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に相談するように促す

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

＜普及促進に向けた主な取組＞

- 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」の設置
※ 「青年期向け」、「大人向け」と、年代に応じてわかりやすく説明。
※ ゲートキーパーを支援するためのページも新設。
- 各自治体でのゲートキーパー養成研修
- 厚生労働省Twitterでの呼びかけ
- 自殺予防週間等における、全国での広報ポスター掲示、動画広告の配信
- 政府広報との連携による周知
※ インターネットバナー広告、ラジオ番組、BS番組



自殺総合対策大綱において、**国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすること**を目指している。

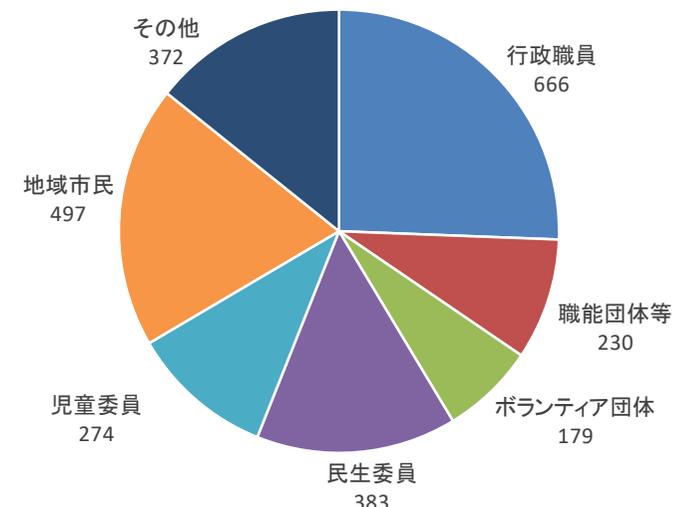
▶ 令和3年度自殺対策に関する意識調査(厚生労働省自殺対策推進室)における認知度は12.3%

＜各自治体における研修の実施状況＞

● 令和3年度 約18万5千人

※各自治体からの報告を自殺対策推進室において集計。
※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む。

受講対象者の属性



※数値は対象にしている都道府県と市町村の合計

9. 参考資料

1. 児童虐待防止対策の強化等について.....	42
2. こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援の強化.....	81
3. 家庭養育環境の確保や虐待等を受けたこどもの自立支援等の強化.....	93
4. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について.....	109
5. 令和6年度障害児支援関係予算案等について.....	137
6. こどもの自殺対策について.....	156

1. 児童虐待防止対策の強化について

1—1. 令和4年改正児童福祉法の 施行について(関係資料)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
 ※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

1 「こども家庭センターのガイドライン」について

- 当該ガイドラインとして、こども家庭センターにおける母子保健機能と児童福祉機能の一体的相談体制の具体的な運用等について記載予定。昨年12月に自治体へ案をお示し、意見照会を行っているところであり、1月26日までにご意見をいただきたい。自治体からのご意見等を踏まえ、令和6年3月に確定版を通知する予定。

※なお、「こども家庭センターのガイドライン」はあくまで効果的な支援を行っていくための参考としてお示しするものであり、母子保健と児童福祉の一体的な支援に向けた体制の構築の検討を進めている自治体については、本ガイドラインを待つことなく、地域の実情等に応じ、より効果的な方法へ創意工夫していただいで構わない。

2 サポートプランについて

- サポートプランについては、上記ガイドラインにその運用等についてお示しする予定。
- 現時点における検討に当たっては、令和4年度「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究報告書」及び11月にこども家庭庁ホームページに掲載したQ&Aを参考としてください。

3 「設置要綱」について

- 財政支援のための設置要綱を令和6年3月に通知する予定。

【スケジュール】



<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度予算案 2,208億円（1,920億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 施策の目的

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

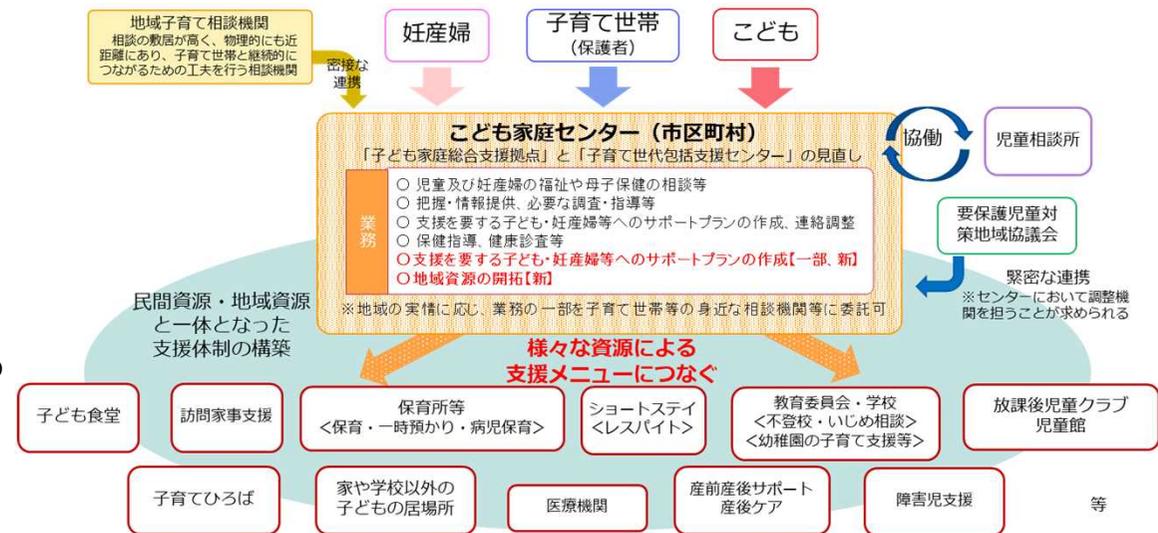
2 施策の概要・スキーム

新たに「利用者支援事業（こども家庭センター型）」を創設

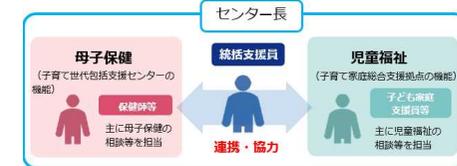
※現行の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

<業務内容>

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



<こども家庭センターにおける一体的支援>



利用者支援事業（こども家庭センター型）

3 実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、 都道府県：1/6、 市区町村：1/6

【補助単価】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,324千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	14,331千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	6,994千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	11,834千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,491千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	9,337千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	3,771千円	小規模A型	9,205千円
小規模B型	9,700千円	小規模B型	15,134千円
小規模C型	16,133千円	小規模C型	21,567千円
中規模型	21,588千円	中規模型	32,455千円
大規模型	40,091千円	大規模型	61,825千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)	上乗せ配置単価	常勤職員 5,646千円(1人当たり) 非常勤職員 2,715千円(1人当たり)

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、人口規模に関わらず1自治体につき1名までとする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1か所当たり 3,330千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの設置の有無に関わらず、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターを設置していない場合、補助対象外となります。）

こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業補助金>

令和5年度補正予算：2.2億円

1 事業の目的

- こどもたちにとって、虐待など家庭内での困りごとを、普段接点がないこども家庭センターに相談することはハードルが高いことから、こどものSOSをこども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるためには、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）と連携して、こども家庭センターにこどもたちがアクセスしやすい環境を整備することが必要である。
- また、こどもからのSOSをこども家庭センターをはじめとする関係機関でしっかりと受け止められる体制を整備するとともに、こどもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、こども家庭センターにおける専門人材の活用を促進する。

2 事業の概要・スキーム

- ① こどもの関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）との連携・相談体制の整備
以下の取組を実施することも家庭センターに必要な経費を補助する。
 - ・ こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当するこども担当相談員の配置。
- ② こどものニーズに応じた相談支援の実施のための専門人材の活用促進
 - ・ こども家庭センターに公認心理士・精神保健福祉士等の外部専門職の派遣・配置を行う場合の費用を補助。

3 実施主体

市区町村

4 補助率

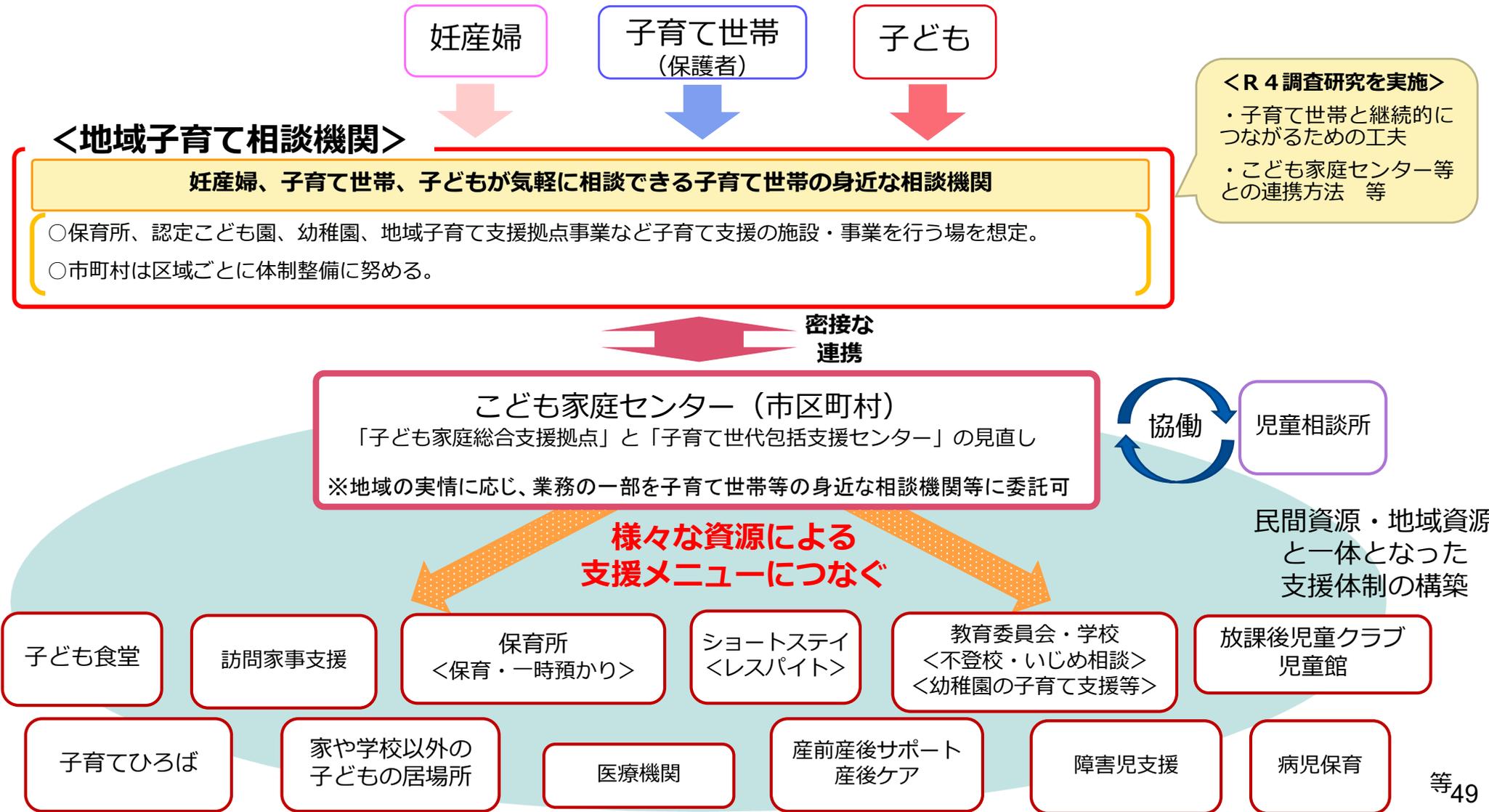
○児童虐待防止対策等総合支援事業： 国1/2、市区町村：1/2

5 補助単価案

- ① こども担当相談員配置 2,715千円／人（1市区町村最大2名）
- ② 専門人材活用促進 1市区町村あたり 2,983千円

地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「**子育て世帯と継続につながるための工夫**」を行う相談機関。その整備により、**子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを趣旨**。
- 特に、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、**こども家庭センターを補完**することを想定しており、法律上、こども家庭センターと連携・調整を行うこととなっている。
- 市町村において、社会的条件や子育て関係施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。



【目的】

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから及び身近な相談機関が、こども家庭センターを補完するなどの目的のために地域子育て相談機関の整備の推進を図る。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。地域子育て相談機関の実施場所は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館、その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所とする。

※その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所の例
児童養護施設や乳児院、障害児入所施設などの児童福祉施設、小児科や産科などの医療機関、公民館や大学、商業施設などであって、地域子育て相談機関の業務を適切に行うことができる場所

【設置区域の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに地域子育て相談機関の整備に努めることとされているが、地域子育て相談機関の趣旨及び目的を踏まえ、中学校区に1カ所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい。

【対象】

- 全ての妊産婦及び子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）等を対象とする。

【業務内容】

- 各家庭が必ず一つ以上の地域子育て相談機関を設定できるよう積極的に働きかける。
- 相談支援
 - ・ 全ての妊産婦及び子どもとその家族から相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や相談者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言、必要な支援につなげる。
 - ・ 必要に応じてより専門的かつ包括的な相談対応等が実施可能であるこども家庭センターに、迅速かつ適切に情報共有・連携し、必要な支援につなげられるようにする
- 子育て世帯に関する情報発信
 - ・ 市町村は、住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地のほか、開設日と開所時間、対象者、相談方法等も含めた整備状況を発信する。
 - ・ 地域子育て相談機関は、運営主体の特色も活かしつつ、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。

【利用者情報の管理】

- 市町村は、地域子育て相談機関に対して、共通の相談記録の様式を提示すること。
- 相談記録の項目としては、相談者名、こどもの名前、こどもの年齢、相談内容、アセスメント、対応内容、対応経過、関係機関への連携に対する相談者の同意の有無を記載することとし、その他各市町村において必要と考えられる項目とする。

【職員配置】

- 利用者支援事業実施要綱の4実施方法（1）③イに定める職員を配置することを原則とする。
- ただし、既存施設に委託等を行う場合は、既存施設の職員において本設置要綱の4. 業務内容及び実施体制を満たすことが可能と市町村が認めた場合はこの限りではない。

【補助形態及び補助要件（案）】

補助メニューとしては、利用者支援事業の基本型を以下のとおり見直すことを予定。なお、補助金を活用しない形での実施も可能である。

- I型：利用者支援事業（基本型）の要件（※）に加えて開所日数の要件（週5日以上）を設定する予定。
- II型：利用者支援事業（基本型）の要件（※）。
- III型：保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで、基本型の「一体的相談支援機関連携等加算」の要件を満たす場合。

※ 利用者支援事業（基本型）の補助要件：実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置、ほか。

【補助単価（案）】

- I型：1カ所あたり年額 8,030千円（基本分単価 7,730千円＋子ども家庭センター連携等加算 300千円）
- II型：1カ所あたり年額 2,733千円（基本分単価 2,433千円＋子ども家庭センター連携等加算 300千円）
- III型：1カ所あたり年額 300千円（基本分単価 300千円）

※ I型については、利用者支援事業（基本型）における夜間加算、休日加算、出張相談支援加算、機能強化のための取組加算、多言語対応加算、特別支援対応加算、多機能型加算の要件を満たした場合、上記に加えて算定することができる。II型についても同様の取扱いとなる予定。

補助のイメージ（案）

- ①利用者支援事業を実施している事業所が、地域子育て相談機関として週5日以上開所（I型の補助要件を満たす日数）する場合

【補助形態】 I型 8,030千円

※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能

例えば保育所が実施する場合

- ②保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置せず、既存職員（主任保育士等）のみで地域子育て相談機関として開所する場合

【補助形態】 III型 300千円

※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格により給付される。

- ③保育所が、研修要件をみだす専任職員を配置し、地域子育て相談機関として開所する場合（I型の補助要件を下回る場合）

【補助形態】 II型 2,733千円

※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格により給付される。

※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能

地域子育て相談機関（利用者支援事業（基本型））成育局 成育環境課

＜子ども・子育て交付金（こども家庭庁）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
 令和6年度予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 施策の目的

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、市町村は、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めることとされた。
- 妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行うための体制整備を行う。

2 施策の内容

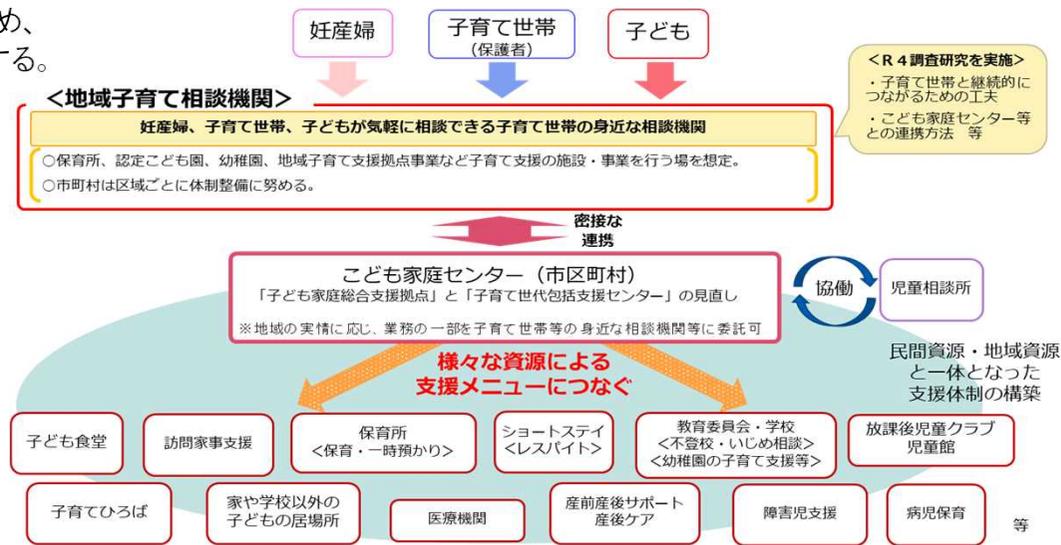
- 児童福祉法第10条の3に基づく「地域子育て相談機関」に対する補助を行うため、利用者支援事業(基本型)を見直し、基本型を基本Ⅰ型とし、Ⅱ型・Ⅲ型を新設する。

児童福祉法

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会（新設）的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

※定める区域：中学校区に1カ所を想定

※公立中学校数：9,164校（文部科学統計要覧（令和4年版））



3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 補助率

国:2/3、都道府県:1/6、市区町村:1/6

5 見直し内容

現行		見直し案	
基本型	1カ所あたり 7,688千円 ※要件:専任職員1名	➔	基本Ⅰ型 1カ所あたり 7,730千円(旧基本型の要件見直し) ※要件:現状の基本型の要件に加えて、週に5日以上開所
			基本Ⅱ型 1カ所あたり 2,433千円【新設】 ※要件:現状の基本型の要件
			基本Ⅲ型 1カ所あたり 300千円【新設】 ※要件:保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで、基本型の「一体的相談支援支援連携等加算」の要件を満たす

※地域子育て相談機関である基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型については、「こども家庭センター連携等加算300千円」を算定することができる

「家庭支援事業」及び「利用勧奨・措置」に関する今後のスケジュール

令和4年改正児童福祉法により、新たに**子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業**（以下、新規3事業）が創設される。また、新規3事業に**子育て短期支援事業・一時預かり事業・養育支援訪問事業**を加えた6事業については、児童福祉法上「**家庭支援事業**」と位置付けられ、市町村による**利用勧奨・措置**が可能となる。

家庭支援事業について

（新規3事業の施行について）

- 子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業については、実施要綱案と、具体的な運用等を記載したガイドライン案を、昨年12月に自治体へ送付し、意見照会を行った上で、令和6年3月に確定版を通知する予定。
- 親子関係形成支援事業については、実施要綱案を1月25日の説明会でお示しし、令和6年3月に確定版を通知する予定。
- なお、子育て世帯訪問支援事業の創設に伴い、養育支援訪問事業の育児・家事援助については当該事業に移行するため、適切な配慮をお願いしたい。
- 上記の財源となる「子ども・子育て支援交付金」の交付要綱については、改正案を令和6年3月にお示しする予定。

（子ども・子育て支援事業計画（以下、事業計画）における取り扱いについて）

- 家庭支援事業は地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条第8号）に位置付けられ、「量の見込み」の算出等については、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）について（送付及び意見照会）」（令和5年9月20日付け事務連絡）を参考にし、市町村事業計画において「量の見込み」「確保方策」を策定いただきたい。
- なお、新規3事業が施行となる令和6年度は、第2期事業計画最終年となっていることから、事業を実施する市町村においては、少なくとも今期事業計画期間中に計画の見直しを行う場合や第3期事業計画の策定の際に、事業計画に盛り込むこととし、令和6年度は、事業計画上の位置づけがなくとも、財政支援の対象とする。都道府県におかれても同様の取扱いをお願いしたい。



利用勧奨・措置について

- 利用勧奨・措置の運用について記載したこども家庭センターのガイドライン案を、昨年12月に自治体にお示しし、意見照会を行った上で、令和6年3月に確定版を通知する予定。
- 措置にかかる経費については、義務的経費とし、「児童入所施設措置費等国庫負担金」での補助となる。本負担金の交付における家庭支援事業の措置の取扱い（支弁額や徴収金等）についての通知を、令和6年3月にお示しする予定。

市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童(※1)は約23万人、特定妊婦(※2)は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算案 2,074億円の内数（1,847億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

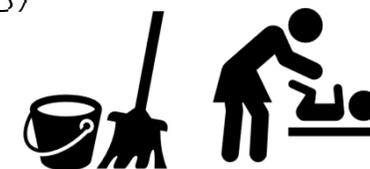
2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラーを含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）

1時間あたり 1,500円

1件あたり 930円

○事務費・管理費 1事業所あたり 564,000円

○研修費 1市区町村あたり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間あたり	1件あたり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間あたり1,200円、1件あたり740円
③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間あたり900円、1件あたり560円

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

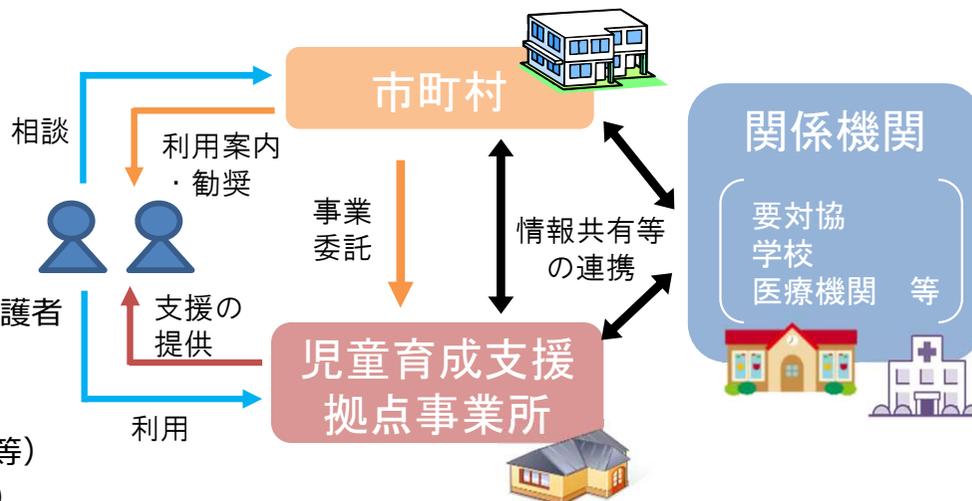
2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成 (片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等)
- ③ 学習の支援 (宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等)
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供 (調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援 (地域の実情に応じて実施)



3 実施主体等

【実施主体】 市区町村 (市区町村が認めたものに委託可)

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価 (案)】

○基本分	1事業所当たり	15,854千円 (※)	○長時間開所加算	
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(1) 平日分	年間平均時間数1時間当たり 944千円 (※)
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(2) 長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり 225千円 (※)
○送迎加算	1事業所当たり	1,451千円 (※)	○賃借料支援加算	1事業所当たり 3,000千円
			○開設準備経費加算	1事業所当たり 4,000千円

※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）

1講座（4回分） 88,400円

講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（※）

※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援

1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,210円
市町村民税非課税世帯	1,770円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	1,330円

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

※ 児童福祉法の改正に伴い、適切なこどもの成育環境を整備するため、親子入所等支援・入所希望児童支援・専任人員配置支援を拡充

2. 施策の内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や**育児疲れ**、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**に、児童養護施設等で一定期間こども**及び保護者**を預かる事業。



【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- **養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**
- **保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**、その他緊急の場合において、こども**及び保護者**を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童**及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童**
- **保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**



3. 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】

1 運営費

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、**養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合**に補助単価に加算する額

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円)
- **親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親** 年間延べ日数 × 1,200円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
 - (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
 - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

3【拡充】専任人員配置支援 1事業所当たり 6,497千円

改正法の概要

- 一時保護施設については、児童養護施設の設備・運営基準を準用しているところであるが、一時保護はこどもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することとしている。
- この基準は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定することを想定している。
- 9月の部会においてお示した基準案について、部会や自治体の意見を踏まえ見直しを行い、1月からパブリックコメントを実施し、3月に公布を予定している。

今後のスケジュール

令和6年

- 1月～2月 一時保護施設の設備・運営に関する基準案（府令案） パブリックコメント
- 3月頃 一時保護施設の設備・運営に関する基準府令の公布
一時保護ガイドライン等の発出
- 4月 一時保護施設の設備・運営に関する基準府令の施行

今後自治体をお願いしたい事項

- 児童福祉法等の一部を改正する法律の附則第6条において以下のとおり規定していることから、各自治体においては、府令施行（令和6年4月1日）から一年を超えない期間内において、条例の制定をお願いしたい。

附則第6条 新児童福祉法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設に係る同条第二項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する内閣府令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>
 令和6年度予算案：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算
 令和5年度補正予算：40億円

1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

2 事業の概要

1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

（1）施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職等支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。
 また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,271円）を行う。

（2）施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

（3）ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

（4）こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

（5）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

<令和5年度補正予算>

○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

2 事業の概要

2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

(1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

(2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

(3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

(4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

<児童入所施設措置費等国庫負担金>

令和6年度予算案：1,485億円の内数（令和5年度当初予算額：1,392億円の内数）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが、こどもたちを守るために喫緊の課題となっている。
- また、一時保護施設のこどもたちは通学が困難な場合が多く、学校の授業についていけないこどもも多くいることから、一時保護施設において、習熟度に応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。
- このため、こどもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や心理面でのサポートを行うとともに、一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

家庭的環境のもと、こどもの状況等に合わせたケアを推進する観点から、一時保護施設において小規模ユニットケア（※）を実施するために必要な経費の補助を行う。

※小規模グループ（概ね6人以下）を一つの生活単位（ユニット）として分けし、1ユニットごとの専用の居住空間、専任の職員を配置することで、小規模生活単位の家庭的雰囲気できめ細やかなケアを実施

(2) 一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施

- ・ 多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員（リクルーター）の配置に要する経費を補助を行う。
- ・ 一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。

(3) 一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化

一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

児童入所施設措置費等国庫負担金

- ・ 小規模ユニットケアの推進 ユニット1か所当たり（年額）：約7,000千円 ※地域区分等により変動あり

児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金

- ・ 一時保護委託先開拓（基本分） 1自治体当たり：5,882千円
 （加算分①）1自治体当たり：1,349千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が150～199件）
 （加算分②）1自治体当たり：1,923千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が200～249件）
 （加算分③）1自治体当たり：2,496千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が250件以上）
- ・ 一時保護委託先への心理的サポート 1自治体当たり：5,647千円
- ・ こどもの学習支援強化 一時保護所1か所当たり：1,000千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額(案)：177億円の内数(令和5年度当初予算額：208億円の内数)

1 事業の目的

- 一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

① 学習指導協力員：保護しているこどもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。

② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のあるこどもに対する心理治療を行う。

③ トラブル対応協力員：こどもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護施設内の個別対応の強化を図る。

④ 専門的ケア対応協力員：保護しているこどもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。

⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護施設等から学校に通う場合の付添を行う。

なお、一時保護施設等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。

⑥ 夜間対応協力員：近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。 <拡充>

⑦ 権利擁護推進員：一時保護施設で生活するこどもの権利擁護のための取組（意見表明等支援事業者との連絡調整、意見箱等の導入・運用改善、一時保護施設のルール改善の検討・提案等）を推進し、一時保護施設におけるこどもの権利擁護の強化を図る。 <拡充>

⑧ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）：個々の保護しているこどもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

・学習指導協力員以外（②～⑧）の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数

（加算分※1）児童相談所1か所当たり：1,384千円

・学習指導協力員（①）（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）

（加算分※2）児童相談所1か所当たり：1,431千円

※1 一時保護委託付添協力員を配置し、一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合

※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

こども家庭ソーシャルワーカーに関する今後のスケジュール

- ・これまで府令・告示を公布し、認定機関を認定したところであり、令和5年度中に資格取得に向けた研修の対象者の具体的な受講要件（研修対象者の実務経験や保有資格等）を定める通知を発出予定。
- ・認定機関により研修実施機関の募集後、令和6年度早期より研修実施機関による受講者の募集・講習が開始され、令和6年度末に試験が実施されたうえで、合格者の登録申請を受けて第1期資格保有者が登録される予定。

<こども家庭庁による認定機関の認定>

- 認定機関について、11月より公募を行い、一般財団法人日本ソーシャルワークセンターを認定（令和5年12月26日付け）

<（予定）こども家庭庁による受講要件の通知>

- 令和4年度の検討会とりまとめにおいて、資格取得に向けた研修の対象者については、一定の実務経験を有する現任者を対象にするとされたことを受け、府令において対象を定めたところ。
- 令和5年度中に、具体的な受講要件（研修対象者の実務経験や保有資格等）について定める通知を発出する予定。

<（予定）今後のスケジュール>



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
 令和6年度予算額（案）：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

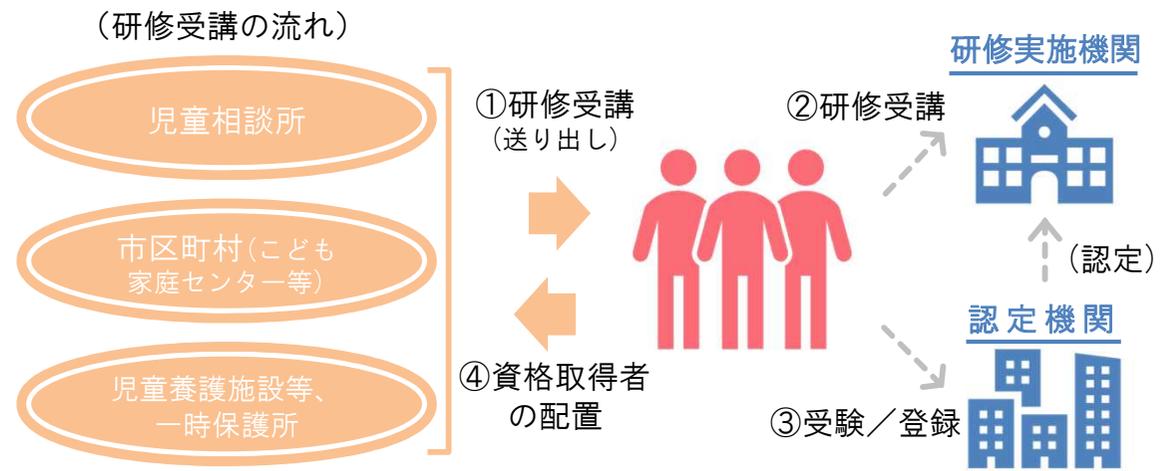
- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられる。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところ、取得促進のための方策を検討することが必要。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、新たな補助を創設する。

2 事業の概要

- ① 児童相談所・市区町村（こども家庭センター等）への配置促進を通じた資格取得支援**
 児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門において、資格を有する者を配置する場合の財政支援（手当）の補助を行う。
 - ② 児童相談所、市区町村（こども家庭センター等）、保育所、児童養護施設等の職員による資格取得支援**
 児童相談所やこども家庭センター、保育所や児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修等に参加する場合において、当該職員が勤務する施設等を通じて、研修受講費用等の補助を行う。また、見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る補助を行う。
- （参考）児童養護施設等、一時保護所への配置促進を通じた資格取得支援（措置費での対応）**
 児童養護施設等や一時保護所に資格を有する者を配置する場合の措置費について、加算（手当）を設ける。

3 実施主体

- 【実施主体】**
- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
 - ② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助基準額】**
- ① 240千円
 - ②（今後交付要綱等によりお示しする予定）
- 【補助率】**
- ① 国：2/3 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/3
 - ② 国：2/3 都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/3
- （参考）児童養護施設等、一時保護所への配置インセンティブ**
- 【実施主体】** 都道府県、指定都市、児童相談所設置市等
- 【単価】** 292千円
- 【負担割合】** 国：1/2 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2
 国：1/2 都道府県1/4 市及び福祉事務所設置町村1/4



1 事業の目的

＜安心こども基金を活用して実施＞

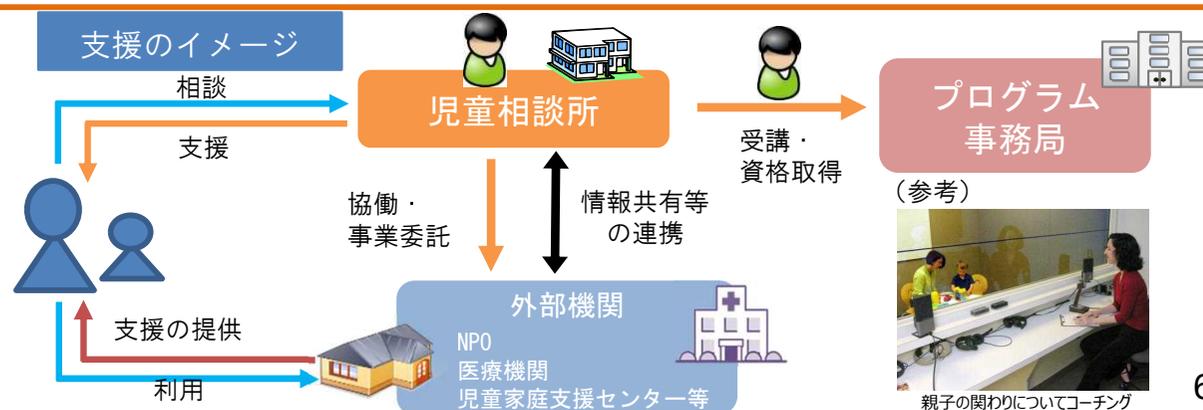
- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援（=親子関係再構築支援）は、親子関係の修復や再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族、地域等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。（現在の統合補助金「保護者指導・カウンセリング強化事業」について必要なメニューは維持した上で再編・拡充）

2 事業の概要

- 親子関係再構築支援員の配置**：現行の保護者指導支援員（児童心理司と同等程度の知識を持つ者）から変更。児相あたりの人数も増加（1→2名分）親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。（1児相あたり2名分（現行：1名分））
- 親子関係再構築支援**：児童福祉司や児童心理司が親子関係再構築支援を実施するにあたり、支援が難しいケースに対して外部機関（精神科医や大学教授）などの助言指導を受けることができるよう、支援メニューにスーパーバイズを追加。
 - ・**カウンセリング** 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。
 - ・**家族療法・保護者支援プログラム** こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。
 - ・**ファミリーグループカンファレンス** こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。
 - ・**宿泊型支援** 離れて生活する親子に対して、宿泊等しながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。
 - ・**スーパーバイズ** 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。
- 保護者支援プログラム等資格取得支援事業**：児童相談所等の職員の資格取得が進むよう、1児相あたり300千円→500千円に単価を増加
児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る
- 親子関係再構築民間団体育成事業**
保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助基準額】 (①～③児童相談所1か所当たり、
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)
- ①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円
- 【補助率】
国：1/2
都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2



＜安心こども基金を活用して実施＞

1 事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、改正法に基づくこどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。（現行のこどもの権利擁護体制強化事業を改正法に基づく取組を推進するための事業として再編）

2 事業の概要

※活動実態を踏まえた補助となるよう活動回数に応じて加算（現行事業では補助基準額は一律10,000千円）

①意見表明等支援事業：

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保する。

③こどもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村（①以外）

【補助基準額】 ① 5,901千円（活動回数120回まで）

※活動回数に応じて加算

（加算1）121～240回：2,990千円

（加算2）241回～：5,981千円

② 1,735千円 ※②単独は不可

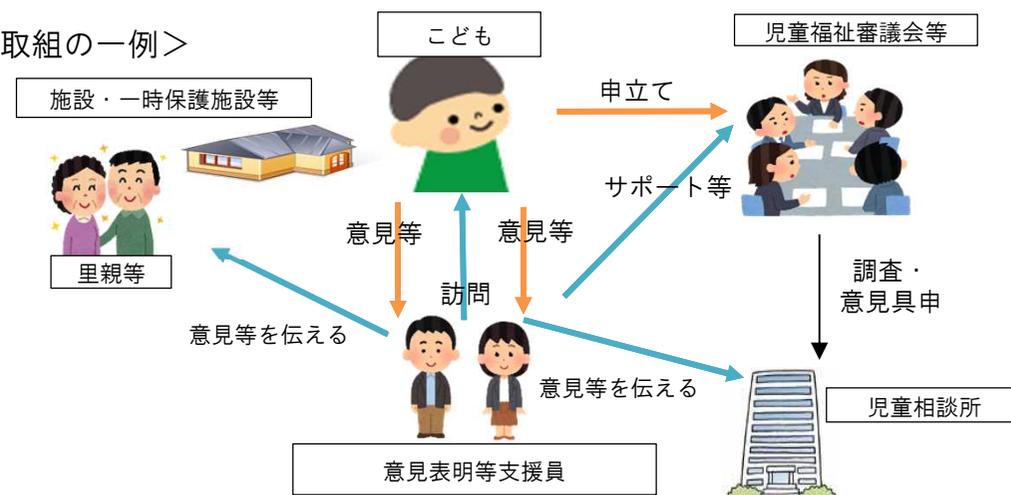
③ 児童福祉審議会の場合 3,999千円

その他の権利擁護機関の場合 5,159千円

【補助率】 国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

＜取組の一例＞



一時保護時の司法審査に関する実務者作業チームについて

- 昨年6月8日に成立した児童福祉法改正法において、**一時保護の開始時の司法審査を導入**（令和7年6月1日施行）。社会保障審議会児童部会社会的養育委員会報告書において、施行までに、その運用や実務の詳細について、法律実務に携わる者など、**実務者も構成員に含む作業チームを立ち上げて検討すべき**と指摘。
- このため、厚生労働省において、**作業チームを令和4年8月末から設置し、一時保護時の司法審査の運用及び実務の詳細等**について、実務的な観点から議論することとする。

(検討会委員) ※法務省、最高裁事務総局はオブザーバーとして参加 ※敬称略、五十音順

自治体 関係	法曹実務者 関係	学識等 関係
<ul style="list-style-type: none"> ・大浦 俊哉(東京都福祉保健局担当部長<児童相談センター人材企画担当課長事務取扱>) ・河島 貴子(世田谷区児童相談所所長) ・大久保 法彦(滋賀県中央子ども家庭相談センター所長 兼 健康医療福祉部管理監) ・薬師寺 順子(大阪府中央子ども家庭センター所長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤 康憲(東京家庭裁判所 判事) ・橋本 佳子(名古屋市中心児童相談所 主幹、弁護士) ・浜田 真樹(浜田・木村法律事務所 弁護士) 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿 はる美(一橋大学大学院法学研究科 准教授) ・中村 みどり(Children's View & Voices 副代表) ◎橋本 和明(国際医療福祉大学医療福祉学研究科臨床心理学専攻教授) ○吉田 恒雄(認定NPO法人児童虐待防止 全国ネットワーク 理事長)
計4名	計3名	計4名

一時保護時の司法審査に係る試行運用(案)について①

1. 実施の趣旨・目的

① 児童相談所の人員体制強化に係る検討

- 一時保護時の司法審査の導入（令和7年6月施行予定）により、児童相談所において新たに増加すると見込まれる一時保護状の請求に向けた事務負担・作業量等を適切に把握し、児童福祉司、法務担当事務職員等について、児童相談所の人員体制強化に係る検討を行う。

(※) 令和4年12月の児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和7年の一時保護時の司法審査の導入に向け、必要に応じて見直し、児童相談所の体制強化を図ることとしていることなどを踏まえ、必要な検討を行う。

② 「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル(案)」の試行・検討

- 一時保護時の司法審査（令和7年6月施行予定）の導入に向け、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル(案)」について、実務的な観点から試行・検討を行う。

⇒ 試行運用を通じて明らかとなった実務上の課題等については、令和6年夏頃～秋頃に予定している同マニュアルの確定に向けて、マニュアル(案)の記載内容の見直し、追加の検討等を行う。

一時保護時の司法審査に係る試行運用(案)について②

2. 具体的な実施内容

- ~令和6年春頃にかけて、10カ所程度の自治体に協力を得て、当該自治体内で進行している複数の実際の事案について、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル(案)」に沿った対応を試行的に実践してもらう。
 - 具体的には、一時保護状の請求を行うまでの流れを踏まえ、以下のような対応を試行的に行う。
 - 一時保護の要件(府令該当性及び一時保護の必要性)の検討
 - 児童及び親権者等の人定資料の取得・確認
 - 児童の意見又は意向の確認
 - 児童及び親権者等への説明、親権者等の同意及び意見の確認
 - 一時保護の要件を裏付ける資料の取得
 - 一時保護状請求書その他の裁判所提出資料の作成・準備

(※) ただし、児童や親権者等への説明は現行制度のもので実施。

(※) 事後請求の場合は、一時保護状の請求までの7日間の時間制限を踏まえて実施。
 - 実際のケースワークを通じて生じた実務上の課題、一時保護状の請求のために要した事務作業の時間・人員等について各自治体から報告を受ける。
- ⇒ 児童相談所の人員体制強化に係る検討及び「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル(案)」の試行・検討を図る。

一時保護時の司法審査の施行に向けた今後の予定について

今後の予定について

- ～令和6年春頃：司法審査試行運用
- 令和6年夏頃～秋頃：「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」確定、内閣府令改正
- 令和7年6月1日：施行

1—2. 児童虐待・困難な若者に対する新規
主要施策(R5補正、R6当初予算案)
(関係資料)

アウトリーチ支援・宅食事業【「支援対象児童等見守り強化事業」の拡充】

支援局 虐待防止対策課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業補助金＞

令和5年度補正予算：7.5億円

1 事業の目的

- 市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげる、「支援対象児童等見守り強化事業」を見直し、おむつ配布を含む宅食タイプのアウトリーチ型を強化する。
- こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

＜現行＞

「支援対象児童等見守り強化事業」

- こども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じたこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

＜見直し＞

「アウトリーチ支援・宅食事業」

- ① アウトリーチ型の強化
 - ・おむつ等の消耗品費をはじめとした巡回活動費の強化
- ② 都道府県を介した中間支援法人の活用
- ③ 実施形態の見直し
 - ・こども自身が申請できる仕組み

3 実施主体

- ① 市区町村 ② 都道府県

4 補助率

○児童虐待防止対策等総合支援事業：国2/3、都道府県、市区町村：1/3

5 補助単価案

- ① 巡回活動費強化 1か所あたり 5,218千円
- ② 中間支援法人活用 1都道府県あたり 60,000千円
- ③ 周知啓発経費(②の加算) 1都道府県あたり 28千円

こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業補助金>

令和5年度補正予算：2.2億円

1 事業の目的

- こどもたちにとって、虐待など家庭内での困りごとを、普段接点がないこども家庭センターに相談することはハードルが高いことから、こどものSOSをこども家庭センターが受け止めて必要な支援を届けるためには、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）と連携して、こども家庭センターにこどもたちがアクセスしやすい環境を整備することが必要である。
- また、こどもからのSOSをこども家庭センターをはじめとする関係機関でしっかりと受け止められる体制を整備するとともに、こどもの様々な困りごと・ニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、こども家庭センターにおける専門人材の活用を促進する。

2 事業の概要・スキーム

- ① こどもの関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）との連携・相談体制の整備
以下の取組を実施することも家庭センターに必要な経費を補助する。
 - ・ こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当することも担当相談員の配置。
- ② こどものニーズに応じた相談支援の実施のための専門人材の活用促進
 - ・ こども家庭センターに公認心理士・精神保健福祉士等の外部専門職の派遣・配置を行う場合の費用を補助。

3 実施主体

市区町村

4 補助率

○児童虐待防止対策等総合支援事業： 国1/2、市区町村：1/2

5 補助単価案

- ① こども担当相談員配置 2,715千円／人（1市区町村最大2名）
- ② 専門人材活用促進 1市区町村あたり 2,983千円

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額（案）：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
 - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
 - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたい
 など、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
- こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

2 事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。

① 宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



② 基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用するこども・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。（基本相談は必須とし、それ以外は加算で対応）



3 実施主体

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 基本分：1か所あたり17,579千円 加算分：1か所あたり23,087千円

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

令和5年度補正予算：2.7億円

1 事業の目的

- 親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付などに基づく生活援助物資を自宅等にアウトリーチ型で届けることにより、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、援助をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした事業を創設する。
- まずは、モデル事業として創設。今後モデル事業の成果も踏まえつつ補助事業として展開していくことを想定。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①生活援助物資の配布・配送

生活援助物資（食料、生理用品等の生活必需品や学用品）の保管場所の貸借に係る費用、寄付元の企業から保管場所への輸送費用、保管場所から事業対象である若者宅への配送料、事業の告知・受付等に要する費用などの事業費のほか、寄付元となる企業等の開拓・調整等の事業推進に携わる支援者（コーディネーター）の人件費を補助する。

②相談支援員の配置

上記①の実施と連携して相談援助を行う支援者を配置する際、その人件費に相当する額の加算を講じる。

【対象者】

親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する若者又はそのおそれのある若者（下記a～cに該当する者に限る）

- a) 専門学校や大学等に入学後1年以内の者 b) 定時制高校または通信制高校を卒業後1年以内の者等 c) 大学や専門学校等を卒業後1年以内の者

3 実施主体

都道府県または指定都市（NPO等の民間団体へ委託することを想定）

4 補助率

都道府県、指定都市 10/10（※モデル事業）

1 事業の目的

- 児童相談所においては、これまでも、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。
 - ※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が51%、勤務年数3年未満の児童心理司が48%（いずれも令和4年4月時点）
 - ※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。
（労働安全衛生調査（令和2年度）によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）
- 今後、昨年12月に決定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

- ・児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護所保育士、児童指導員）の魅力発信【採用支援】
- ・職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
- ・児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポート、心理職等によるリモートカウンセリングの実施【人材定着支援】

②児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

- 各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援【人材定着支援】

③VR等を活用した研修システムの作成

- 全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備する。
【人材育成支援】

3 実施主体等

- 【実施主体】①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：横浜市及び明石市（虐待・思春期問題情報研修センター事業）
【補助割合】①：国10/10 ②：国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2） ③：国10/10

1 事業の目的

児童相談所等の業務範囲は多岐に亘り、職員の業務負担は年々増大しているため、児童相談所等における業務の見直しを行い、職員が中核的な業務に注力できるよう業務負担の軽減を図ることが重要である。児童相談所等における主要な業務プロセス毎に所要時間やICT化の現状について実態を把握（※）したうえで、デジタル技術の導入によるシステムの高度化やICT化等を進め、業務改善を図る。

※ 児童相談所等におけるICT化の現状等については、今後実態調査を実施予定。なお、児童養護施設等におけるICT化の現状等の把握については、「児童養護施設等のICT化による効果的な事務処理のための調査研究」を今年度実施しているところ。

(1) 児童相談所業務効率化促進事業

児童相談所等において、更なる業務効率化を図るためデジタル技術を導入し、システムの高度化等を進め、業務改善を図る。

(2) 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報連携を図るため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行い、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。

(3) 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進することを通じて、業務負担の軽減を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 児童相談所業務効率化促進事業

例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。

① 児童相談所（都道府県等）

・一時保護状請求書（仮称）の発行（※）（既存のケース記録等と連携）

（※）改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書（仮称）を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。

・電話・会議の文字起こし

・外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等） 等

② こども家庭センター（市区町村）

・母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧・共有

・情報の共有を通じた、母子保健と児童福祉の業務連携 等

(2) 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

児童相談所・警察署等における情報共有できるシステム構築するための費用について補助を行う。

(3) 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。

3 実施主体等

(1) 児童相談所業務効率化促進事業

- 【実施主体】 ①児童相談所（都道府県等）
都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。）
- ②こども家庭センター（市区町村）
市区町村
- 【補助割合】 ①児童相談所（都道府県等）
国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2
- ②こども家庭センター（市区町村）
国：1／2、市区町村：1／2

(2) 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

- 【実施主体】 ①警察署等への端末整備 都道府県
- ②児童相談所システム改修 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助割合】 ①警察署等への端末整備 国：1／2（都道府県：1／2）
- ②児童相談所システム改修 国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2）

(3) 児童相談所等におけるICT化推進事業

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村、市町村 【補助基準額】 1か所当たり 1,000千円
- 【補助割合】 i. 児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村（こども家庭センターを含む）
国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1／2）
- ii. 上記以外
国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／4、事業者：1／4）
国：1／2（都道府県：1／8、市及び福祉事務所設置町村：1／8、事業者：1／4）
- ※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、
国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2）
国：1／2（都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4）

2. こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立 支援の強化

1 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和6年4月～（見込額））>

- 月額
 - ・全部支給：45,580円 ・一部支給：45,570円～10,760円
※令和5年度単価 全部支給：44,140円 一部支給：44,130円～10,410円
 - ・全部支給：10,770円 ・一部支給：10,760円～5,390円
※令和5年度単価 全部支給：10,420円 一部支給：10,410円～5,210円
 - ・**児童2人目と同額※R6年11月分から**（改正前は・全部支給：6,460円 ・一部支給：6,450円～3,230円）
※令和5年度単価 全部支給：6,250円 一部支給：6,240円～3,130円

加算額（児童2人目）

改（児童3人目以降1人につき）

<所得制限限度額（収入ベース前年の所得に基づき算定）> ※R6年11月分から

- 全部支給（2人世帯）：**190万円**（←160万円） 一部支給（2人世帯）：**385万円**（←365万円）

<支給期月> ○ 1月、3月、5月、7月、9月、11月

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】 818,978人（令和5年3月福祉行政報告例）

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
改 ⇒児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和（所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。）
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
改 ※ 令和5年度末までの拡充措置であった訓練期間の緩和措置（1年以上→6月以上）を恒久化。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
 《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格等
改 ※ 令和5年度末までの拡充措置であった対象資格の拡大措置（6月以上の訓練を通常必要とする民間資格）を恒久化。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【支給対象期間】修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
 修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和3年度総支給件数】7,774件（全ての修学年次を合計）

【令和3年度資格取得者数】2,757人（看護師1,133人、准看護師845人、保育士171人、美容師129人など）

【令和3年度就職者数】2,092人（看護師1,002人、准看護師468人、保育士148人、美容師100人など）

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	735か所 (94.2%)	864か所 (95.0%)

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。
 ※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
- 利用者の負担軽減及び利用促進を図るため、支給割合を一部拡充するとともに、支給方法を見直し、半年ごとの分割支給を可能とする。

2 事業の概要

<対象者>

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - 改** ① 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている者(児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃)
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る)
 - ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の实情に応じて指定した講座を含む。

<支給内容>

- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円
 - 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
 - ⇒ **改** 修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給(最大85%の支給)
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【事業実績】

令和3年度支給件数 2,248件 就業実績 1,657件

【実施自治体数】

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	721か所 (92.4%)	849か所 (93.4%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。

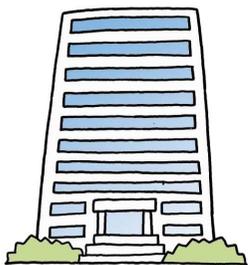
<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保に資する取り組みを実施する。

2 事業の概要

地方自治体



民間団体
<事業の全部又は一部を委託可>

離婚前後親支援事業

(1) 親支援講座

① 親支援講座

養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。

② 情報提供

親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

(2) 養育費の履行確保に資する取組

① 戸籍・住民担当部署との連携強化

戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。

② 離婚前段階からの支援体制強化

別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。

③ 公正証書等による債務名義の作成支援

公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。

④ 保証契約支援

保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。

⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助

家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。

⑥ 弁護士等による個別相談支援

弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

⑦ ADRの活用支援

裁判外紛争解決手続き（ADR）を利用した調停に係る費用への支援を行う。

⑧ 弁護士費用支援

養育費の受け取りに係る弁護士への成功報酬の支援（受取開始後1年間）を行う。

⑨ その他先駆的な取組

①～⑧のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。



- こどもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や親子交流に関する取り決めを促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可） 【補助単価】 1自治体当たり：16,000千円

【補助率】 国：1/2 都道府県・市区・福祉事務所設置町村：1/2

【R4年度実績（交付決定ベース）】 172自治体

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数（162 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、こどものしつけ・育児及び自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭等の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

2 事業の概要

- ① 相談支援事業
育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。
また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。
- ② 家計管理・生活支援講習会等事業
家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。
- ③ 学習支援事業
高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭等の親に対して学習支援を実施する。
- ④ 情報交換事業
ひとり親家庭等が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。
- 改** ⑤ **ひとり親家庭地域生活支援事業（従来の「短期施設利用相談支援事業」）**
離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。



拡充内容

○事業内容

子育てや生活一般等に関する相談助言の実施、ひとり親家庭等の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行うとともに、**施設を活用する際に必要な経費の補助**を行う。

○対象者

ひとり親家庭及び寡婦に加え、**離婚前の困難を抱える家庭**（例：離婚調停中など）を新たに対象に加える。

○施設利用期間

おおむね1週間程度を、**おおむね3か月程度**とする。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

【実施自治体数】 897か所《令和3年度》

【補助基準額】

- (1) 1か所当たり最大 12,528千円
- (2) 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に①に加算する額 4,507千円

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数（162 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

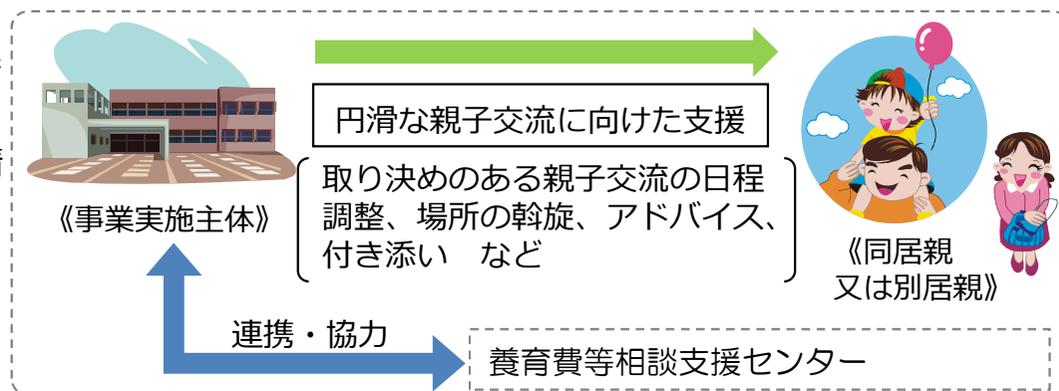
- 平成23年6月に公布された民法改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の交流が明示された。
- 適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を対象に、継続的な親子交流の支援を行う。

2 事業の概要

- 事前相談、支援内容の決定、親子交流援助等を適切に実施できる親子交流支援員を配置
- 支援の対象は、親子交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、概ね15歳未満のこどもとの親子交流を希望する別居親又はこどもと別居親との親子交流を希望する同居親

改 支援の要件としていた**児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃**

- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した親子交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、親子交流当日のこどもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、こどもの受け渡しや付き添いの際には、こどもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可）

【補助率】 国：1／2、都道府県等1／2

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施自治体数	9自治体	10自治体	15自治体	18自治体
相談件数	1,074件	928件	1,009件	719件
支援実施ケース数	69ケース	80ケース	80ケース	72ケース

*山形県、千葉県、東京都、富山県、岐阜県、長崎県、大分県、静岡市、浜松市、北九州市、熊本市、函館市、岐阜市、吹田市、明石市、高松市、松戸市、港区

1. 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

2. 事業内容（対象者、実施主体を含む）

○地域こどもの生活支援強化事業（補助基準額：最大8,502千円）

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
（補助基準額：3,070千円）

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】
（補助基準額：1,000千円）

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
（補助基準額：300千円）

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業
（補助基準額：2,912千円）

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）

○要支援児童等支援強化事業【加算措置】（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

食事の提供



体験の提供



こども用品の提供



発見

連携

支援が必要な子ども

要保護児童対策地域協議会

市区町村

こども家庭センター

学校・教育委員会

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3

1. 事業の目的

- 進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、**受験料、模試費用の補助**を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、**長期休暇の学習支援の費用加算**を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図る。

2. 事業の概要（拡充内容）

①受験料

大学等を受験する際に必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・ 高校3年生：53,000円上限

②模試費用

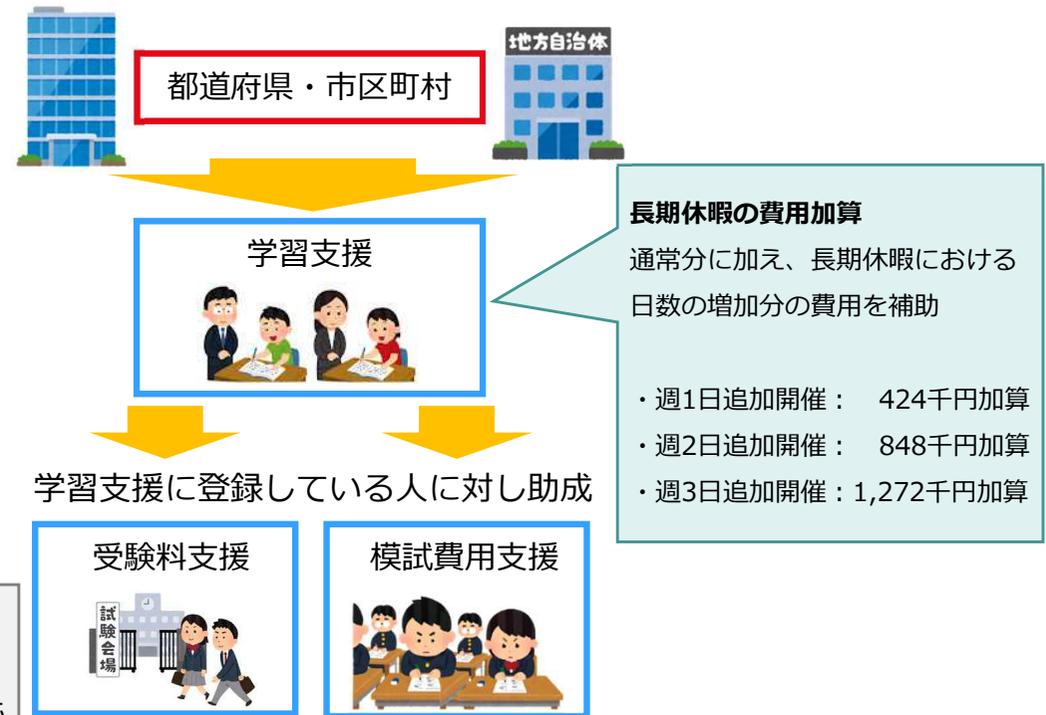
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試を受けるために必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・ 高校3年生：8,000円上限
- ・ 中学3年生：6,000円上限

③長期休暇の学習支援の費用加算

長期休暇における、学習支援の回数加算に伴う必要な費用を支弁する。

- ※ ①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者
- ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
 - イ.自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

1. 事業の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

2. 事業の概要

【1】国⇒中間支援法人

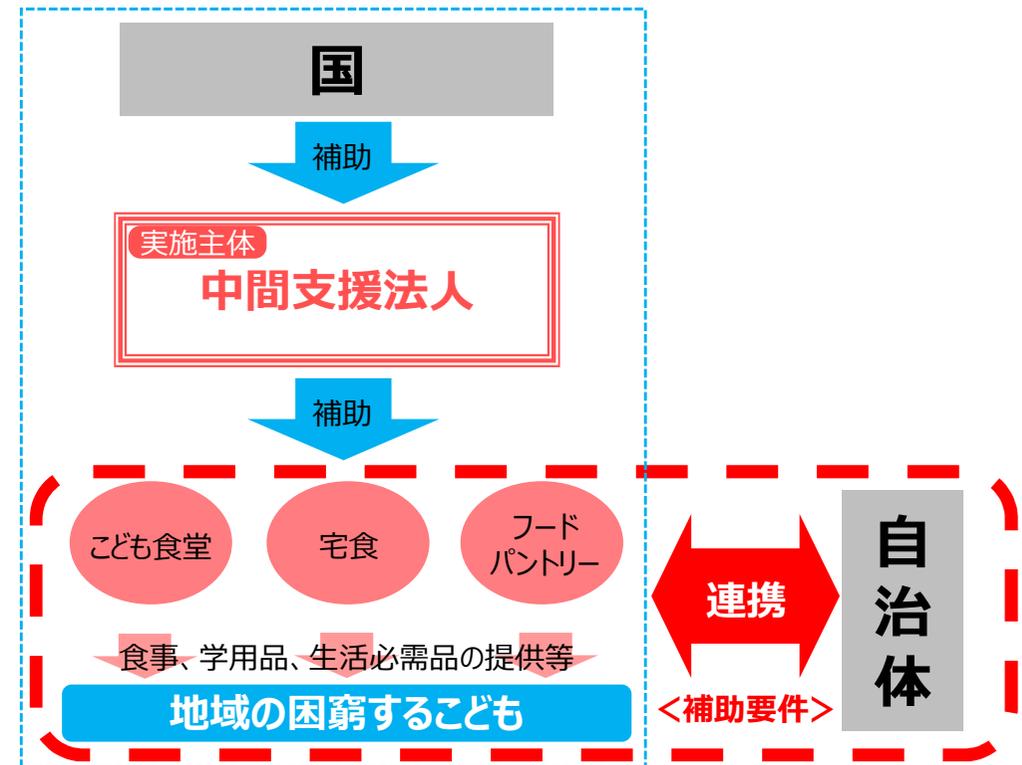
■子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

■ひとり親家庭等のこどもに食事の提供等を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体

【補助基準額】 1法人当たり：350,000千円

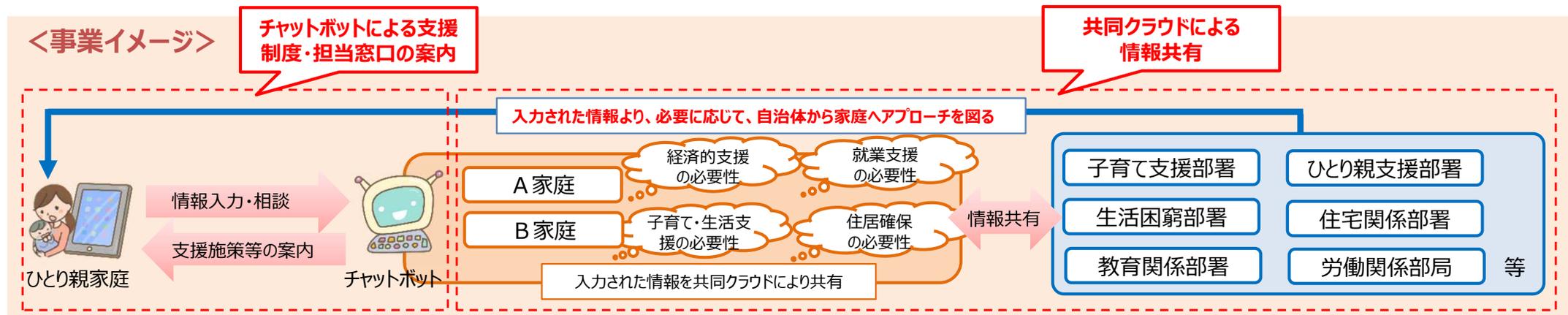
【補助率】 定額（国：10/10相当）

1. 事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 現在、実施中の調査研究事業において先進自治体の取組をまとめた事例集を作成し、周知することにより、自治体の効果的・効率的な実施を促進する。

2. 事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】 1自治体あたり：30,000千円

【補助率】 国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

1 大綱の概要

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

2 制度の内容

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け

- ・母子・父子自立支援プログラム（※）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となる。
- ・令和6年度予算を財源とする貸付を行った場合の**返済免除額（債務免除益）**について、引き続き**非課税措置を講ずる。**

（※）児童扶養手当受給者等に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせる策定する自立支援のためのプログラム。

○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付け

- ・児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃貸付、生活費貸付、資格取得貸付を行っており、家賃貸付、生活費貸付については5年間の就業継続、資格取得貸付については2年間の就業継続で返済免除となる。
- ・令和5年度補正予算を財源とする貸付を行った場合の**返済免除額（債務免除益）**について、引き続き**非課税措置を講ずる。**

3. 家庭養育環境の確保や虐待等を受けた こどもの自立支援等の強化

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>
令和6年度予算案：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算
令和5年度補正予算：40億円

1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

2 事業の概要

1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

(1) 施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職等支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。
また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,271円）を行う。

(2) 施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

(3) ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

(5) 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

<令和5年度補正予算>

○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

2 事業の概要

2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

(1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

(2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

(3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

(4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

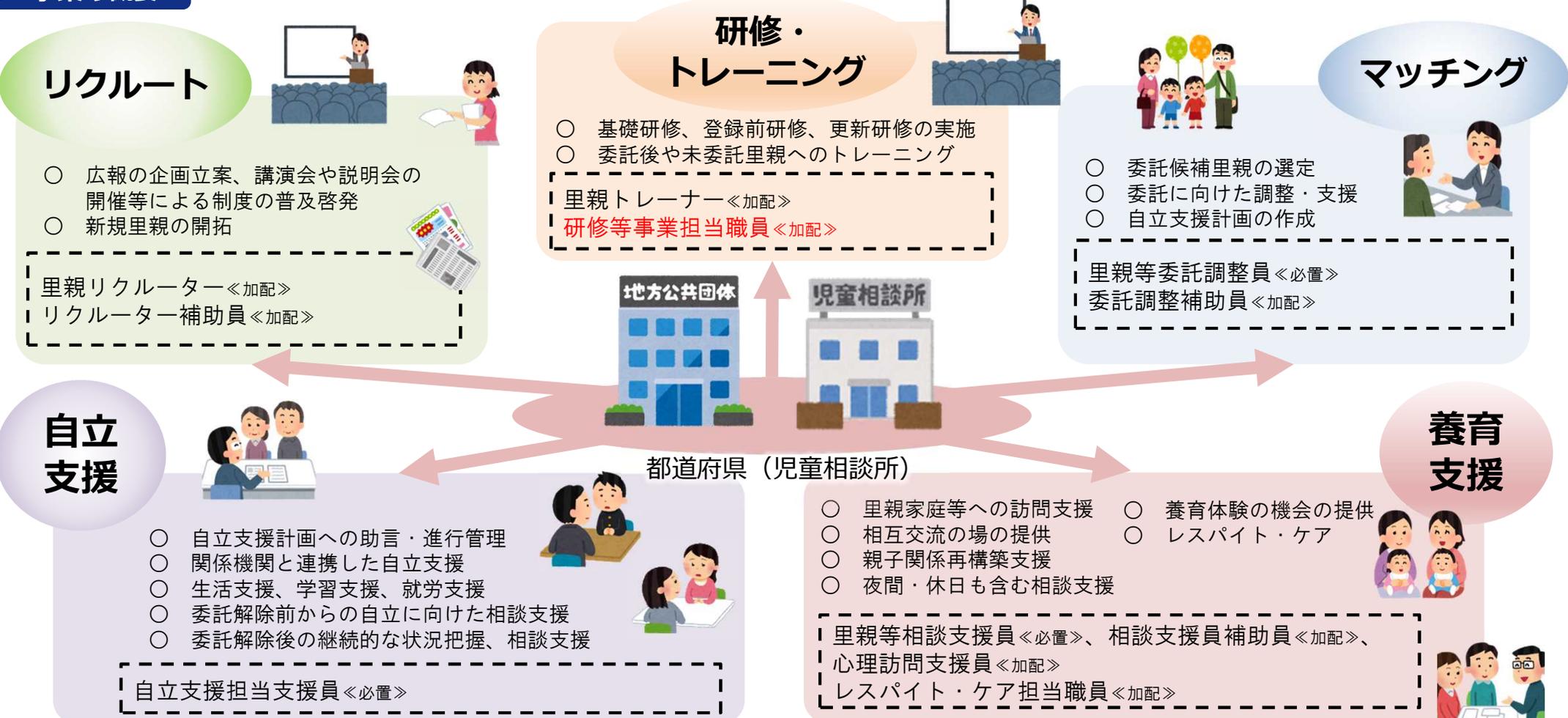
【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数（208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

2 事業の概要



＜拡充・新規内容＞ 研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2（又は2／3、3／4）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2（又は1／3、1／4）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177億円の内数（208億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
 （※）R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。

2 事業の概要

（1）養子縁組制度普及促進事業

養子縁組制度の普及のため、リクルーター等による養子縁組制度の説明会や養子縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を開催するなど、養子縁組制度の広報活動を行うことにより、養親の確保を図る。

（2）養親訪問等支援事業

養親や養親希望者に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施する。

（1）養子縁組制度普及促進事業



（2）養親訪問等支援事業



3 実施主体等

【補助基準額】

（1）養子縁組制度普及促進事業

ア 基本分		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,623千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,623千円
イ 市町村連携加算	1 か所当たり	5,800千円

（2）養親訪問等支援事業

ア 基本分	1 か所当たり	9,931千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円
80人以上	1 か所当たり	10,985千円
ウ 心理訪問支援員加算		
常勤で配置する場合	1 か所当たり	5,166千円
非常勤で配置する場合	1 か所当たり	1,552千円
エ 夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円
上記以外	1 か所当たり	2,938千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

（※）本事業は、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の1つのメニューとして実施

<里親支援センター等人材育成事業費補助金> 令和6年度予算案 74 百万円 (0 円) ※ ()内は前年度当初予算

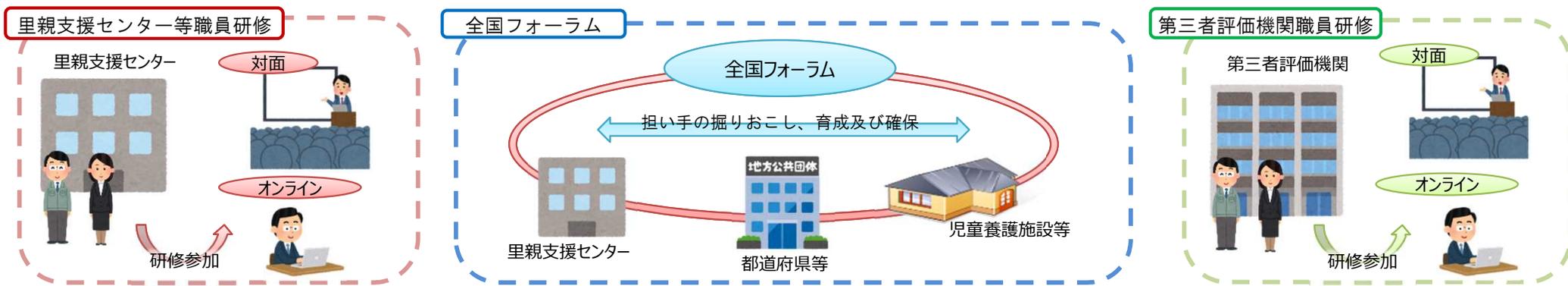
1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
- このような支援体制の構築に向けて、児童相談所や里親支援センター、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- その他、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

2 事業の概要

- (1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。
- (2) 全国フォーラムの開催
里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。
- (3) 第三者評価機関職員研修の実施
里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定） 【補助基準額】 73,707千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

(※) 研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）については、里親支援センターの職員にかかる費用は児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁し、里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施する民間フォスタリング機関等の職員にかかる費用は、「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）により補助。

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
(※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

2 事業の概要

(1) 生活費等支援

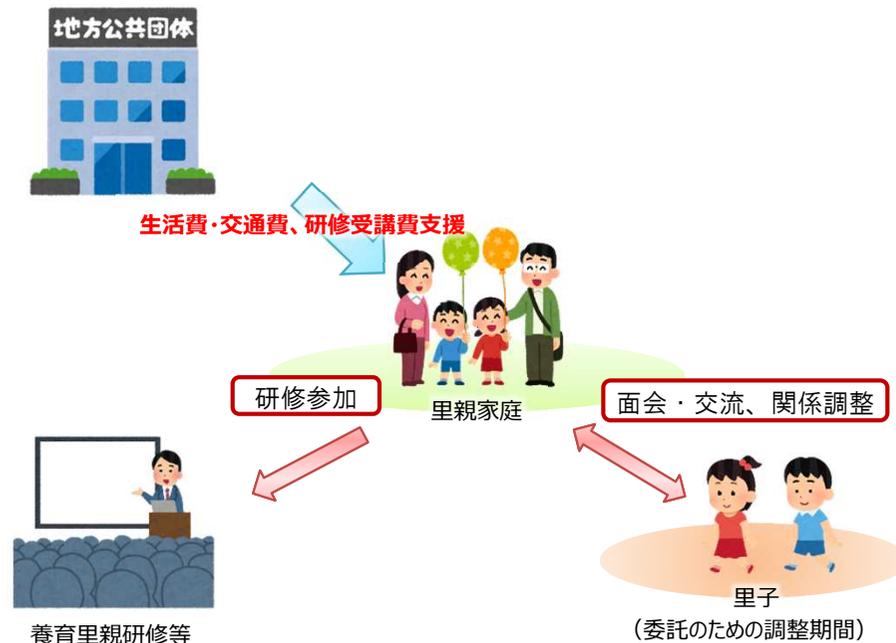
里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

《拡充内容》

⇒ 研修受講支援経費について、県外で行われる場合の研修受講旅費の単価を追加するとともに、里親負担となっているテキスト代等の費用を新たに補助対象とする。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (1) 生活費等支援		1人当たり日額	5,300円
(2) 研修受講支援	①研修受講旅費		
	ア 県内で行われる場合	1件当たり日額	3,490円
	イ 県外で行われる場合	1件当たり	50,290円
	②テキスト費用	1件当たり	20,000円
	③考査代	1件当たり	9,000円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

<安心こども基金を活用して実施>

1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2 事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

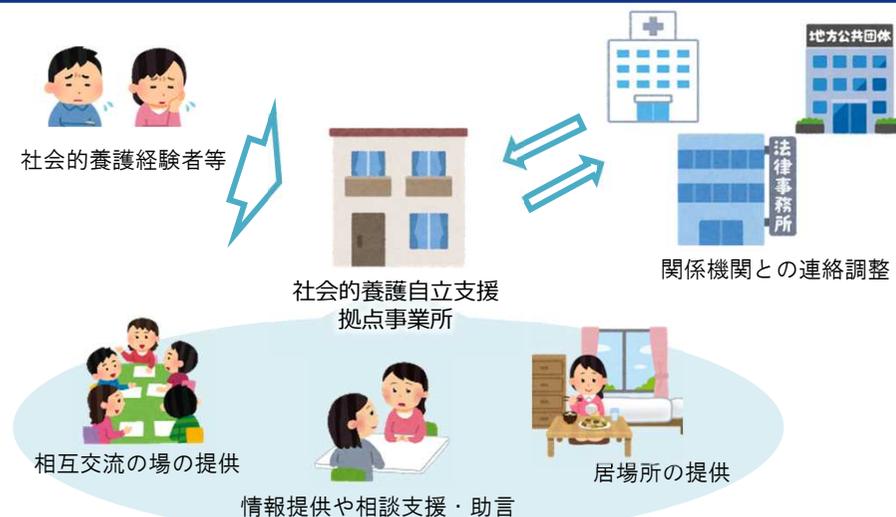
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※(1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3 実施主体等

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円
・ 支援コーディネーター1人		
・ 生活相談支援員 1人		
・ 就労相談支援員 1人		
・ 相互交流費用		
・ 関係機関連携費用		
イ 生活相談支援員配置加算		
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
オ 心理療法担当職員加算		
・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円
・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円
カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

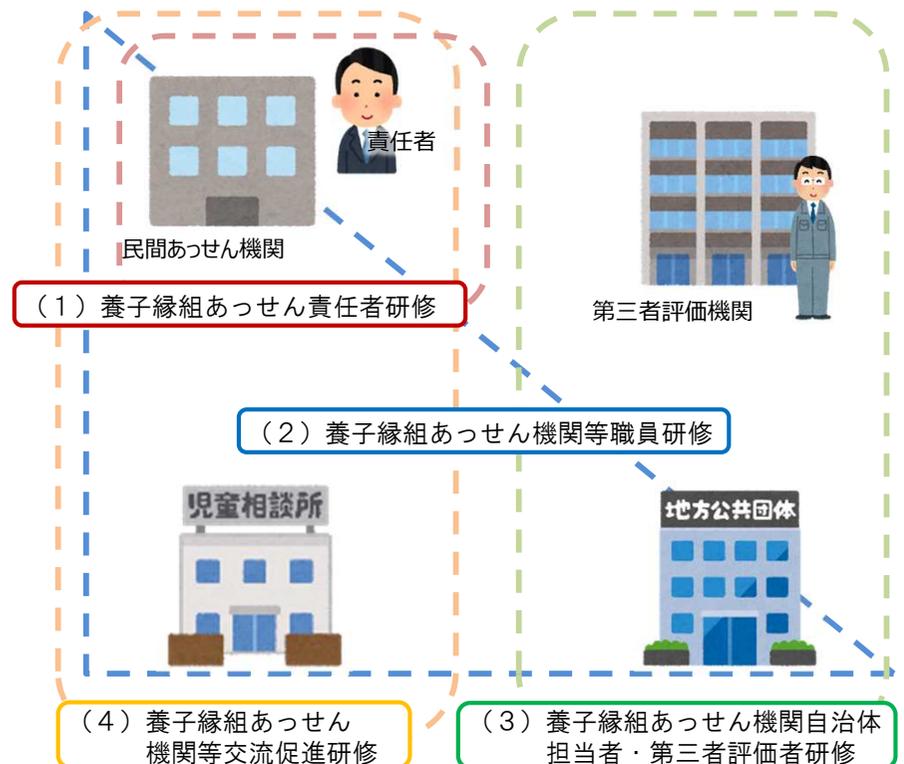
<養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金> 令和6年度予算案 45百万円 (21 百万円) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

2 事業の概要

- (1) 養子縁組あっせん責任者研修
民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。
- (2) 養子縁組あっせん機関等職員研修
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。
- (3) 養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修
許可・指導権限を有する自治体職員、第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な許可・指導等、また第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。
- (4) 養子縁組あっせん機関等交流促進研修《拡充》
養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関や児童相談所等の職員を対象とした、地域ブロックごとの研修等を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 44,699千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

※ 別途、参加者より費用を徴収（民間あっせん機関には、養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該費用を補助）

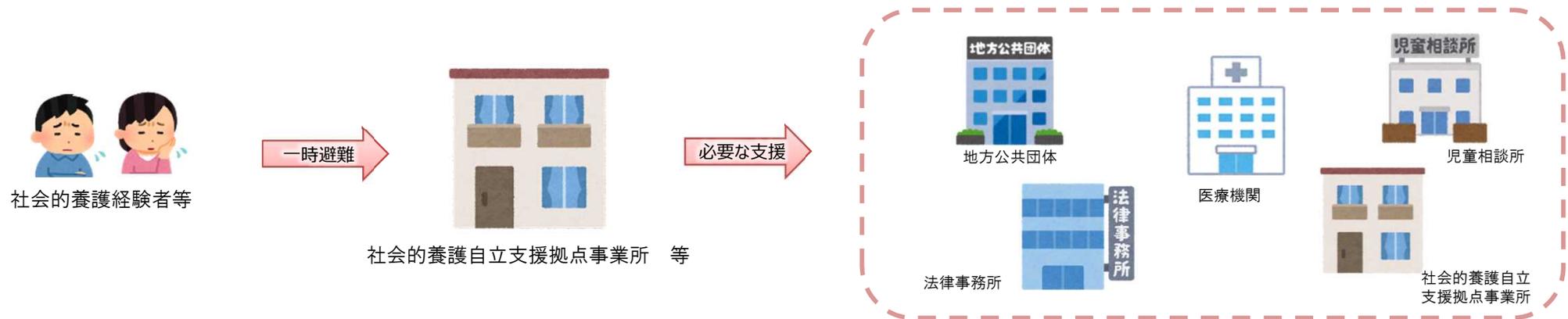
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

2 事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1 か所当たり 6,995千円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

<安心こども基金を活用して実施>

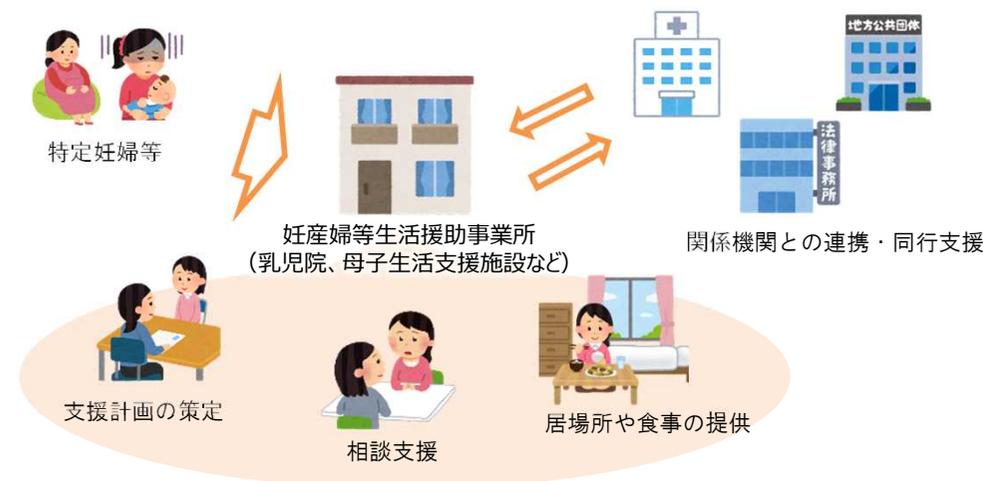
1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算		
・ 支援コーディネーター	1人		・ 宿直手当加算	1 か所当たり	1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1人		・ 居室稼働加算		
・ 母子支援員	1人		居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり	6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり	12,278千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1 か所当たり	10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり	1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり	887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり	887千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

2 事業の概要

(1)就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：2年間

(2)進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円(医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を上乗せ)

貸付期間：正規修学年数

(3)資格取得希望者

児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者

【資格取得支援費貸付】

貸付額：資格取得に要する費用の実費(上限25万円)

※ 5年間就業を継続した場合は返還免除(資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除)

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

3 実施主体、補助率

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】 定額(国:9/10相当) ※ 都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

1. 事業の目的

改正児童福祉法の施行に伴い創設される施設・事業について、令和6年4月に円滑に施行できるよう、改修費や開設準備経費の支援を行う。

2. 事業の目的・概要

令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所への支援として、里親支援センターの改修費及び開設準備経費を補助するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所と妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。

- ① 改修費（改修工事等の費用（施設整備費の対象になるものを除く））
 - ・ 里親支援センター
- ② 開設準備経費（備品購入費用等）
 - ・ 里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

3. 実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

（妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村）

【補助基準額】

（改修費）1か所当たり：800万円 （開設準備経費）1か所当たり：800万円

【補助率】

国：1／2（※）、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

（国：1／2、都道府県 1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4）

（※）里親支援センターの開設準備経費は、国：3／4とする。

また、一定の要件を満たす場合、里親支援センターの改修費に対する補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

（参考）令和6年度末までの「集中取組期間」における「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を策定し、要件（里親等委託率の見込値が①令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上、②令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して概ね3倍以上増加となっていること等）を満たす場合、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）を行っている。

令和5年度補正予算：40億円

1. 事業の目的

令和5年度人事院勧告に基づく、児童養護施設等に従事する職員の person 費にかかる追加所要額を支弁する。

2. 事業の概要

令和5年度人事院勧告に基づく person 費の追加所用額を計上するもの。



(参考) 令和5年人事院勧告
人事院のモデル試算：定期昇給分と併せて、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

【対象施設等】

児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム等

3. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区、福祉事務所設置町村

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4 (※)
(※) 市及び福祉事務所設置町村が設置している母子生活支援施設の場合

1 大綱の概要

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

2 制度の内容

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け

- ・母子・父子自立支援プログラム（※）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となる。
- ・令和6年度予算を財源とする貸付を行った場合の**返済免除額（債務免除益）**について、引き続き**非課税措置を講ずる。**

（※）児童扶養手当受給者等に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせる策定する自立支援のためのプログラム。

○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付け

- ・児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃貸付、生活費貸付、資格取得貸付を行っており、家賃貸付、生活費貸付については5年間の就業継続、資格取得貸付については2年間の就業継続で返済免除となる。
- ・令和5年度補正予算を財源とする貸付を行った場合の**返済免除額（債務免除益）**について、引き続き**非課税措置を講ずる。**

児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、贈与税、関税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、特別土地保有税)

1 大綱の概要

- 令和4年の児童福祉法の改正に伴い令和6年度に新設・拡充される施設や事業について、既存の児童福祉施設や社会福祉事業と同様に、各種の非課税措置を講ずる。

2 制度の内容

- 児童福祉法に規定する事業に係る施設の利用に要する費用に充てるため支給される金品や、第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、非課税等の措置が講じられている。
- 第208回通常国会において児童福祉法等の一部を改正する法律案が成立し、令和6年4月1日、既存の第一種社会福祉事業である**障害児入所施設を運営する事業**、第二種社会福祉事業である**児童自立生活援助事業**や**子育て短期支援事業等**について、その支援の対象範囲等が拡大されるほか、**親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業、里親支援センターを運営する事業**が社会福祉法上の第二種社会福祉事業に追加されることとなる。
- 改正児童福祉法により新設・拡充される施設・事業についても、**既存の児童福祉施設や社会福祉事業と同様に、
 - その事業に係る施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品に係る**所得税の非課税措置**
 - 一定の事業に係る施設の利用に要する費用を直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の**贈与税の非課税措置**の適用対象となる結婚・子育て資金の範囲に加える措置
 - その施設・事業の用に供する施設に係る**固定資産税、不動産取得税、事業所税等についての非課税措置等を講ずる。**

4. 令和6年度障害福祉サービス等報酬 改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について

令和5年12月6日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

はじめに

- 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）においては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「令和6年度報酬改定」という。）に向けて、本年5月よりこれまで17回にわたって議論を行うとともに、この間に、49の関係団体からヒアリングを実施した上で、各サービスの報酬等の在り方について検討を積み重ねてきた。
 - これまでの議論を踏まえ、以下の主要事項に沿って、令和6年度報酬改定の基本的な方向性について取りまとめることとした。障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である。
- <報酬改定における主要事項>
- I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
 - 1 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
 - 2 医療と福祉の連携の推進
 - 3 精神障害者の地域生活の包括的な支援
 - II. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応
 - 1 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
 - 2 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進
 - III. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し
- 具体的な改定内容（施行時期を含む）については、診療報酬や介護報酬における対応等を踏まえつつ、今後の予算編成過程を経て決定されるものである。

【これまでの開催実績】

- 第28回：令和5年5月22日 今後の検討の進め方について
- 第29回～34回：7/12・7/21・7/25・7/31・8/3・8/9 関係団体ヒアリング
- 第35回：令和5年8月31日 ヒアリングまとめ、主な論点（案）
- 第36回：令和5年9月19日 個別検討（訪問系サービス）
- 第37回：令和5年9月27日 個別検討（短期入所、施設入所支援、生活介護）
- 第38回：令和5年10月11日 個別検討（就労系サービス）
- 第39回：令和5年10月18日 個別検討（障害児関係）
- 第40回：令和5年10月23日 個別検討（共同生活援助、地域生活支援拠点等）
- 第41回：令和5年10月30日 個別検討（計画相談支援、障害児相談支援等）

- 第42回：令和5年11月15日 個別検討（就労選択支援）、経営実調結果の公表
- 第43回：令和5年11月29日 横断的事項（人材確保・業務効率化等）
- 第44回：令和5年12月6日 報酬改定の基本的方向性の整理・取りまとめ

【今後のスケジュール（予定）】

- 令和5年12月：令和6年度政府予算編成
- 令和6年2月：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（案）の取りまとめ
- 3月：関係告示の改正、通知等の発出
- 月：改定後の障害福祉サービス等報酬の適用

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

1 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

基本的な考え方

- 障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の整備の推進、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価の実施、障害の重度化や障害者の高齢化などの地域ニーズへの対応等を行う。
- 障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う相談支援について質の向上や提供体制の整備を図るとともに、障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため意思決定支援を推進する。
- 特別な支援を必要とする強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実を図る。

主な改定項目

(1) 地域生活支援拠点等の整備の推進を含めた障害者の地域移行の促進

- ① 地域移行を推進するための取組
- ② 地域生活支援拠点等の機能の充実
- ③ 自立生活援助及び地域定着支援の対象者の明確化
- ④ 自立生活援助におけるサービス提供体制の推進等

(2) グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価

- ① グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実
- ② 支援の実態に応じた報酬の見直し
- ③ 共同生活援助における支援の質の確保
- ④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い
- ⑤ 地域の実態を踏まえた事業所指定

(3) 障害の重度化や障害者の高齢化など、地域のニーズへの対応

- ① 通院等介助等の対象要件の見直し
- ② 熟練従業者による同行支援の見直し
- ③ 同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し
- ④ 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

(4) 地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実

- ① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価
- ② ピアサポートの専門性の評価
- ③ 支給決定の更新の弾力化
- ④ 自立訓練（機能訓練）におけるリハビリテーション職の配置及び提供主体の拡充
- ⑤ リハビリテーション職の配置基準
- ⑥ 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

(5) 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

- ① 質の高い相談支援を提供するための充実・強化
- ② 医療等の多様なニーズへの対応

(6) 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

- ① 強度行動障害を有する児者の受入体制の強化
- ② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援
- ③ 行動援護における短時間の支援の評価
- ④ 行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し
- ⑤ 重度障害者等包括支援における強度行動障害を有する児者などに対する支援

(7) 障害者の意思決定支援を推進するための方策

- ① 意思決定支援の推進
- ② 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

1 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備の推進を含めた障害者の地域移行の促進

① 地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設のすべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを指定基準に規定する。
- 本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、障害者支援施設の指定基準に、
 - ・ 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
 - ・ 意向確認のマニュアルを作成していることを規定し、義務化する。令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに減算の対象とする。
- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価を行う。
- 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合、新たに加算で評価を行う。
- 施設入所支援、生活介護の基本報酬における利用定員ごとの報酬設定を、10人毎に設定する。
- 生活介護等の送迎加算において、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎を加算の対象とする。
- 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

② 地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の緊急時の受入れや地域移行の推進について、計画相談支援や地域移行支援等のサービスを一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等の委託を受けた相談支援事業者において、情報連携等のコーディネート機能を担うことについて評価する。
- 平時からの情報連携を整えた短期入所及び通所系サービス事業所において、重度障害者の緊急時の受入れについて評価する。あわせて、短期入所における緊急時の受入について、緊急短期入所受入加算の単位数を見直す。

③ 自立生活援助及び地域定着支援の対象者の明確化

- 障害者の地域移行・地域生活を推進するため、同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、自立生活援助及び地域定着支援のサービスが利用できる対象者を明確化する。

④ 自立生活援助におけるサービス提供体制の推進等

- 利用者の支援の必要性に応じて、概ね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、基本報酬を見直す。
- 併設する相談支援事業所において地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助の人員基準を満たすこととする。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、他の日中活動系事業サービスと同様に、配置基準を60：1とする。
- 自立生活援助の実施主体の要件を、障害福祉サービス以外に居住支援法人等にも拡充する。

(2) グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価

① グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

- グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者に対する支援を実施するため、入居中及び退居後の定着に向けた支援を評価する。
- グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する集中的な支援の実施や、共同生活住居単位で一人暮らし等に向けた支援を実施する仕組みとして、既存の類型の枠内において、一定の期間における集中的な支援を実施する事業所を評価する。

② 支援の実態に応じた報酬の見直し

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入などサービスの支援内容の実態や収支状況の調査結果を踏まえた見直しを行いつつ、サービス提供時間の実態に応じた報酬水準へと見直す。
- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

③ 共同生活援助における支援の質の確保

- 共同生活援助等の居住系サービスにおいて、支援の質を確保する観点から、介護保険サービスの運営推進会議を参考としつつ、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を導入する。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする。
- 共同生活援助事業者において整備が義務付けられている会計に関する諸記録として、利用者から徴収した食材料費等にかかる記録が含まれることや、食材料費等として徴収した額については適切に管理すべき旨を改めて明示する。
- グループホームにおける障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方については、グループホームの支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等を来年度以降検討する。

④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。その上で、居宅介護等を長時間利用する場合については、支援の実態に応じて見直す。

⑤ 地域の実態を踏まえた事業所指定

- 地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方については、総量規制の在り方も含めて、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、引き続き検討する。

(3) 障害の重度化や障害者の高齢化など、地域のニーズへの対応

① 通院等介助等の対象要件の見直し

- 居宅介護の通院等介助等について、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域生活支援事業の地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

② 熟練従業者による同行支援の見直し

- 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。
- 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、そのような利用者の支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

③ 同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- 特定事業所加算の要件「良質な人材の確保」の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加し、専門的な支援技術を有する人材の配置について評価する。

④ 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

(4) 地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価

- 自立訓練における支援の質を担保するため、標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

② ピアサポートの専門性の評価

- 自立訓練（機能訓練及び生活訓練）について、ピアサポートの専門性を評価する。

③ 支給決定の更新の弾力化

- 複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果が見込まれる場合であって、かつ、市町村の個別審査を経て必要性が認められた場合には、さらに1回の更新が可能となるように見直す。

④ 自立訓練（機能訓練）における提供主体の拡充

- 医療保険のリハビリテーションを提供する病院及び診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（機能訓練）の提供を可能とする。

⑤ リハビリテーション職の配置基準

- 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護及び自立訓練（機能訓練）の人員配置基準として、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。

⑥ 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

- 高次脳機能障害を有する者が適切にサービスを受けることができるよう、他の障害領域と同様に、高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する相談支援事業所を評価する。
- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている自立訓練や就労支援等の通所サービスや共同生活援助等の居住サービスを評価する。

(5) 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

① 質の高い相談支援を提供するための充実・強化

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、一定の人員体制や質を確保する事業所向けの機能強化型の基本報酬及び算定要件の見直しを行う。
- 主任相談支援専門員配置加算について、地域の相談支援の中核的な役割を担っている相談支援事業所において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業の従事者に対する助言指導等を担っている場合の評価を行う。
- 地域体制強化共同支援加算について、地域生活支援拠点等と連携し、かつ、協議会の構成員となっている相談支援事業所である場合についても対象に加える。
- 市町村毎のセルフプラン率やモニタリング期間の設定状況について、国が公表し、見える化する。さらに、自治体による障害福祉計画に基づく計画的な相談支援専門員の養成や、市町村における対象者の状況に応じた柔軟なモニタリング期間の設定を促す方策を講じる。
- モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性の観点から、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合を追加する。
- 対象者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成する観点から、指定基準において、各サービスの個別支援計画について、相談支援事業所への情報提供を義務化する。

② 医療等の多様なニーズへの対応

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、多機関連携の推進や業務負担を適切に評価する観点から、加算の対象となる場面や業務、算定回数などの評価の見直しを行う。具体的には以下のとおり。
 - ・ 医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても評価する。
 - ・ 医療・保育・教育機関等連携加算及び集中支援加算について、利用者の通院への同行や関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とすることや、連携の対象に訪問看護の事業所を加えることや、算定回数などの評価の見直しを行う。
 - ・ 上記以外の関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算についても、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、評価の見直しを行う。
- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成に活用できる旨、周知する。
- 要医療児者支援体制加算等について、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所について、それ以外の事業所と差を設け、メリハリのある評価とする。

(6) 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

① 強度行動障害を有する児者の受入体制の強化

- 強度行動障害を有する児者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、10点という区切りだけではなく、点数が非常に高い児者を受け入れて適切な支援を行った場合にも評価を行う。その際、各事業所において強度行動障害を有する児者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす人材（中核的人材）を配置した場合の評価を行う。
- 強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を行う。

② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進めていく、いわゆる「集中的支援」について評価を行う。

③ 行動援護における短時間の支援の評価

- 行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直すなど、行動援護の報酬設定について見直しを行う。

④ 行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- 特定事業所加算「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対する医療・教育等の関係機関の連携に関する要件を追加する。
- 特定事業所加算の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」を追加する。
- 特定事業所加算の「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術を必要とする「行動関連項目18点以上の者」を追加する。

⑤ 重度障害者等包括支援における強度行動障害を有する児者などに対する支援

- 行動援護等の訪問系サービスの資格要件を満たした者がサービス提供を行う場合に、質の高い支援の実施として評価を行う。
- 複数のサービス事業者による利用者への支援を行うにあたり、その事業者の担当者を招集して、利用者の心身の状況やサービスの提供状況の確認等を行った場合に、その連携した支援について評価する。

(7) 障害者の意思決定支援を推進するための方策

① 意思決定支援の推進

- 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、事業者は、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない旨明記する。また、意思決定支援ガイドラインの内容（意思決定支援に必要なアセスメント、その結果を反映したサービス等利用計画等の作成及び記録等）を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。
- 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

② 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

- 障害児支援において、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画や個別支援計画の作成、個別支援会議等の実施、支援の提供を進めることを求める。

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

2 医療と福祉の連携の推進

基本的な考え方

- 診療報酬、介護報酬と同時改定である機会をとらえ、医療機関と相談支援の連携について、多様なニーズに対応しつつ、さらなる促進を図る。
- 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実や重度障害者が入院した際のコミュニケーション支援の充実を図る。

主な改定項目

- (1) 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実
 - ① 医療的ケアが必要な者等の受入体制の拡充
- (2) 重度障害者が入院した際のコミュニケーション支援の充実
 - ① 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大
 - ② 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価
- (3) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上
 - ① 感染症発生時に備えた平時からの対応
 - ② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応について
- (4) 相談支援と医療との連携のさらなる促進
 - ① 医療等の多様なニーズへの対応（P6再掲）

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

2 医療と福祉の連携の推進

(1) 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実

① 医療的ケアが必要な者等の受入体制の拡充

(生活介護)

- 医療的ケアが必要な者に対する体制や、医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価を行う。
- 医療的ケアが必要な者への喀痰吸引や入浴支援等における複数職員による手厚い体制を評価するため、より手厚く人員を配置した場合の人員配置体制加算を含め、加算の在り方を見直す。
- 重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行う。

(障害者支援施設)

- 夜間看護体制加算について、入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価を行う。
- 医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院支援について評価を行う。

(短期入所)

- 福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を設ける。
- 福祉型短期入所サービスについては、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケアを行う体制の評価を行う。
- 医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の評価を行う。
- 医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とする。

(2) 重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

① 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

- 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

② 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

- 特別なコミュニケーション支援が必要な重度訪問介護利用者が、重度訪問介護事業所の従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、事業所の職員と医療機関の職員とが事前調整を行い、連携した支援を行う場合について評価する。

(3) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

① 感染症発生時に備えた平時からの対応

- 障害者支援施設等について、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務とする。
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務づける。
- 感染症発生時における施設内感染の防止等のため、以下について評価を行う。
 - ・ 協定締結医療機関との連携体制を構築していること
 - ・ 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携し、施設において療養していること
 - ・ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- また、感染対策にかかる一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応について

- 感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け、評価を行う。
- 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する仕組みとする。

(4) 相談支援と医療との連携のさらなる促進

① 医療等の多様なニーズへの対応（P6再掲）

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

3 精神障害者の地域生活の包括的な支援

基本的な考え方

- 精神保健福祉法改正に伴い、精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を一層推進する観点から、入院から退院後の地域生活まで医療と福祉等による切れ目のない支援を行えるよう、医療と障害福祉サービス等との連携を一層進めるための仕組みに対する評価を行う。

主な改定項目

- (1) 地域生活支援拠点等の機能の充実（P 3再掲）
- (2) 自立生活援助及び地域定着支援の対象者の明確化（P 3再掲）
- (3) 自立生活援助におけるサービス提供体制の推進等（P 3再掲）
- (4) グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実（P 4再掲）
- (5) グループホームにおける支援の実態に応じた報酬の見直し（P 4再掲）
- (6) 自立訓練におけるピアサポートの専門性の評価（P 5再掲）
- (7) 相談支援と医療との連携のさらなる促進（P 6再掲）
- (8) 多職種による包括的支援を中心とした、回復期の入院患者に対する医療や入退院の支援等を含めた医療提供体制の評価
※ 診療報酬改定の具体については、中央社会保険医療協議会において議論

II. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

基本的な考え方

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る。
- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する。
- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める。
- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る。
- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める。
- 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える。

主な改定項目

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実<ul style="list-style-type: none">① 障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備② 児童発達支援センターの機能・運営の強化(2) 質の高い発達支援の提供の推進<ul style="list-style-type: none">① 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等② 関係機関との連携の強化③ 将来の自立等に向けた支援の充実(3) 支援ニーズの高い児への支援の充実<ul style="list-style-type: none">① 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実② 強度行動障害を有する児への支援の充実③ ケアニーズの高い児への支援の充実④ 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実⑤ 居宅訪問型児童発達支援の充実 | <ul style="list-style-type: none">(4) 家族支援の充実<ul style="list-style-type: none">① 家族への相談援助等の充実② 預かりニーズへの対応(5) インクルージョンの推進<ul style="list-style-type: none">① 児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進② 保育所等訪問支援の充実(6) 障害児入所施設における支援の充実<ul style="list-style-type: none">① 地域生活に向けた支援の充実② 小規模化等による質の高い支援の提供の推進③ 支援ニーズの高い児への支援の充実④ 家族支援の充実(7) 障害児相談支援の適切な実施・質の向上や提供体制の整備<ul style="list-style-type: none">① 質の高い相談支援を提供するための充実・強化（P6再掲） |
|---|--|

II. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

(1) 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

① 障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。
一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を参考に設定するとともに、難聴児や重症心身障害児について、現行の基準で求めている体制等も踏まえて、障害特性に応じた支援を行った場合の評価を行う。

② 児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所等が中核的な役割を担う場合に、中核拠点型のセンターの評価も参考に、一定の評価を行う。

(2) 質の高い発達支援の提供の推進

※特に記載のないものは児童発達支援・放課後等デイサービス共通

① 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

- 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。
※「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所において、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの策定・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。
- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。
- 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施を2段階で評価する。
- 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。
- 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、基準において実施方法を明確化する。

② 関係機関との連携の強化

- 関係機関連携加算（I）について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。
- 障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合の評価を行う。
※ 併せて、セルフプランの場合に、自治体から障害児支援利用計画（セルフプラン）を障害児支援事業所に共有、また障害児支援事業所から個別支援計画を自治体に共有して活用する仕組みを設ける。

(2) 質の高い発達支援の提供の推進 (続き)

③ 将来の自立等に向けた支援の充実

- 放課後等デイサービスにおいて、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。
- 放課後等デイサービスにおいて、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

(3) 支援ニーズの高い児への支援の充実

※特に記載のないものは児童発達支援・放課後等デイサービス共通

① 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

- 認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直しを行う。
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所についての評価の見直しを行う。
- こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。
- 医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価を行う。
- 居宅介護の特定事業所加算の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重度心身障害児を追加する。
- 医療的ケア児の受入れ先の拡充を図る観点から、共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合の評価を行う。

② 強度行動障害を有する児への支援の充実

- 強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。
- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実する。

③ ケアニーズの高い児への支援の充実

- 個別サポート加算（Ⅱ）について、要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。
- 難聴児支援の充実を図る観点から、児童発達支援センターでの評価も参考に、人工内耳を装着している児に支援を行った場合の評価を行う。
- 視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、生活介護等での評価も参考に、意思疎通に関し専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。
- 児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、放課後等デイサービス等での評価も参考に、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。
- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

④ 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実

- 放課後等デイサービスにおいて、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援の充実

- 効果的な支援を確保・促進する観点から、支援時間に下限を設定する。訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。職種異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価を行う。（再掲）

(4) 家族支援の充実

※ 特に記載のないものは児童発達支援・放課後等デイサービス共通

① 家族への相談援助等の充実

- 家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行う。
- 事業所内相談支援加算（事業所での相談援助）について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを行う。
- きょうだいへの支援も促進されるよう、家庭連携加算及び事業所内相談支援加算において、きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化する。
- 家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。
- 保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援について、児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価の見直しを行う。

② 預かりニーズへの対応

- 児童発達支援・放課後等デイサービスの基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
※ 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

(5) インクルージョンの推進

① 児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画等において具体的な取組等について記載しその実施を求める。
- 保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組についても評価を行う。

② 保育所等訪問支援の充実

- 保育所等訪問支援において、効果的な支援を確保・促進する観点から、
 - ・ 訪問支援時間に下限を設定する。個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成・見直しを求める。
 - ・ 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる保健・医療・教育・福祉等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を行う。
 - ・ 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインの活用を推進する。
 - ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスの取組も参考に、自己評価・保護者評価、訪問先評価の実施・公表を求める。
- 訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。
- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。
- 重症心身障害児や医療的ケア児、重度障害児等へ支援を行った場合に、他の障害児通所支援や障害児入所施設での評価も参考にした評価を行う。
また、強度行動障害を有する児について、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価の見直しを行う。（再掲）

(6) 障害児入所施設における支援の充実

① 地域生活に向けた支援の充実

- 早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める。
- 移行支援にあたっての関係機関との連携を強化する観点から、移行支援計画を作成・更新する際に、当該児の移行に関わる行政・福祉等の関係者が参画する会議を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った場合の評価を行う。
- 体験利用の活用を促進する観点から、強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする入所児童の宿泊・サービス利用体験時に、障害児入所施設の職員が、事前に体験先施設との連携・調整を行うとともに、体験先施設への付き添い等の支援を行った場合の評価を行う。
- 日中活動や移行支援の充実を図る観点から、職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す。

② 小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- 家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うよう努めることを求める。
- より家庭的な環境による支援を促進する観点から、
 - ・ 小規模グループケア加算について、児童養護施設の取組も参考に、より小規模なケアの評価の見直しを行う。
 - ・ 小規模グループケア加算（サテライト型）について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しを行う。
- 福祉型障害児入所施設の基本報酬について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく設定するとともに、大規模の定員区分について整理を行う。

③ 支援ニーズの高い児への支援の充実

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件について、標準的な支援を行う上で必要な内容に整理するとともに、評価の見直しを行う。加えて、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置や支援計画策定等のプロセスを求めた上で、評価の見直しを行う。
- 被虐待児に対して医療等の関係機関とも連携しながら、心理面からの支援を行った場合の評価を行う。

④ 家族支援の充実

- 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う。

(7) 障害児相談支援の適切な実施・質の向上や提供体制の整備

① 質の高い相談支援を提供するための充実・強化（P 6 再掲）

Ⅱ. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

2 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

基本的な考え方

- 障害者の一般就労への移行や就労支援施策は着実に進展している中で、さらに障害者の就労を支援するため、事業の安定的、効率的な実施、生産活動収支や工賃の改善を図る。
- 本人の就労ニーズや能力・適性ととも、就労に必要な支援や配慮を整理し、個々の状況に応じた適切な就労につなげる新しい障害福祉サービスである就労選択支援の円滑な実施に向けて対象者等の要件について整備する。

主な改定項目

- (1) 就労移行支援事業の安定的な事業実施
 - ① 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し
 - ② 支援計画会議実施加算の見直し
- (2) 就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価
 - ① スコア方式による評価項目の見直し
 - ② 経営改善への取組状況による評価
- (3) 就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価
 - ① 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し
 - ② 平均工賃月額算定方法の見直し
- (4) 就労定着支援の充実
 - ① スケールメリットを考慮した報酬の設定
 - ② 定着支援連携促進加算の見直し
 - ③ 支援終了の際の事業所の対応
 - ④ 実施主体の追加
 - ⑤ 就労移行支援事業所等との一体的な実施

- (5) 効率的な就労系障害福祉サービスの実施
 - ① 就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価
 - ② 休職期間中に就労系障害福祉サービス等を利用する際の対応
 - ③ 就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し
 - ④ 基礎的研修開始に伴う対応
 - ⑤ 施設外支援に関する事務処理の簡素化
- (6) 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施
 - ① 就労選択支援の対象者
 - ② 実施主体の要件
 - ③ 従事者の人員配置・要件
 - ④ 支給決定期間
 - ⑤ 就労選択支援の報酬体系
 - ⑥ 特別支援学校における取扱い
 - ⑦ 他機関が実施した同様のアセスメントの取扱い
 - ⑧ 中立性の確保
 - ⑨ 計画相談事業との連携・役割分担

II. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

2 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

(1) 就労移行支援事業の安定的な事業実施

① 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模と利用状況の実態に乖離が生じていることに鑑み、利用定員を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

② 支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。

(2) 就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

① スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目については、以下のように見直すとともに、事業所のスコアを公表する仕組みを設ける。
 - ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
 - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
 - ・ 事業者の経営改善への取組が一層評価されるよう、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
 - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。

② 経営改善への取組状況による評価

- 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、自治体による指導を行うとともに、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

(3) 就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価

① 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬設定に見直す。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえて基本報酬を見直す。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設する。
- 目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃を実際に向上させた場合に加算で評価する。

② 平均工賃月額の算定方法の見直し

- 事業所の中には、障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

(4) 就労定着支援の充実

① スケールメリットを考慮した報酬の設定

- 就労定着支援事業所の実態に応じた報酬設定とするため、利用者数に応じた報酬設定ではなく、就労定着率のみを用いて算定する報酬体系とする。

② 定着支援連携促進加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。

③ 支援終了の際の事業所の対応

- 就労定着支援終了にあたり、職場でのサポート体制や生活面の安定のための支援体制の構築を十分に行わない場合は減算を設ける。

④ 実施主体の追加

- 障害者就業・生活支援センター事業を行う者を就労定着支援事業の実施主体に追加する。

⑤ 就労移行支援事業所等との一体的な実施

- 就労移行支援事業所等との一体的な運営を促進する観点から、本体施設のサービス提供に支障がない場合、職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。

(5) 効率的な就労系障害福祉サービスの実施

① 就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価

- 一般就労中の障害者が就労継続支援を一時的に利用する際の評価について、就労継続支援A型のスコア評価項目となる平均労働時間及び就労継続支援B型の平均工賃月額算定から除く。

② 休職期間中に就労系障害福祉サービス等を利用する際の対応

- 一般就労中の障害者が休職期間中に就労系障害福祉サービスを利用する際、当該休職者を雇用する企業や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合等の現行の利用条件について、改めて周知するとともに、支給申請の際に、利用条件に係る雇用先企業や主治医の意見書等の提出を求めることとする。加えて、一般就労中の障害者が休職期間中に復職支援として生活介護や自立訓練を利用する際の条件を同様に明確化する。

③ 就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し

- 地方公共団体の事務負担軽減のため、報酬請求にあたっては、施設外就労に関する実績について、事業所から毎月の提出は不要とする。

④ 基礎的研修開始に伴う対応

- 令和7年度より基礎的研修が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講を必須とする。ただし、基礎的研修を受講していない場合でも令和9年度までは経過措置として、指定基準を満たすものとして取り扱う。

⑤ 施設外支援に関する事務処理の簡素化

- 施設外支援における個別支援計画の見直しを、1月に1回とする。

(6) 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施

① 就労選択支援の対象者

- 令和7年10月以降から、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

② 実施主体の要件

- 障害者就労支援に一定の経験・実績を有し、地域における就労支援に係る社会資源や雇用事例などに関する情報提供が適切にでき、過去3年間において3人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている以下の事業者を実施主体とする。
 - ・ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県等が認める事業者

③ 従事者の人員配置・要件

- 就労選択支援事業所には、就労選択支援員を配置することとし、就労選択支援の利用者に対するサービス提供時間に応じた配置とする。
- 就労移行支援または就労継続支援と一体的に就労選択支援を実施する場合は、就労移行支援等の職員（就労移行支援等の利用定員の枠内に限る）及び管理者が兼務できる。
- 就労選択支援は短期間のサービスであり、個別支援計画の作成は不要であるため、サービス管理責任者の配置は求めない。
- 支援の質を担保する観点から、就労選択支援員養成研修の修了を就労選択支援員の要件とする。
- また、就労選択支援員養成研修の受講要件としては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修（令和7年度開始予定）を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
- なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。

④ 支給決定期間

- 支給決定期間は1か月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。
- また、就労選択支援の内容のうち、「作業場面等を活用した状況把握」は、原則1か月の支給決定期間を踏まえ、2週間以内を基本とする。

⑤ 就労選択支援の報酬体系

- 就労選択支援の基本報酬も就労移行支援事業と同様に、サービス提供日に応じた日額報酬とする。

(6) 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施（続き）

⑥ 特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、3年生以外の特別支援学校高等部の各学年で実施できることを可能とする。また、在学中に複数回実施することを可能とする。また、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

⑦ 他機関が実施した同様のアセスメントの取扱い

- 就労選択支援で行う作業場面等を活用した状況把握と同様のアセスメントが、既に実施されている場合、就労選択支援事業者は、同様のアセスメントを活用できることとし、新たに作業場面等を活用した状況把握を実施せずともよいこととする。

⑧ 中立性の確保

- 就労選択支援の中立性を確保するため、以下の点について報酬告示や指定基準に規定する。
 - ・ 自法人が運営する就労系障害福祉サービス等へ利用者を誘導しない仕組み
 - ・ 必要以上に就労選択支援サービスを実施しない仕組み
 - ・ 障害福祉サービス事業者等からの利益収受の禁止
 - ・ 本人へ提供する情報に偏りや誤りがないようにするための仕組み

⑨ 計画相談事業との連携・役割分担

- 就労選択支援事業所と計画相談支援事業所は、本人の知識能力や希望も踏まえつつ、本人の自立した生活や将来の能力の向上を図るため、就労選択支援の利用前・利用中・利用後の場面でそれぞれ連携する。

Ⅲ. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

基本的な考え方

- 物価高騰、賃金上昇、支え手が減少する中での人材確保の必要性、経営の状況等を踏まえ、利用者に必要なサービスを提供できるよう、処遇改善や現場における業務効率化を図るためのICTの活用等を推進していく。
- サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の負担軽減の観点から、事務簡素化等に取り組む。
- 障害者虐待の防止・権利擁護のため、身体拘束適正化の徹底や同性介助の推進を図る。
- 障害福祉サービス等の持続可能性の確保の観点から、長期化した経過措置への対応の検討なども含め、メリハリのきいた報酬体系とするとともに、サービスの内容・質に応じた評価や、透明性の向上を図る。

主な改定項目

- (1) 賃金上昇等を踏まえたサービスの安定的な提供のための人材確保策
 - ① 処遇改善加算の一本化
 - ② 処遇改善加算の対象サービスの追加
 - ③ 相談支援人材の確保
 - ④ 人員配置基準における治療との両立支援への配慮
- (2) サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の標準化、簡素化、ICTなどの効率化等の方策
 - ① 障害福祉分野における介護ロボットの活用による加算要件の緩和
 - ② 相談支援におけるICTの活用等
 - ③ 管理者の兼務範囲の明確化
 - ④ テレワークの取扱い
 - ⑤ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化
 - ⑥ 介護老人保健施設における医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減について
 - ⑦ 生活介護におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し

- (3) サービス提供の実態やサービス内容・質に応じた評価
 - ① 経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し
 - ② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い
 - ③ 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実
 - ④ 生活介護におけるサービス提供時間ごとの報酬設定及びサービスの質の評価
 - ⑤ 情報公表制度について
- (4) 障害者虐待の防止・権利擁護
 - ① 障害者虐待防止及び身体拘束適正化の徹底
 - ② 同性介助について
- (5) 経過措置への対応(食事提供体制加算等)
 - ① 食事提供体制加算の経過措置の取扱い
 - ② 児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取扱い等
 - ③ 補足給付の基準費用額等について
 - ④ 行動援護のサービス提供責任者等に係る経過措置の延長
 - ⑤ 居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止
 - ⑥ 業務継続に向けた取組の強化
 - ⑦ 地域区分について

Ⅲ. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

(1) 賃金上昇等を踏まえたサービスの安定的な提供のための人材確保策

① 処遇改善加算の一本化等について

- 処遇改善加算について、現行の各加算・区分の要件及び加算率を組み合わせる形で段階を設けた上で、一本化及び書類の簡素化を行う。
現行3加算それぞれで異なっている職種間賃金配分ルールについては、「福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事務所内で柔軟な配分を認める」に統一する。
- あわせて、職場環境等要件に基づく取組について、取り組むべき項目等を増やすなど、より実効性のあるものとするよう見直しを行う。
- 令和5年度補正予算において、当面の対応として緊急に、福祉・介護職員の収入を2%程度（6千円相当）引き上げるための措置を実施。
その上で、診療報酬・介護報酬の動向も踏まえながら、必要な処遇改善の水準の検討と合わせて、現場の方々の処遇改善に構造的につながる仕組みを構築すべく、今後の予算編成過程で検討を行う。

② 処遇改善加算の対象サービスの追加

- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

③ 相談支援人材の確保

- 機能強化型の基本報酬を算定している相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

④ 人員配置基準における治療との両立支援への配慮

- 「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度を職員が利用する場合、週30時間以上の勤務で「常勤」として取扱い、また、「常勤換算方法」の計算においても、週30時間以上の勤務を常勤換算1として取り扱うことを可能とする。

(2) サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の標準化、簡素化、ICTなどの効率化等の方策

① 障害福祉分野における介護ロボットの活用による加算要件の緩和

- 障害者支援施設において、見守り機器を導入した上で入所者の支援を行っている施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和する。

② 相談支援におけるICTの活用等

- ICTの活用による業務の効率化を図るため、初回加算及び集中支援加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、オンラインによる面談の場合も算定可能とする。(ただし、月1回は対面による訪問を要件とする)
- 離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、ICTの活用等により、都道府県及び市町村が認める場合には、基準や報酬算定の柔軟な取扱いを認める。

③ 管理者の兼務範囲の明確化

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。

④ テレワークの取扱い

- 管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能であることを示す。また、管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。

⑤ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化

- 令和5年度中にサービス類型ごとに、申請書等の標準様式等を作成する。また、地方公共団体に対して標準様式の活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。

⑥ 生活介護におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し

- リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。

(3) サービス提供の実態やサービス内容・質に応じた評価

- ① 経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し
- ② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い
 - 視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所に対して、更なる評価を行う。
- ③ 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実
 - 生活介護において生活支援員や管理栄養士等の多職種と連携し、全ての利用者の栄養状態のスクリーニングを行うとともに、栄養状態にリスクのある者に対して個別に栄養管理を行う等、栄養ケア・マネジメントを行った場合の評価を行う。
- ④ 生活介護におけるサービス提供時間ごとの報酬設定及びサービスの質の評価
 - 生活介護の基本報酬は営業時間で設定されているところ、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の報酬設定について、区分ごと及び利用定員規模別に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設けることとする。
 - 生活介護の質を適正に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と（Ⅲ）との併給を可能としつつ、報酬体系の見直しを行う。
- ⑤ 情報公表制度について
 - 障害福祉サービス等情報公表システム上、未公表となっている事業所への報酬上の対応を行う。また、指定の更新の際に指定権者が事業所情報の公表の有無を確実に確認することとする。

(4) 障害者虐待の防止・権利擁護

- ① 障害者虐待防止及び身体拘束適正化の徹底
 - 障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、現在の身体拘束廃止未実施減算を参考として、報酬上の対応を行う。
 - 身体拘束廃止未実施減算について、施設・居住系サービスについては、身体拘束適正化の徹底を図る観点から、介護保険制度の取組を参考とした減算額の見直しを行う。
- ② 同性介助について
 - 排泄介助や入浴介助等を提供することが想定される各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

(5) 経過措置への対応等

① 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

- 食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、
 - ・ 栄養士等が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケアステーション若しくは保健所等が栄養面について確認した献立であること
 - ・ 利用者の摂食量の記録をしていること
 - ・ 定期的な体重測定やBMIによる評価をしていることについて評価を行う。その上で、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点を踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。

② 児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取扱い等

- 児童発達支援センターの食事提供加算の経過措置について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点から、
 - ・ 食事提供にあたり、栄養士等による栄養の観点からの助言・指導を受けること
 - ・ 利用児童の食事の摂取状況や身体的な成長の状況を踏まえて食事提供を行うこと
 - ・ 食事の内容や食事環境、食事の時間の過ごし方等について、食を通じた様々な体験ができるよう配慮すること
 - ・ 家族等からの食事や栄養に関する相談等について対応すること等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする。その上で、他制度とのバランス等を踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

③ 補足給付について

- 「基準費用額」（食費・光熱費）については、障害福祉サービス等経営実態調査等や、診療報酬及び介護報酬における食費等の取扱いとのバランスにも留意の上で見直す。

④ 行動援護のサービス提供責任者等に係る経過措置の延長

- 行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件に、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置を設けているが、これを令和8年度末まで延長し、その後廃止する。

⑤ 居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止

- サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を廃止する。

⑥ 業務継続に向けた取組の強化

- 障害福祉サービスにおいても、介護報酬と同様、感染症もしくは自然災害のいずれかの業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

⑦ 地域区分について

- 地域区分については、介護報酬における令和6年度報酬改定の内容を含め、引き続き、原則として、介護報酬と同じ区分とする。（平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置を適用している自治体において、当該自治体の意向により令和8年度末まで延長。）
- また、平成30年度報酬改定時以降に介護報酬と同じ区分に変更した自治体に対しても改めて意向を確認した上で、従前の区分を選択できるように見直す（令和8年度末までの適用）。

5. 令和6年度障害児支援関係予算案等 について

5—1. 令和6年度障害児支援関係予算案

令和6年度当初予算案 4,690億円 (4,483億円) 令和5年度補正予算額 3.2億円

1 事業の目的

都道府県が支弁する障害児通所措置費・給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用を負担する。

2 事業の概要

(1) 障害児入所（通所）措置費

都道府県が支弁する障害児通所措置費及び障害児入所措置費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用

障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

(2) 障害児入所（通所）給付費

都道府県が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所給付費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付費

契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

(3) 障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

○障害福祉サービス等報酬改定への対応【拡充】

物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な改定率を確保する。(障害福祉サービス等報酬：+1.12%)

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：入所部分（国1/2、都道府県1/2）、通所部分（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

要求額の内訳

(1) 障害児入所（通所）措置費： 16,201,404千円（15,978,585千円）

(2) 障害児入所（通所）給付費： 443,513,949千円（423,557,097千円）

(3) 障害児相談支援給付費： 9,288,851千円（8,733,410千円）

令和6年度当初予算案 54億円 (54億円)

1 事業の目的

都道府県が支弁する障害児通所措置（給付）医療費及び障害児入所措置（給付）医療費に要する費用を負担する。

2 事業の概要

(1) 障害児入所（通所）措置医療費

都道府県が支弁する障害児通所措置医療費及び障害児入所措置医療費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）措置医療費

（入所）虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用のうち、医療に係る分
（通所）障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援と併せて肢体不自由児通所医療を提供した場合に要する費用

(2) 障害児入所（通所）給付医療費

都道府県が支弁する障害児通所給付医療費及び障害児入所給付医療費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付医療費

契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用のうち医療に係るもの

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【負担割合】入所部分（国1/2、都道府県1/2）、通所部分（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

（内訳）

(1) 障害児入所（通所）措置医療費： 1,152,189千円（1,135,305千円）

(2) 障害児入所（通所）給付医療費： 4,239,527千円（4,248,253千円）

地域障害児支援体制強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算案 177億円の内数（208億円の内数） 令和5年度補正予算額 15億円

1 事業の目的

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

① 児童発達支援センターの機能強化等

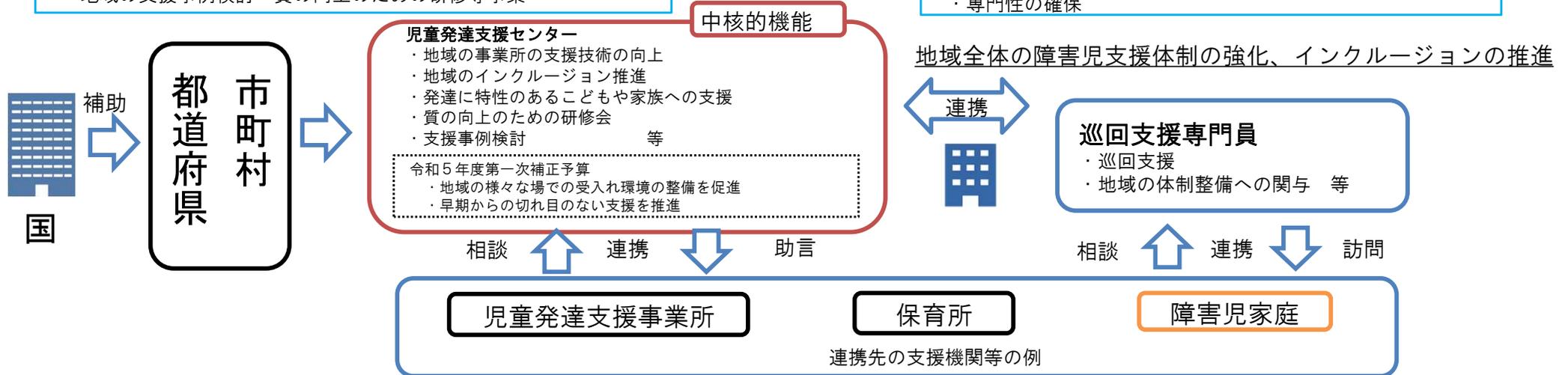
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・ 児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・ 地域の事業所の支援技術の向上
- ・ 地域のインクルージョン推進のための事業
- ・ 発達に特性のあるこどもと家族のサポートの事業
- ・ 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・ 巡回等の活動計画の作成
- ・ 巡回等支援
- ・ 戸別訪問等
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域の体制整備への関与
- ・ 専門性の確保



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 市町村事業 : 国 1/2 , 市町村 1/2
都道府県事業 : 国 1/2 , 都道府県 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

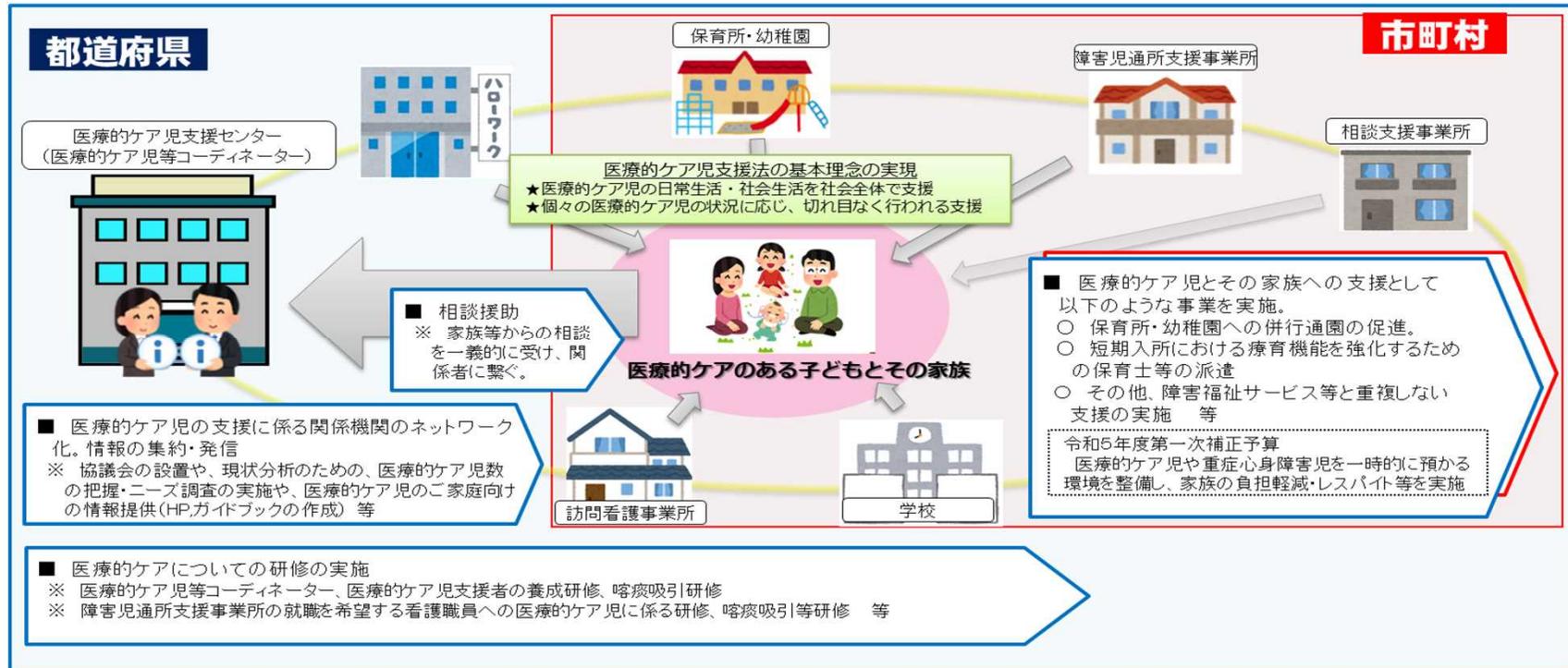
令和6年度当初予算案 177億円の内数（208億円の内数） 令和5年度補正予算額 7.6億円

1 事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ
- 【負担割合】 国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2

聴覚障害児支援中核機能強化事業

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度当初予算案 177億円の内数（208億円の内数）

1 事業の目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保して1～5の事業を実施する。

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置

医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。

2. 聴覚障害児支援の関係機関の連携強化

医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。

3. 家族支援の実施

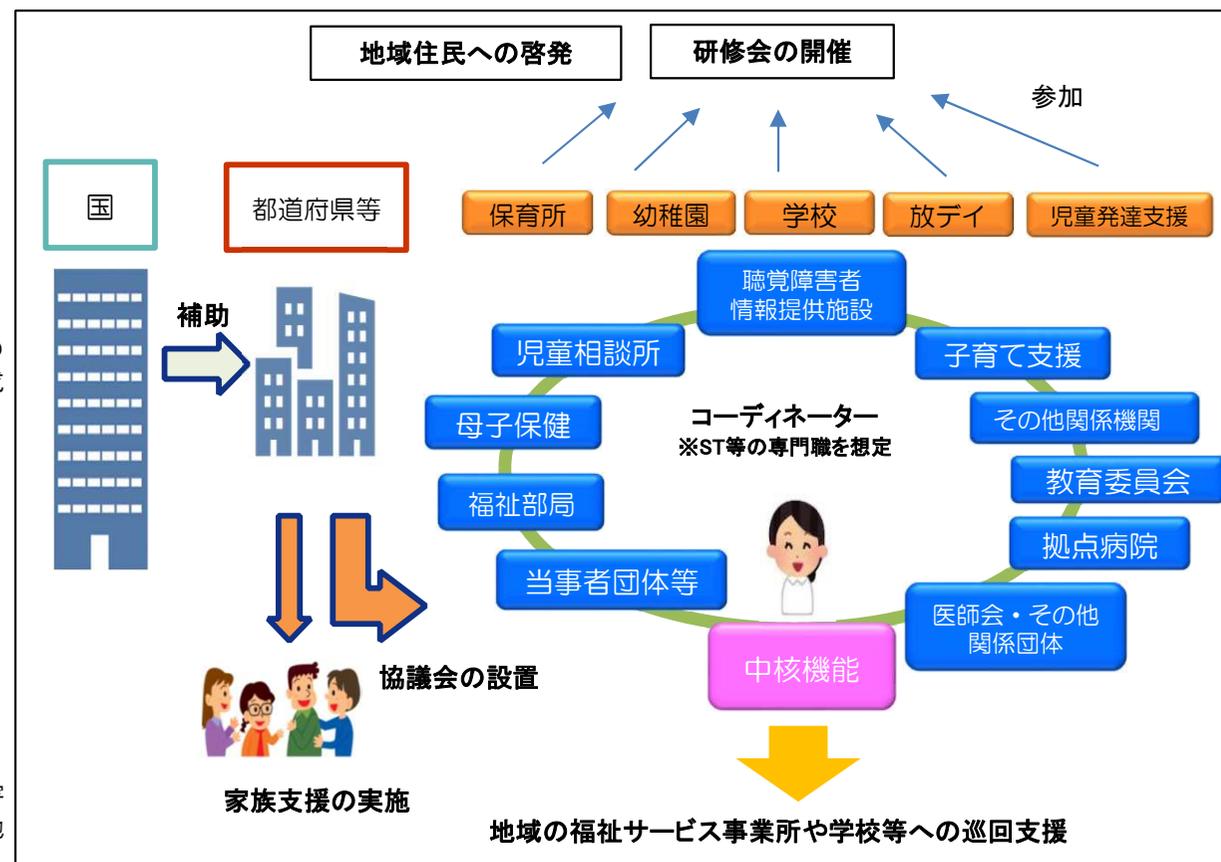
- ・ 家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
- ・ 聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
- ・ こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。

4. 巡回支援の実施

保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。

5. 聴覚障害児に関する研修・啓発

保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度当初予算案 177億円の内数

1 事業の目的

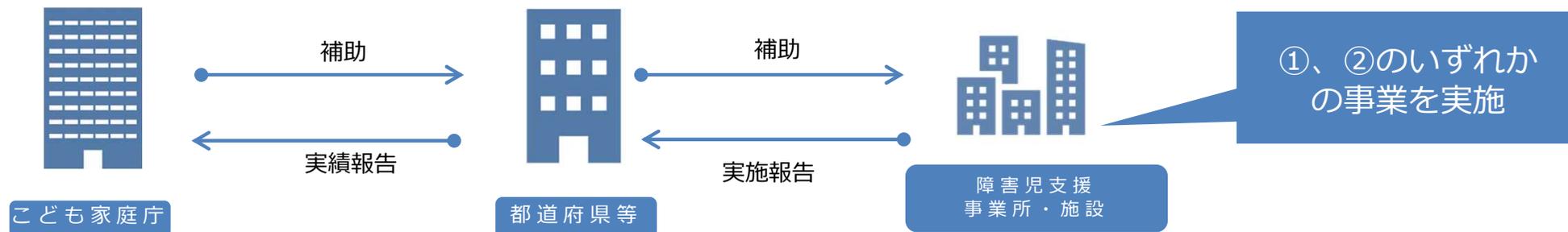
障害児通所支援事業所において、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。

2 事業の概要

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

- ① ICTを活用した子どもの見守り支援事業
- ② 登降園管理システム支援事業

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 負担割合：①②国3/5、都道府県・指定都市・中核市 1/5、事業者1/5
- ◆ 補助単価（年額）：
 - ① 1事業所あたり200千円
 - ② 端末購入を行わない場合は1事業所あたり200千円
端末購入を行う場合は1事業所あたり700千円

地域支援体制整備サポート事業

支援局 障害児支援課

自治体実施分 <児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算案 177億円の内数

令和5年度補正予算額 0.5億円

国実施分

令和6年度当初予算案 0.1億円

1 事業の目的

令和6年4月1日の改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

2 事業の概要・スキーム

【国実施分】

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、見える化の取組、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する（自治体実施事業とも連携）

【自治体実施分】

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（地域支援体制整備サポート職員）を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

（例）

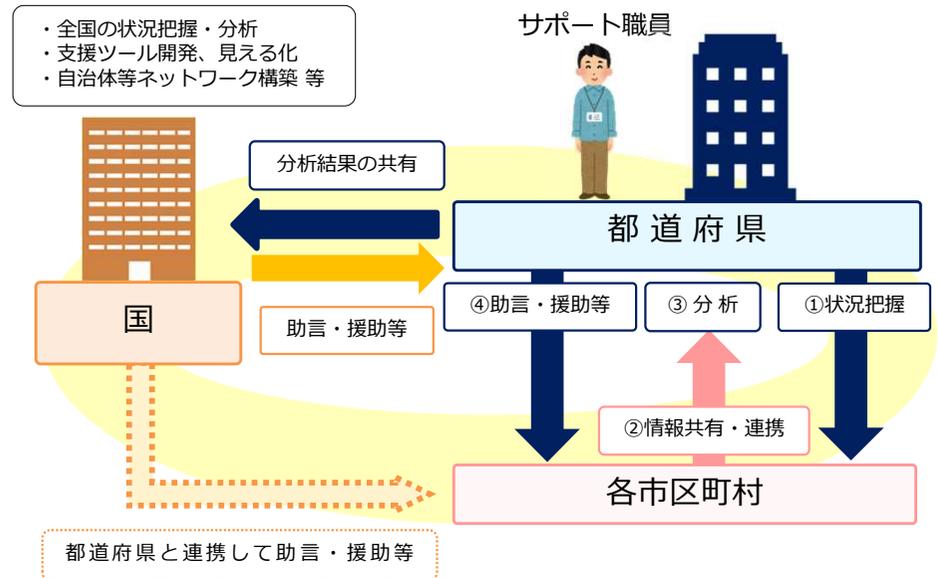
- ・児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- ・保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- ・母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- ・医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- ・障害児相談の体制整備の状況も踏まえた支給決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

（状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携）

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

3 実施主体

国実施分：国（委託により実施）

自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市

4 補助率

自治体実施分：国 10/10

令和4年度から令和6年度の3カ年国債で確保 令和4年度予算額 0.65億円

令和6年度当初予算案 0.65億円 (0.65億円) ※ ()内は前年度当初予算額 (デジタル庁一括計上予算)

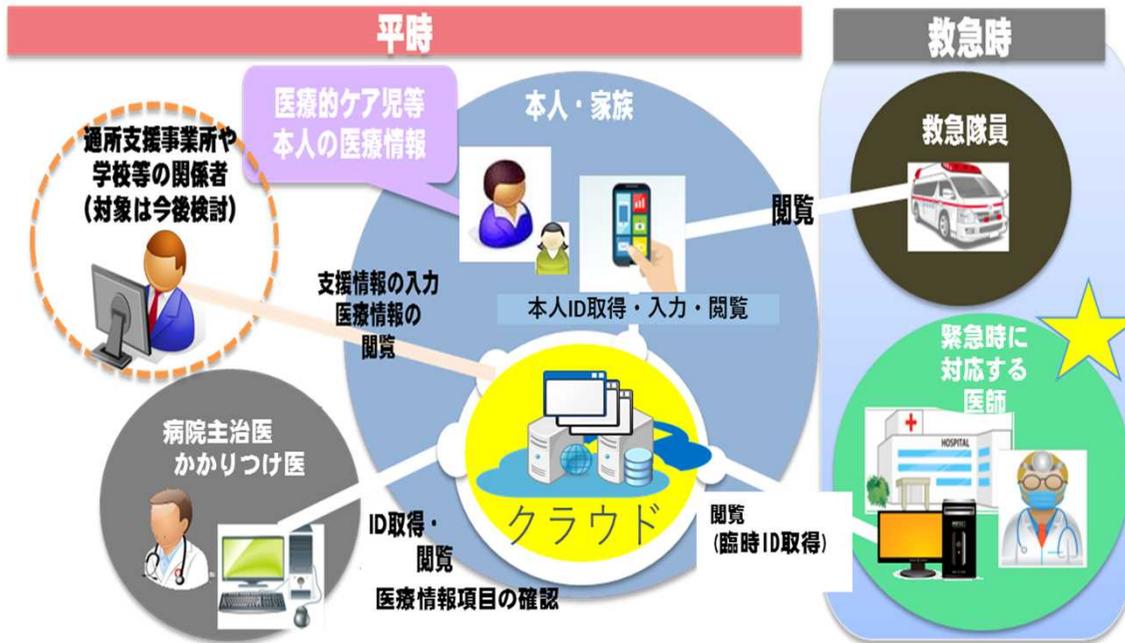
1 事業の目的

- 医療的ケアが必要な児童等（以下「医療的ケア児等」という。）が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

2 事業の概要・スキーム

- 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」(MEIS)について、運用・保守を行う。

※ MEIS : **M**edical **E**mergency **I**nformation **S**hareの略称



【基本情報画面】

【救急サマリーのページ】

3 実施主体等

国 (委託により実施)

5—2. 令和5年度障害児支援関係補正予算

地域障害児支援体制強化事業

支援局 障害児支援課

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数>

令和5年度補正予算

15億円

1 事業の目的

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

① 児童発達支援センターの機能強化等

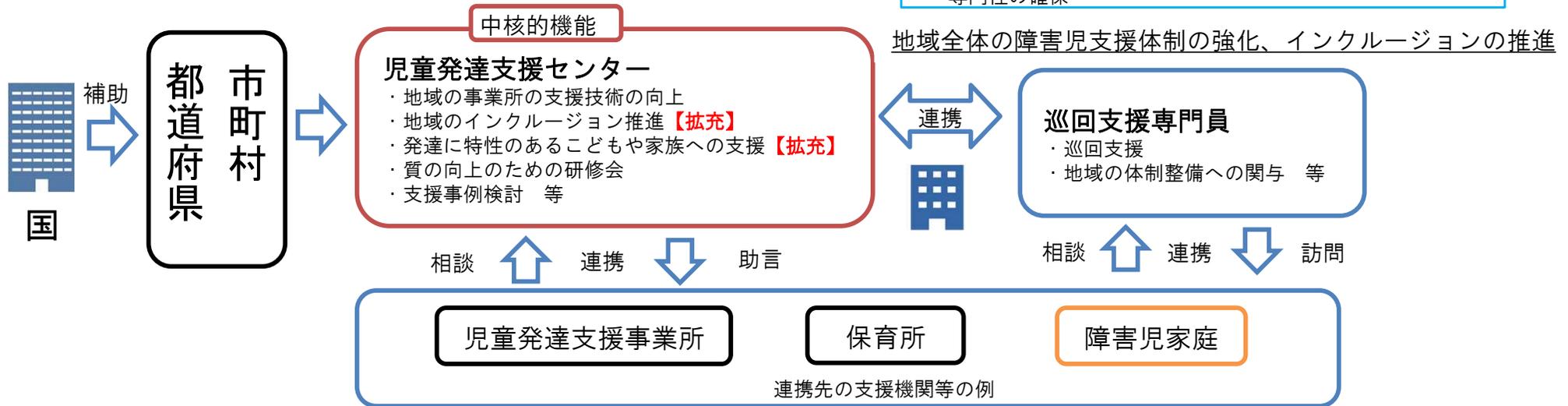
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・ 児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・ 地域の事業所の支援技術の向上
- ・ 地域のインクルージョン推進のための事業
- ・ 発達に特性のあるこどもと家族のサポートの事業
- ・ 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・ 巡回等の活動計画の作成
- ・ 巡回等支援
- ・ 戸別訪問等
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域の体制整備への関与
- ・ 専門性の確保



3 実施主体等

都道府県・市町村

4 補助率

市町村事業：国1/2、市町村1/2
※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる
都道府県事業：国1/2、都道府県1/2

5 拡充内容

- 地域の子ども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組の推進。
- 乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組の推進。

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数＞

令和5年度補正予算

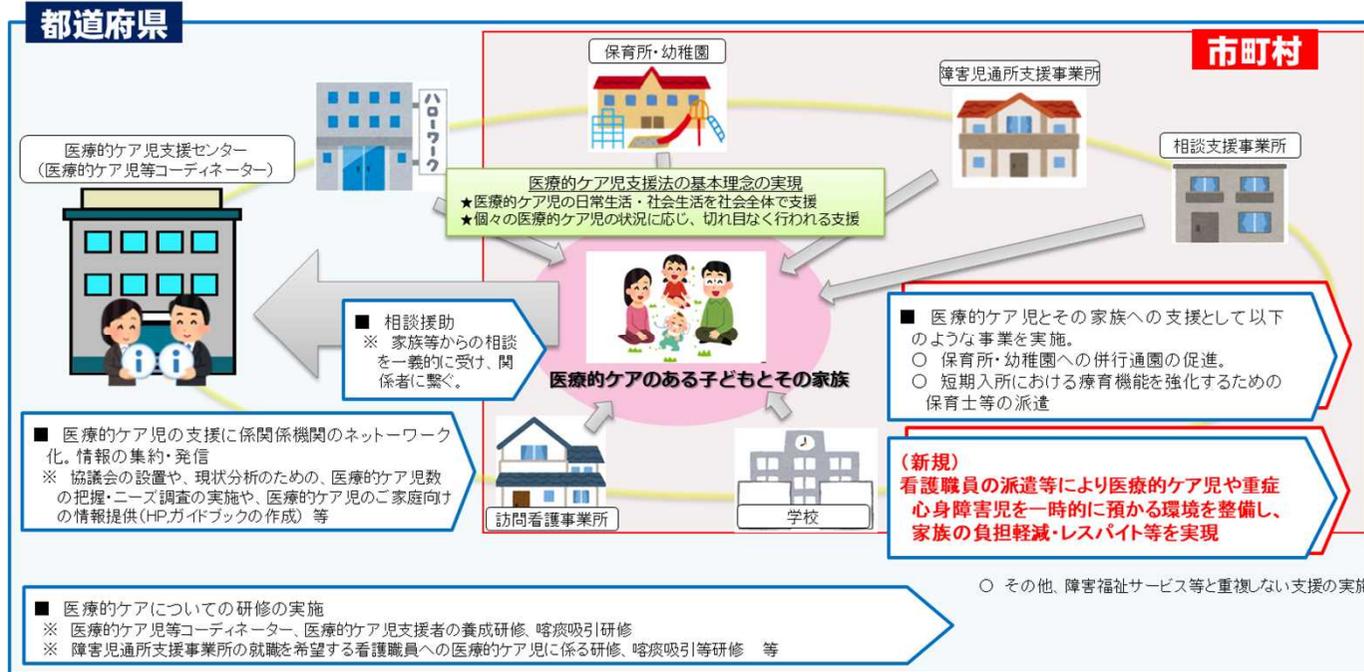
7.6億円

1 事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



3 実施主体

都道府県・市町村

※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ

4 補助率

国 1/2、都道府県 1/2
又は市町村 1/2

5 拡充内容

- 家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備する。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算 5.2億円

1. 施策の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

2. 施策の内容

＜管内保育所等＞

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



体制整備等

＜自治体＞

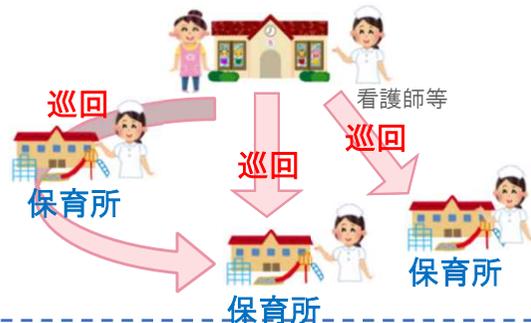
検討会の設置



ガイドラインの策定

【自治体による看護師確保】自治体が看護師等の確保をした上で必要な施設に対し、**効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を行う。**

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】

○基本分単価

- ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算、**さらに効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設。(1自治体あたり5,010千円)【拡充】**)

○加算分単価

- ② 研修の受講支援【拡充】 1施設当たり 300千円
※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。
- ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,232千円
- ④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,232千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
- ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 577千円
- ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
- ⑦ **医療的ケア児の備品補助【拡充】1施設当たり 10万円**
(医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等)
- ⑧ **災害対策備品整備【拡充】1施設当たり 10万円**
(災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等)
※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

*医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ
3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3

国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数>

令和5年度補正予算

1.4億円

1 事業の目的

近年のこどもの発達の特性の認知の社会的広がりにより、幼少期に発達支援につながるようになってきた一方で、こどもの発達の特性への対応を専門とする医師の不足等が要因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月も待たされる中で、スムーズに支援につながらないという実情がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強化することで、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進める。

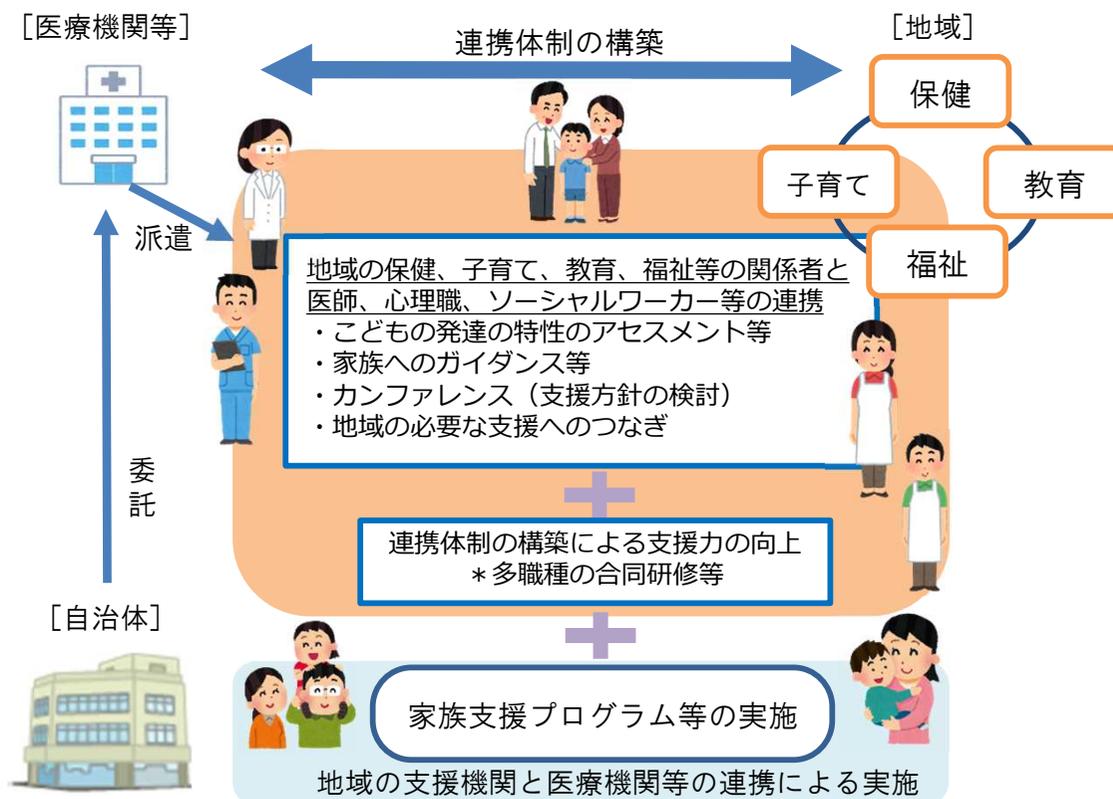
2 事業の概要・スキーム

発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。

また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等、障害児通所事業所の関係者等とのカンファレンスを実施することを通して、こどもの発達特性の見立てを共有し、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



3 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市

4 補助率

国 1 / 2, 都道府県等 1 / 2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数>

令和5年度補正予算

0.5億円

1 事業の目的

令和6年4月1日の改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

2 事業の概要・スキーム

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（地域支援体制整備サポート職員）を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

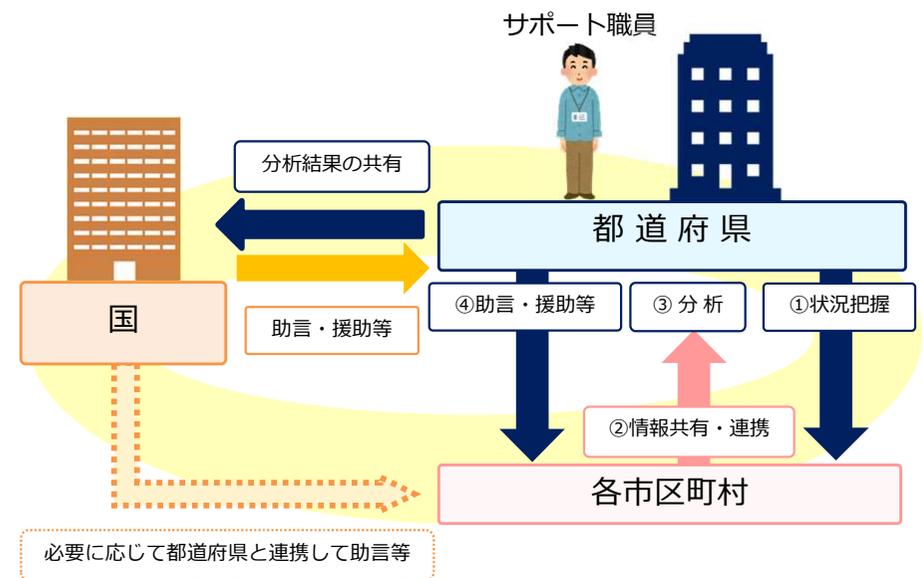
(例)

- ・児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- ・保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- ・母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- ・医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- ・障害児相談の体制整備の状況も踏まえた支給決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、管内の現状や課題等について情報共有を行うため、市区町村向け説明会の開催や市区町村に対する助言・援助等を行う（状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携）

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

3 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

4 補助率

国 10/10

令和5年度補正予算

42億円

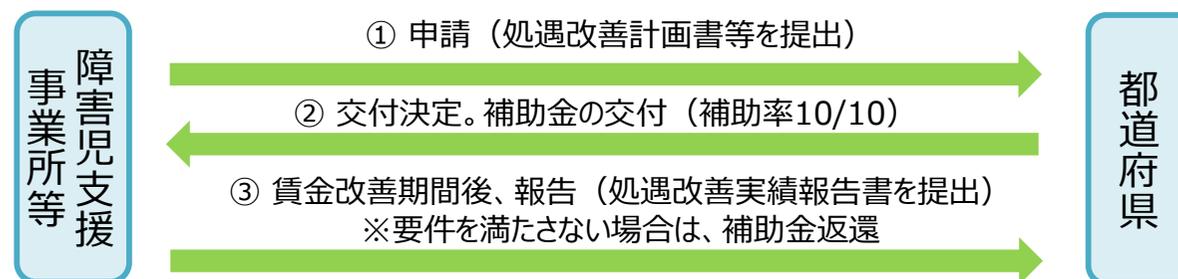
1 事業の目的

春闘における賃上げに対し、介護業界の賃上げが低水準であることを踏まえ、必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害福祉職員の更なる処遇改善を行う。

2 事業の概要・スキーム

障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に上乗せする形で、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。

- 対象期間 令和6年2月～5月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）
- 補助金額 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- 対象職種 福祉・介護職員（事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。）



※上記のほか、補助金の申請・支払い等の事務に対応するため、都道府県の事務費等を確保

3 実施主体等

都道府県

4 補助率

国 10/10

1 事業の目的

- 障害児入所施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う（措置費に限る）。

2 事業の概要

- 障害児施設措置費の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 給与法の改正後に、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和5年4月まで遡って障害児施設措置費の引上げ等を行う。

（参考）令和5年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる（4.4月→4.5月）

3 実施主体等

【対象】 障害児入所施設、障害児通所支援事業所に従事する職員

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】 ○国 1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市 1 / 2

○国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業

支援局 障害児支援課

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数>

令和5年度補正予算

4.7億円

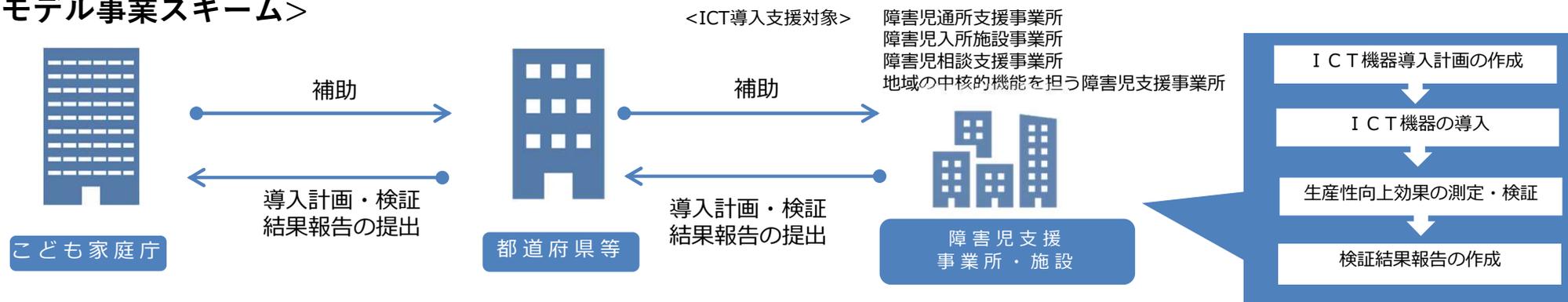
1 事業の目的

- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供することができるよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT導入に係るモデル事業を実施する。
- また、地域の中核的機能を担う障害児支援事業所（児童発達支援センター等）が行う地域の事業所等との連携・調整のオンライン化のための環境の整備に要するタブレットやWi-Fi機器等の購入費用の補助を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- モデル事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を以下のスキームにより測定・検証のうえ国に報告する。

<モデル事業スキーム>



3 実施主体

都道府県、指定都市、中核市

4 補助率

- 事業所に対する導入支援：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
- 事業所に対する研修：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

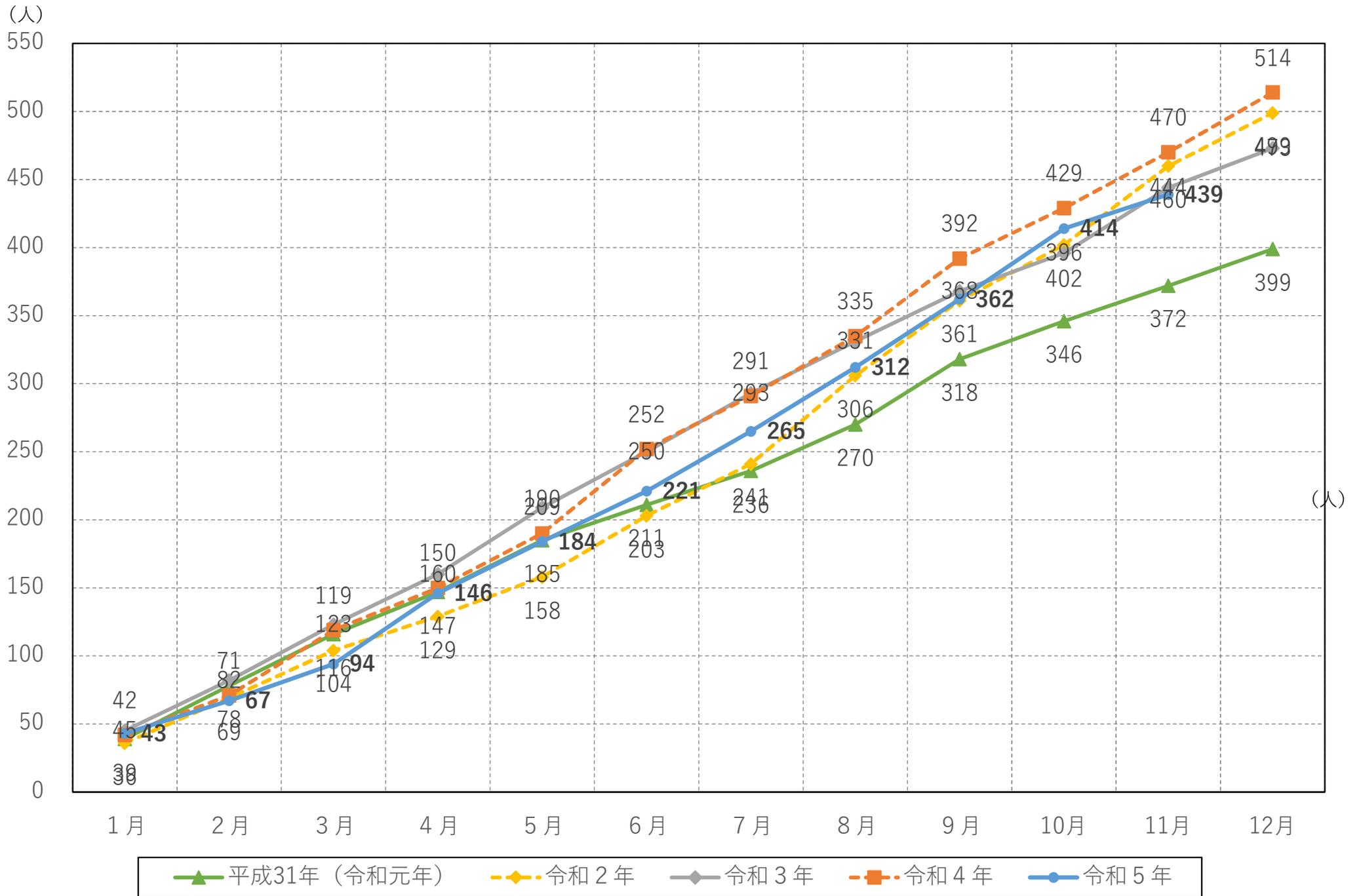
5 拡充内容

- 業務効率化の早期達成及び職員の業務負担軽減を可能とするため、障害児支援事業所等におけるICT機器等の導入に係る経費を要求する。
- 地域の障害児支援の中核的機能を担う児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備に係る費用の補助枠を創設する。

6. こどもの自殺対策について

小中高生の自殺者数の最近の動向（月別累計）

令和5年12月15日現在



※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

「こども・若者の自殺危機対応チーム」について

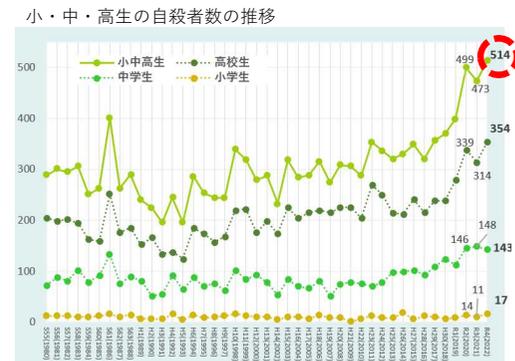
背景・課題

我が国の**児童生徒の自殺者数**は近年増加傾向にあり、昨年は統計を取り始めた昭和53年（1978年）以降**最も多い514名**に上った。日本はG7で唯一、**10代の死亡原因の第一位が自殺**であり、我が国において**こども・若者の自殺対策が喫緊の課題**となっている。

特に、**学校（教育委員会等）と地域（基礎自治体や保健所、医療機関等）の連携が大きな課題**である。地域には様々な分野の自殺対策の専門家がいるにも関わらず、学校と地域との連携体制が整っていないために、結果として**こども・若者に対して専門的な支援を行うことができていない**ケースが少なくない。



※補助線のある平成18年（2006年）に自殺対策基本法が施行



JSCP ゲートキーパー研修について

- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)において、「ゲートキーパー」に関するe-ラーニング教材を作成しました。
- 自治体職員向けに作成しており、①傾聴編(約15分)、②連携編(約35分)で構成されており、動画を視聴後、確認テストを受け合格することで、研修修了となります(全体で約1時間)。
- 自治体職員以外の方も、①傾聴編を受講することにより、ゲートキーパーに必要な知識を得ることができます。

【受講の流れ】

